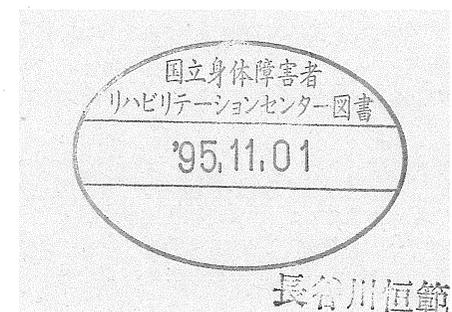


0369/7

日本の身体障害者

— 昭和55年身体障害者実態調査報告 —

厚生省社会局更生課



序にかえて

第6回身体障害者実態調査は、昭和55年2月15日を調査時点として実施され、同年7月10日、基礎的数値を発表することができた。爾来、各方面からその詳細な分析結果を報告するようという強い要請を受けていたところであるが、今般よりやくまとめられたのでここに報告する。

身体障害者実態調査は、昭和26年12月の第1回調査以来、5年毎に実施されてきたのであるが、昭和50年の調査が集計不能となり、今回は10年ぶりの実施となったものである。

本年は、障害者の「完全参加と平等」をテーマとする「国際障害者年」である。障害者問題の昨日をふりかえり、今日を見つめ、明日を考える好機であり、問題解決のための長期行動計画の策定が当面の課題となっている。

一方、身体障害者福祉法も制定以来30年余を経て今、一つの転機にあり、その見直しが進められている。こうした時期に身体障害者の実態が明らかにされるとの意義は極めて大きく、関係方面のご利用とご検討を期待したいと思う。

なお、本調査の実施にあたっての障害者関係団体のご理解とご協力、各都道府県指定都市及び福祉事務所関係者のご労苦に心からの敬意と感謝の意を表したい。また、この解析に当っては、厚生大臣官房統計情報部社会統計課の西野謙治補佐を中心に、同社会局更生課の西沢（現環境庁）、塩崎（現保護課）、浅野の各補佐及び河野専門官、北本、有馬、塩出の各事務官が激務の寸暇をさいとりくんだものであることを特記しておきたい。

以下、調査実現までの経緯と所感を述べて序にかえることとする。

調査の経緯と若干の感想

昭和50年調査が集計不能となった理由は一部の障害者団体等の反対により10数県で調査の実施が不可能となったためである。

当時、障害者団体等が調査反対の理由として掲げた事項は、概ね次の3点である。

- 1) 調査の目的が、障害者を家庭や地域から隔離し、施設に收容しようとするところにあること。
- 2) 調査用語、調査事項に障害者の人権を侵害するおそれのあるものがあること。
- 3) 調査の実施に関して障害者団体等に事前の協議がなかったこと。

こうした立場からの反対運動は、厚生省、都道府県、福祉事務所などかなり広い範囲にわたって集団交渉、座りこみなどの形で展開され13都府県で集計不能となり、全国集計もまた不可能となったのである。

たしかに、指摘されるような誤解を生ずる部面が当時の行政をとりまく環境、方向のなかに一部とはいえ認められたことは否定できない。しかしながら、調査阻止という事態がうみ出した悪影響

には、はかり知れないほどのものがあった。

その第一は、身体障害福祉施策の企画立案、予算の編成にあたって45年調査結果に依存せざるを得なかった点である。実に10年の長きにわたって古いデータによってわが国身体障害者福祉のあり方が左右されてきたのである。

第二には、障害者運動への偏見と障害者問題を敬遠する風潮の醸成である。

実態調査反対運動の激しい展開の後遺症として残されたものは、①障害者運動は極端なもの、話しあう余地のないもの、②障害者問題はタブーだ。ヤケドをするからそっとしておけといった「偏見」と「敬遠」の風潮であった。とりわけこうしたふんいきは障害者福祉行政担当者に著しく、ある種の「ことなかれ」主義をも生み出していたようである。

「データの無いところに計画はなく」「計画の無いところに行政はない」というのがわたくしの信念である。昭和53年の春、身体障害者福祉を担当することになって今更のようにデータの不足に驚かされた。予算積算数値が現実ばなれていることにもあきれた。また一方、障害者福祉関係者の障害者団体ないし障害者運動に対するアレルギーの強いことにも驚いた。

何とかしなくてはいけないという思いにかられながら決心したのが、実態調査の実施であった。それによって「新しいデータを得る」とともに「障害者アレルギーの克服」をも期待したのである。

特に、昭和56年に国際障害者年を控えていたことも調査実施を決意する要因となった。できれば、この年を期しておくれがちな身障福祉の画期的前進を図りたいと考えていたし、国際的情報交換の場に10年前の古めかしいデータを出す恥しさを味わいたくないという思いも強かったからである。

幸い、昭和54年度予算の中に関係者各位のご理解を得て約3,300万円の調査費を計上することに成功した。大蔵省折衝の過程で「敢えて火中の栗を拾うのですか？」と理解と同情を示されたことが印象に残っている。

予算は確保したもののいよいよ調査の実施である。

54年4月早々「調査原案」の作成に入り、5月中旬「全国的規模をもち、前回調査に関りのある障害者団体等」に調査素案を送付し、協力を依頼した。10団体のうち6団体からは、前向きなご意見とともに賛成する旨の回答を得たが、3つの障害者団体からは引き続き協議しなければ賛否は決められない旨の回答があり、自治労からは障害者団体の態度をみてからという返事もらった。

障害者団体との協議は、5月から12月まで約半年にわたり延50回を数えたが、特に問題となった事項は、次のようなものであった。

(1) 身体障害者福祉の理念に関すること

ア. 身障者が家庭や地域で生きていける条件整備 — 施策の方向、現状をめぐる論議

イ. 生活保障の確立を最優先と考える主張

ウ. 収容施設の意義の明確化 — 1部団体からは不要論が根づく主張された。

エ. 障害者の発生予防の意義 — 1部の団体からは障害者の発生予防対策は、障害者の存在否に連なる旨の指摘があった。

(2) 実態調査の方法、用語に関すること

ア. 障害原因からの「先天性」の削除 — 優性保護、精神衛生施策等に悪用されるおそれがあるからという。

イ. 人権、プライバシーを侵すがごとき調査事項の削除 — 学歴、収入額、婚姻歴等

ウ. 収容対策を推進するような調査事項の削除 — 「施設収容の要否」

エ. 調査員他計方式から自計郵送方式への切りかえ

(3) 過去の行政方針等のあり方に関すること

ア. 過去の身障行政の功罪 — 行政責任の追及

イ. 前回調査をめぐる追及

ウ. 現行施策の不備に関する追及

エ. 行政機関、施設、医療機関等の現業活動での事例、追及 — 職員の言動、処遇のあり方等

54年12月中旬、障害者団体との協議は最終段階を迎えた。双方が前向きで誠意をもって話しあったこともあって漸く「全面的賛成はできないが反対はしない」「賛成はできないが、今後諸問題について継続協議する」といった回答が出されるに至り大勢が決した。明けて1月末、障害者団体の動向を見守るとしていた自治労も基本的には反対しない旨を明らかにされたのである。

こうして、2月15日現在を調査時点とする調査は大した混乱もなく無事終了することになったのであるが、こうした成果を収め得た要因は次の5点に要約できそうである。

1) 誠意をもってのねばり強い話しあい

2) 身体障害者福祉を前進させなければという願望の一致

3) 障害者運動の成長 — 障害者の主体性の確立、よきリーダーの存在

4) マスコミの理解ある対応 — 調査の意義についての理解と反対運動への冷静な対応

5) 都道府県担当責任者の毅然たる対応 — 数県でみられた反対運動への説得と対応は見事であった。

昭和56年7月

厚生省社会局更生課長

板山賢治

【参考】

I. 日本の障害者（在宅+施設入所）

1. 基本となる心身障害児者	約 352万人
(1) 心身障害児者	251万6千人
ア 身体障害児（17才以下） （児童福祉法）	11万1千人 （45年10月）
イ 身体障害者（18才以上） （身体障害者福祉法）	203万人 （55年2月）
ウ 精神薄弱児・者 （精神薄弱者福祉法）	35万6千人 （45年10月）
エ 重度心身障害児 （児童福祉法）	1万9千人 （49年9月）
(2) 精神障害者 （精神衛生法）	101万人
2. その他難病患者等	約 100万人 以上
総計（1+2）	約 452万人 以上

II. 世界の障害者（国連の資料による）

- 今日、世界には、およそ4億5千万人の障害者がいると推定されているが、その大半は、発展途上国において生活している。
- 全世界の障害者
世界各国において、少くとも国民の10人に1人は何らかの障害をもっている。
 - 事故（特に家庭内事故）…… 毎年少くとも2,000万人が事故にあい、そのうち11万人が恒久的な機能障害をもつ。
 - 交通事故…… 毎年1,000万人が頭部外傷、脊髄損傷、切断などの大事故にあっている。
 - 病気と栄養失調…… 恒久的な障害を伴う病気や栄養失調は、特に発展途上国に多く、例えば、ハンセン氏病には毎年2,000万人が罹り、毎年25万人の子供がビタミン不足で盲目となっている。
 - 精神病…… 10人に1人は人生のある時期精神病となっている。
 - 視覚障害…… 世界中には、1,000万人～1,500万人
 - 難聴…… 7,000万人が聴覚障害
 - 脳性まひ…… 1,500万人
 - てんかん…… 1,500万人
 - 脳血管障害…… 富める国に顕著
 - 戦傷…… 紛争は絶えず、悲劇は続いている。

目次

序にかえて

第1章 調査の概要 16

- 1 調査の目的
- 2 調査の対象及び客体
- 3 調査の時期
- 4 調査の事項
- 5 調査の方法
- 6 調査の機関
- 7 調査票の回収状況と推計方法

第2章 調査結果の概要 26

- 1 身体障害者の障害の現状 26
 - (1) 障害の種類 26
 - 全国の身体障害者数（18歳以上）は2,030,000人、そのうち在宅の身体障害者は1977,000人。 26
 - 肢体不自由者が全身体障害者の57%と過半数。 26
 - 身体障害者は10年間に50%増加。なかでも肢体不自由者の増加が著しい。 28
 - 国民1,000人のうち身体障害者は23.8人。したがって国民42人に1人が身体障害者。身体障害者の出現率も逐年高率化の傾向。 28
 - (2) 障害の程度 31
 - 障害の程度が1級は293,000人、2級は355,000人、10年前に比べ重度化の傾向。 31
 - 視覚障害者、重複障害者のほぼ半数は1・2級の重度障害者。 32

(3) 年 齢	34
□ 60歳以上の身体障害者は1,067,000人、54.1%で、身体障害者全体の年齢構成の高齢化が進む、	34
(4) 障害の原因と障害の発生時期	36
□ 障害の原因は「事故」によるもの24.5%、「疾病」によるもの63.8%。	36
(5) 障害の原因となった疾病	39
□ 障害の原因となった疾病は、視覚障害者では「網脈絡膜・視神経系疾患」が、内部障害者では「心臓疾患」が高い割合。	39
(6) 身体障害者手帳の所持の状況	41
□ 手帳の所持者は1,433,000人、全身体障害者の72.5%、視覚障害者、肢体不自由者の手帳を所持している割合が高い	41
(7) 治療・機能回復訓練または職業訓練の受療・受講の状況	43
□ 身体障害者の55.3%が何らかの治療・訓練を受け、殊に内部障害者、肢体不自由者に受療・受講者が多い。	43
2 身体障害者の日常生活	46
(1) 身体障害者の世帯	46
1) 世帯人員	46
□ 身体障害者の世帯の平均世帯人員は3.87人で一般世帯の3.30人に比べ世帯規模が大きく、とくに聴覚障害者の世帯は4.07人ともっとも大きい。	46
2) 世帯員構成による各種類型別世帯	47
□ 単独世帯は7.4%、核家族世帯は46.4%、三世帯世帯は32.6%で、全国の一般世帯に比べて三世帯世帯の割合が身体障害者の世帯は2倍。	47
□ 高齢者世帯は12.6%、常雇者世帯は36.6%と全国の一般世帯より少なく、自営業者世帯(17.7%)、農耕世帯(24.5%)は全国一般世帯より多い。	48
3) 世帯主からみた続柄	50
□ 世帯主は51.6%、父母18.7%、配偶者17.4%の順に多く、長子は4.2%、その他の子は3.0%。	50
4) 配偶者の状況	50
□ 配偶者のいる身体障害者は65.8%、未婚は11.6%、死別・離別などは22.6%、40歳未満の身体障害者の「有配偶」の割合が低い。	50
□ 視覚障害者の「有配偶」、1級の重度障害者の「有配偶」の割合が低い。	52

5) 身体障害者とその世帯の所得税及び市町村民税の課税状況	53
□ 身体障害者のいる世帯の23.9%が市町村民税、所得税とも非課税。身体障害者本人の課税状況では、市町村民税は67.1%、所得税は77.5%が非課税。	53
6) 生活保護の受給状況	55
□ 生活保護を受けている身体障害者は98,000人、身体障害者20人に1人が受給し、全国保護率の4倍強。	55
(2) 住宅の所有状況と改造の状況	56
1) 住宅の種類別所有状況	56
□ 「持ち家」に居住している身体障害者は80.4%、「借家」は17.4%、借家のうち「公営住宅」は4.5%で、全国の一般世帯に比べ「持ち家」の割合が高い。	56
2) 住宅の改造の希望	57
□ 改造を希望している身体障害者は43.1%、肢体不自由者が47.6%ともっとも多く、1・2級の重度障害者の半数が改造を希望。	57
□ 改造を希望する場所でもっとも多いのは「トイレ」で52.8%、ついで「風呂」47.4%、「居室」26.4%など。	59
(3) 自動車及び自動車運転免許証の所有状況と免許証取得の希望	61
1) 自動車の所有状況	61
□ 身体障害者のいる世帯の51.0%が自動車を所有、肢体不自由者の世帯では54.5%ともっとも所有割合が高く、障害の程度では3・4・5級の中重度障害者の所有割合が高い	61
2) 自動車運転免許証の所持状況と運転免許証の取得の希望	62
□ 運転免許証の所有者は全身体障害者の16.3%。免許証を持っていない身体障害者のうち、7.3%が免許証の取得を希望。	62
(4) 就業状況とその収入	64
1) 就業率	64
□ 就業している身体障害者は638,000人、就業率は32.3%、前回調査時より就業率が低下。	64
□ 内部障害者及び視覚障害者の就業率がそれぞれ23.4%、26.6%と低い。	66
2) 就業者の職業、就業日数と収入	67
□ 身体障害者全体では、「農・林・漁業従事者」と「製造工程従事者」がともに18.7%ともっとも多いが、視覚障害者では、41.3%が「あんま・マッサージ・はり・きゅう従事者」。	67
□ 1カ月間(1月中)の1人あたり平均就労日数は19.0日、視覚障害者18.5	

日、聴覚障害者 18.6 日、肢体不自由者 19.4 日、内部障害者 17.2 日で、内部障害者の就労日数が少ない。	68
<input type="checkbox"/> 1 月中の就労による平均月収は 106,700 円、1 日平均収入は 5,616 円。視覚障害者及び聴覚障害者の収入が他の障害者より低い。	68
3) 不就業者の不就業の理由	71
<input type="checkbox"/> 不就業の理由でもっとも多いのは「重度の障害のため」32.4%、「高齢のため」が 26.2% で 2 位。「適職がないため」は 3.2%、「働く場がないため」は 2.6%。	71
(5) 補装具の所有状況と交付の希望	73
1) 補装具の所有状況	73
<input type="checkbox"/> 補装具を持っている割合は、視覚障害者では「眼鏡」が 38.7%、「盲人安全つえ」34.2%、「点字器」11.0%、聴覚障害者の「補聴器」が 59.0%、肢体不自由者の「歩行補助つえ」が 24.0%、「装具」8.8%。	73
2) 補装具の効果	75
<input type="checkbox"/> 補装具の所有者の 60%以上は補装具が日常生活上効果があるとし、「電動車いす」、「歩行補助つえ」、「盲人安全つえ」、「車いす」、「点字器」は効果があるとするものの割合が高い。	75
3) 補装具の交付の希望	76
<input type="checkbox"/> 視覚障害者で「盲人安全つえ」、「眼鏡」の交付希望者はそれぞれ 109,000 人、85,000 人、聴覚障害者では「補聴器」を 155,000 人、肢体不自由者では「歩行補助つえ」、「車いす」がそれぞれ 228,000 人、109,000 人と、これらの補装具の交付の希望が強い。	76
(6) 身体障害者用日常生活用具の所有状況と交付の希望	79
1) 障害者用日常生活用具の所有状況と使用効果	79
<input type="checkbox"/> 「盲人用テープレコーダー」、「盲人用時計」は視覚障害者のそれぞれ 9.8%、10.8% が、「聴覚障害者用屋内信号灯」は聴覚障害者の 3.9% が、また「肢体不自由者用便器」は肢体不自由者の 7.0% が持っている。	79
2) 障害者用日常生活用具の交付の希望	81
<input type="checkbox"/> 「盲人用テープレコーダー」と「盲人用時計」は視覚障害者の 20% が、「目覚時計」と「屋内信号灯」は聴覚障害者の 10% が、「浴槽」と「便器」は肢体不自由者の 10% が交付を希望。	81
(7) 介助の状況	82
1) 日常生活動作別の介助の必要度	82

<input type="checkbox"/> 一部又は全部の介助が必要な身体障害者は、「食事」は 8.3%、「排便」は 11.7%、「入浴」19.7%、「衣服の着脱」16.7%、「屋内移動」10.9%。	82
<input type="checkbox"/> 視覚障害者のほぼ 10% が、また肢体不自由者の 10~27% が生活動作に介助が必要。	82
<input type="checkbox"/> 「全部介助が必要」な身体障害者は 241,000 人、全身体障害者の 12.2% であり、日常生活動作のすべてを「全部介助が必要」な身体障害者は 67,000 人。	83
2) 主な介助者	85
<input type="checkbox"/> 主な介助者でもっとも多いのは「配偶者」で、各生活動作とも 40% 台、ついで「子供」が 20%、介助者の 90% ちかくはこれらの家族。	85
(8) 過去 1 年間の受療状況	86
<input type="checkbox"/> 身体障害者の 73.8% が病気のため医療機関に入・通院しており、年間の入・通院日数でもっとも多いのは 1~10 日で 30.9%、ついで 31 日以上が 26.3%、内部障害者の受療日数が多い。	86
(9) 身体障害者の外出	88
1) 外出の頻度	88
<input type="checkbox"/> 「ほぼ毎日外出する」身体障害者は 43.8%、「年に数回」、「全く外出しない」はともに 11.4%。なかでも肢体不自由者は「年に数回」と「全く外出しない」を合せて 26.3% みられ、他の障害者に比べ外出の頻度が少ない。	88
2) 外出するうえで困ること・外出しない理由	89
<input type="checkbox"/> 外出するうえで困ることは、視覚障害者では「車などに危険を感じる」が 47.0%、聴覚障害者は「人と話をすることが困難」が 43.5%、肢体不自由者は「道路や駅に階段が多い」が 24.7% ともっとも多い。	89
(10) 公的年金・手当及び公的扶助の受給状況	91
1) 公的年金の受給状況	91
<input type="checkbox"/> 年金受給者は 1,365,000 人、身体障害者の 69.0% が受給。そのうち障害年金の受給者は 689,000 人で 34.9%。	91
<input type="checkbox"/> 国民年金の受給者は 945,000 人（身体障害者の 47.8%）、厚生年金は 234,000 人（11.8%）、恩給法による年金は 149,000 人（7.5%）。	93
2) 諸手当の受給状況	95
<input type="checkbox"/> 身体障害者に対する諸手当の受給者は 372,000 人、全身体障害者の 18.8% で、そのうち「国の制度による手当」のみの受給者は 204,000 人（10.3%）、「地方公共団体の制度による手当」のみの受給者は 122,000 人（6.1%）、「国・地方公共団体双方の手当」の受給者は 47,000 人（2.4%）	95

3 身体障害者の「現在、特に必要な福祉サービス」 98
 □ 「福祉サービス」としてもっとも要望が強いのは「所得保障の充実」で身体障害者の64.1%が要望、ついで「医療費の軽減」が29.9%、「障害に適した住宅の確保」19.2%、「機能回復訓練の実施」16.4%。 98

第3章 統計表 (略)

第1表 身体障害者数, 年齢階級・性・障害の種類(重複障害-再掲)別
 第2表 身体障害者数, 年齢階級・性・障害の種類(重複障害-別掲)別
 第3表 身体障害者数(延数), 年齢階級・性・障害の種類(重複障害-再掲)別
 第4表 身体障害者数, 障害の程度・性・障害の種類(重複障害-再掲)別
 第5表 身体障害者数, 障害の程度・性・障害の種類(重複障害-別掲)別
 第6表 身体障害者数(延数), 障害の程度・性・障害の種類(重複障害-再掲)別
 第7表 重複障害者数, 障害の種類の組合せ・障害の程度別
 第8表 身体障害者数, 障害の種類(重複障害-別掲)・障害の原因・性別
 第9表 身体障害者数, 障害の種類(重複障害-再掲)・疾病の種類・性別
 第10表 身体障害者数, 障害の種類(重複障害-別掲)・疾病の種類・性別
 第11表 身体障害者数(延数), 障害の種類・疾病の種類・性別
 第12表 身体障害者数, 疾病の種類・年齢階級別
 第13表 身体障害者数, 障害の種類(重複障害-再掲)・障害の程度・身体障害者手帳所持の有無別
 第14表 身体障害者数, 障害の種類・年齢階級・障害の程度・身体障害者手帳所持の有無別
 第15表 身体障害者数, 疾病の種類・障害の程度・身体障害者手帳所持の有無別
 第16表 身体障害者数, 障害の種類・障害の程度・障害の原因別
 第17表 身体障害者数, 障害の種類・障害発生時の年齢階級・障害の原因別
 第18表 身体障害者数, 障害の種類・障害の程度・治療訓練の有無別
 第19表 身体障害者数, 障害の種類・年齢階級・治療訓練の有無別
 第20表 身体障害者数, 障害の程度・年齢階級・治療訓練の有無別
 第21表 治療訓練を受けたことのある身体障害者数(延数), 障害の種類・障害の程度・治療訓練を受けた場所別
 第22表 身体障害者数, 性・障害の種類・年齢階級・過去1年間の受療状況別
 第23表 身体障害者数, 性・障害の程度・年齢階級・過去1年間の受療状況別
 第24表 身体障害者数, 障害の種類・世帯業態別

第25表 身体障害者数, 障害の種類・世帯構造別
 第26表 身体障害者数, 障害の種類・世帯類型別
 第27表 身体障害者数, 障害の種類・世帯主との続柄別
 第28表 身体障害者数, 障害の種類・障害の程度・年齢階級・配偶の状況別
 第29表 身体障害者数, 障害の種類・世帯人員・住宅の種類別
 第30表 身体障害者数, 障害の種類・年齢階級・住宅の種類別
 第31表 身体障害者数, 障害の程度・年齢階級・住宅の種類別
 第32表 住宅の改造を希望する身体障害者数(延数), 障害の種類(重複障害-再掲)・改造希望場所別
 第33表 住宅の改造を希望する身体障害者数(延数), 障害の種類・障害の程度・改造希望場所別
 第34表 住宅の改造を希望する身体障害者数(延数), 障害の種類・年齢階級・改造希望場所別
 第35表 住宅の改造を希望する身体障害者数(延数), 障害の程度・年齢階級・改造希望場所別
 第36表 身体障害者数, 障害の種類・障害の程度; 自動車所有の有無; 運転免許証の有無; 運転免許証の取得の希望の有無(再掲)別
 第37表 身体障害者数, 障害の種類・年齢階級・運転免許証の有無; 運転免許証取得希望の有無(再掲)別
 第38表 身体障害者数, 障害の程度・年齢階級・運転免許証の有無; 運転免許証の取得希望の有無(再掲)別
 第39表 就業している身体障害者数, 障害の種類・障害の程度・年齢階級別
 第40表 就業している身体障害者数, 職業・収入金額階級・年齢階級別
 第41表 就業している身体障害者数, 障害の種類・就労日数階級・収入金額階級別
 第42表 就労している身体障害者の平均就労日数, 障害の種類・就労日数階級・収入金額階級別
 第43表 就業している身体障害者数, 性・障害の種類・職業別
 第44表 就業している身体障害者数, 従業上の地位・障害の種類別
 第45表 就業している身体障害者の平均就労日数, 障害の種類・年齢階級別
 第46表 就業している身体障害者の平均収入金額, 障害の種類・年齢階級別
 第47表 就業している身体障害者の平均就労日数・障害の種類・職業別
 第48表 就業している身体障害者の平均収入金額, 障害の種類・職業別
 第49表 不就業の身体障害者数, 障害の種類・障害の程度・不就業の理由・性別

- 第 50 表 身体障害者数, 障害の種類・世帯人員・世帯の課税状況別
- 第 51 表 身体障害者数, 障害の種類・障害の程度・本人の課税状況別
- 第 52 表 身体障害者数, 障害の種類・補装具の所有状況・身体障害者福祉法で交付されたもの(再掲); 効果があったもの(再掲)・交付希望・補装具の種類別
- 第 53 表 身体障害者数, 年齢階級・補装具の所有状況; 身体障害者福祉法で交付されたもの(再掲); 効果があったもの(再掲)・交付希望・補装具の種類別
- 第 54 表 身体障害者数, 障害の程度・補装具の所有状況; 身体障害者福祉法で交付されたもの(再掲); 効果があったもの(再掲); 交付希望・補装具の種類別
- 第 55 表 身体障害者数, 障害の種類・日常生活用具の所有状況; 国の制度で交付されたもの(再掲); 効果があったもの(再掲)・交付希望・日常生活用具の種類別
- 第 56 表 身体障害者数, 年齢階級・日常生活用具の所有状況; 国の制度で交付されたもの(再掲); 効果があったもの(再掲)・交付希望・日常生活用具の種類別
- 第 57 表 身体障害者数, 障害の程度・日常生活用具の所有状況; 国の制度で交付されたもの(再掲); 効果があったもの(再掲)・日常生活用具の種類別
- 第 58 表 身体障害者数, 障害の種類・障害の程度・日常生活動作の種類・介助の必要度別
- 第 59 表 身体障害者数, 日常生活動作の種類・障害の種類・障害の程度・年齢階級・介助の必要度別
- 第 60 表 身体障害者数, 日常生活動作の種類・疾病の種類・介助の必要度別
- 第 61 表 介助の必要な身体障害者数, 障害の種類・主な介助者・日常生活動作の種類・介助の必要度別
- 第 62 表 全部介助が必要な身体障害者数, 疾病の種類・年齢階級・日常生活動作の種類別
- 第 63 表 身体障害者数, 障害の種類・障害の程度・外出回数別
- 第 64 表 身体障害者数(延数), 障害の種類・障害の程度・外出に困ることと外出しない理由別
- 第 65 表 身体障害者数, 性・年齢階級・公的年金の受給状況・公的年金の種類別
- 第 66 表 身体障害者数, 障害発生時の年齢階級・公的年金の受給状況・公的年金の種類別
- 第 67 表 身体障害者数, 障害の種類・年齢階級・公的年金の受給状況・公的年金の種類別
- 第 68 表 身体障害者数, 障害の種類・障害の程度・公的年金の受給状況・公的年金の種類別
- 第 69 表 身体障害者数, 世帯主から見た続柄・年齢階級・公的年金の受給状況・公的年金の種類別
- 第 70 表 身体障害者数, 障害の原因・障害の程度・公的年金の受給状況・公的年金の種類別
- 第 71 表 身体障害者数, 疾病の種類・障害の程度・公的年金の受給状況・公的年金の種類別

- 第 72 表 障害に起因する公的年金を受給している身体障害者数(延数), 障害の種類・年齢階級・公的年金の制度別
- 第 73 表 障害に起因する公的年金を受給している身体障害者数(延数), 障害の種類・障害の程度・公的年金の制度別
- 第 74 表 障害以外の理由による公的年金を受給している身体障害者数(延数), 障害の種類・年齢階級・公的年金制度別
- 第 75 表 障害以外の理由による公的年金を受給している身体障害者数(延数), 障害の種類・障害の程度・公的年金の制度別
- 第 76 表 身体障害者数, 障害の種類・年齢階級・公的手当の受給状況・公的手当の種類別
- 第 77 表 身体障害者数, 障害の種類・障害の程度・公的手当の受給状況・公的手当の種類別
- 第 78 表 国の制度による手当を受給している身体障害者数(延数), 障害の種類・年齢階級・手当の制度別
- 第 79 表 国の制度による手当を受給している身体障害者数(延数), 障害の種類・障害の程度・手当の制度別
- 第 80 表 身体障害者数, 障害の程度・被保護者-その他・障害の種類別
- 第 81 表 身体障害者数, 年齢階級・被保護者-その他・障害の種類別
- 第 82 表 身体障害者数(延数), 障害の種類・障害の程度・必要な福祉サービス別
- 第 83 表 身体障害者数(延数), 障害の種類・年齢階級・必要な福祉サービス別
- 第 84 表 身体障害者数(延数), 障害の程度・年齢階級・必要な福祉サービス別

第 4 章 用語の解説

第1章 調査の概要

第1章 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、

- ① 身体障害者の障害の種類、程度及び原因等の基礎的資料
 - ② 日常生活の状況、補装具の所持状況、各種年金の受給状況及び住宅状況等の生活実態
 - ③ 障害別ニーズ
- を把握する等、今後における身体障害者福祉対策、特に在宅障害者対策の企画・推進のための基礎資料を得ることを目的として、調査を行ったものである。

2 調査の対象及び客体

全国の身体障害者（昭和55年2月15日現在、18歳以上の者であって、身体障害者福祉法別表に掲げる障害を有する者）及びその属する世帯を対象とし、昭和54年厚生行政基礎調査地区1,791地区（昭和50年国勢調査区の1/360）の身体障害者及びその属する世帯を調査の客体とした。

3 調査の時期

昭和55年2月15日現在の状況について、調査を行った。

4 調査の事項

昭和55年身体障害者実態調査・調査票（以下、調査票という。頁参照。）に掲げる事項である。

5 調査の方法

- (1) 厚生省では、昭和54年厚生行政基礎調査（昭和54年6月1日現在で実施）で調査された身体障害者及びその属する世帯について身体障害者実態調査・被調査世帯名簿及び地区要図を作成し、調査票に厚生行政基礎調査票から所定の事項を転記したうえ、これら関係書類を都道府県・指定都市の民生主管部（局）長に送付して調査を依頼した。

- (2) 都道府県・指定都市の民生主管部（局）長は、上記の調査関係書類を該当担当地区を所管する福祉事務所長に配付するとともに指揮監督して調査を実施した。
- (3) 福祉事務所長は、調査員に調査関係書類を配付するとともに、調査票等の記入のしかた、その他調査上の必要事項を調査員に説明し、指導監督にあたった。
- (4) 調査員は該当世帯を訪問して、調査票の記入及び郵送による返信を依頼した（郵送法による回収方法を採用した。）。ただし、調査事項のうち障害の種類、程度、原因及び疾病名（調査票の問1の事項）については、医師が自ら又は、医師の意見によって調査員が記入した。
- (5) 調査票の記入は身体障害者本人が記入することを原則とした。

6 調査の機関

厚生省社会局長が大臣官房統計情報部長の協力を得て企画、立案し、都道府県・指定都市民生主管部（局）長は管下の福祉事務所長を、福祉事務所長は調査員を指揮監督して調査を行った。

7 調査票の回収状況と調査結果の推計方法

この調査は、標本調査法に基づく標本設計に従って全国から無作為に抽出された標本調査である厚生行政基礎調査によって把握された身体障害者を調査の客体としている。厚生行政基礎調査の標本設計は昭和50年に行った国勢調査で使用された調査区を用い、層化無作為抽出法により全国の調査区を抽出率1/360で抽出し、その調査区内に居住する全世帯員を調査したものである。

この調査は「5 調査の方法」で述べたように、調査の客体となった身体障害者のプライバシーを保護すること、調査票提出の自由意思を尊重することを配慮して、調査票の回収は郵送法をもって行った。その回収状況は表1のとおりである。厚生行政基礎調査において身体障害者として調査され、この調査の客体となった身体障害者数は7,779人であったが、この調査が実施された時点までに死亡、転出された者、調査時点長期不在であった者は合計630人であり、この調査は7,149人について調査した結果、回答されたものは6,807人で回収（答）率は95.2%と郵送調査としては極めて高い回収率であった。

表1 調査実施状況と回答(収)状況

調査実施の状況	客 体 数
厚生行政基礎調査による調査対象者数……………(a)	7,779人
本調査が不能のもの……………(b)	630
死亡したもの	269
他に転出したもの	234
長期間不在となっているもの	127
本調査が可能であったもの……………(c = a - b)	7,149
調査票が回収(答)されたもの……………(d)	6,807
障害の程度が1～6級に該当するもの	4,457
障害の程度が7級に該当するもの	134
障害の程度が級外に該当するもの	1,660
障害がないと判定されたもの	556
調査票が回収(答)されなかったもの	342
調査を拒否したもの	181
未回収となったもの	161
回 収 (答) 率 $(\frac{d}{c} \times 100)$	95.2%

上述の調査方法と回収状況を考慮して、死亡、転出、長期不在、調査拒否及び未回収のものの障害の程度が回収(答)したもののそれと同一であったと仮定して、比推定法による推計方法を試みたものである。すなわち、全国推計値は世帯人員を補助変数とする比推定により、つぎのように算定した。

Z ; ある属性をもつ世帯人員の全国推計値

P_i ; i 標本地区内の世帯員総数

Z_i ; i 標本地区内の当該属性をもつ調査対象世帯員数総数

X_i ; i 標本地区内の当該属性をもつ世帯員数

Y_i ; i 標本地区内の当該属性をもつ回答世帯の世帯員数

P ; 昭和54年6月1日全国日本人人口(総理府統計局)

とすると、全国推計値は

$$Z = P \cdot \frac{\sum Z_i}{\sum P_i} \cdot \frac{\sum X_i}{\sum Y_i}$$

$$= 443.54 \cdot \sum X_i \approx 1,977,000 \text{ 人}$$

で与えられる。

なお、次章、結果の概要における推計値算出にあたって推計数の100位を、また、構成割合は小数点以下2位を四捨五入してあるので、必ずしも総数と一致しないことに留意されたい。

また、次章の表、図及び統計表の中で表章記号は以下のとおり取り扱った。

計数のない場合	—
統計項目のありえない場合	•
比率が微少(0.05未満)の場合	0.0
推計数が1,000未満の場合	0

身体障害者実態調査・調査票

(昭和55年2月15日現在)

厚 生 省

行政管理局承認第12439号
昭和55年3月15日まで
厚2-7-35-1
昭和55年1月16日登録

地区番号	単位番号	世帯番号	世帯員番号

都道府県 市 郡 区町村

福祉事務所

続柄	年齢	性別	身体障害	身障手帳	火傷等
		1男 2女	1 2 3 4	1 有 2 無	1 有 2 無

- | | | | |
|-----------|----------|-------|--------------|
| 00 世帯主 | 01 配偶者 | 02 長子 | 1 眼 |
| 03 その他の子 | 04 子の配偶者 | 05 孫 | 2 耳・言葉 |
| 06 父母 | 07 祖父母 | 08 兄弟 | 3 手・足・体 |
| 09 その他の親族 | 10 その他 | | 4 心臓・じん臓・呼吸器 |

調査員氏名 _____
医師氏名 _____

この調査は、特に専門的な判断の必要な「問1」を除き、身体に障害のあるご本人に記入していただくものです。

問1 あなたの障害の種類と、その程度は次のいずれに該当しますか。また、障害の原因と疾病名はいずれに該当しますか。
(障害の程度は、種類ごとに該当する番号に○印をつけ、原因と疾病名については、障害の種類ごとに主なものの一つの番号を記入します。)

群	障害の種類	障害の程度									原因	疾病名
		1	2	3	4	5	6	7	8	9		
I	1. 視覚障害	1	2	3	4	5	6	8. 不明	9. 級外			
	2. 聴覚障害	1	2	3	4	6	8. 不明	9. 級外				
II	3. 平衡機能障害	3	5	8. 不明	9. 級外							
	4. 音声・言語機能障害	3	4	8. 不明	9. 級外							
III	5. 上肢切断	1	2	3	4	5	6	7	8. 不明	9. 級外		
	6. 上肢機能障害	1	2	3	4	5	6	7	8. 不明	9. 級外		
III	7. 下肢切断	1	2	3	4	5	6	7	8. 不明	9. 級外		
	8. 下肢機能障害	1	2	3	4	5	6	7	8. 不明	9. 級外		
III	9. 体幹機能障害	1	2	3	5	8. 不明	9. 級外					
	10. 心臓機能障害	1	3	4	8. 不明	9. 級外						
IV	11. 呼吸器機能障害	1	3	4	8. 不明	9. 級外						
	12. じん臓機能障害	1	3	4	8. 不明	9. 級外						
IV	13. 重複障害	1	2	3	4	5	6	8. 不明	9. 級外			
	14. 総合判定	1	2	3	4	5	6	7	8. 不明	9. 級外		

- (障害の原因)
- 交通事故
 - 労働災害
 - その他の事故
 - 戦傷・戦病
 - 戦災
 - 感染症
 - 中毒性疾患
 - その他の疾患
 - 出生時の損傷
 - その他
 - 不明

- (障害の疾病名)
- 脳性マヒ
 - 脊髄性小児マヒ
 - 脊髄損傷
 - 進行性筋萎縮疾患
 - 脳血管障害
 - 骨関節疾患
 - リウマチ性疾患
 - 中耳性疾患
 - 内耳性疾患
 - 角膜炎
 - 水晶体疾患
 - 網脈絡膜・視神経系疾患
 - じん臓疾患
 - 心臓疾患
 - 呼吸器疾患
 - その他
 - 不明

問2 障害をうけたのは何歳頃のときですか。

1. 歳頃
2. 不明

問3 身体障害者手帳をお持ちですか。

1. 持っている
2. 持っていない

補1. あなたの障害等級の評価についてどう思いますか。

1. 評価は適切 2. 評価がきびしい 3. 評価があまい 4. 判断できない

補2. 持っていない理由は、次のいずれですか。

1. 身体障害者福祉法の等級に該当しない 2. 申請中 3. その他

手帳を申請したことがある

4. 手帳制度を知らない 5. 手帳を必要としない 6. 手続きが面倒 7. その他

手帳を申請したことがない

問4 次の手帳をお持ちですか。

(該当するものすべてに○印をします)

1. 戦傷病者手帳 2. 療育手帳 3. 被爆者健康手帳 4. 1~3の手帳は持っていない

問5 次の①から⑤までの動作を、あなたは自分一人ですることができますか。

(この場合、できる、できないの判断は現に所持している補装具や自助具をつけた状態でみます。)

(各動作ごとに1~4のいずれか一つに○印をします。)
(3または4に○印をした人は、主な介助者の番号を記入します。)

動作	一人ですることができる	時間をかければできる	一人ではできない一部介助が必要	全部介助が必要	主な介助者
① 食事をする	1	2	3	4	
② トイレが使える	1	2	3	4	
③ 入浴をする	1	2	3	4	
④ 衣服の着脱をする	1	2	3	4	
⑤ 家の中を移動する	1	2	3	4	

- (主な介助者)
- 配偶者
 - 親
 - 子供
 - その他の家族
 - 親戚
 - 家庭奉仕員
 - 隣人・知人
 - 雇人
 - その他

補1. (3, 4に○印をした人のみ)

介助をうけはじめてから現在までどれくらい経過しましたか。

年 月くらい

補2. 介助に要する費用はどのようにまかっていますか。

(該当するものすべてに○印をつけ、月額は、昭和55年1月中に要した費用を記入します。)

1. 無料

2. 自費(世帯の収入を含む)で支払っている (月額 万 千 百 円)

3. 生活保護の障害者加算のうち他人介護料をうけている (月額 万 千 百 円)

4. 地方自治体からの介護手当をうけている (月額 万 千 百 円)

5. その他 (月額 万 千 百 円)

問6 過去1年間に外出した回数はどれくらいですか。

- ほぼ毎日
- 週に2~3回
- 月に2~3回
- 年に数回
- 全くなかった

補1. 外出するうえでまことに、及び外出されない理由は何ですか。

(該当するもの五つまでに○印をします。)

- 介助者がいない
- 経費がかかる
- 人の目が気にかかる
- 人と話することが困難
- 利用できる交通機関がない
- 車などに危険を感じる
- 道路や駅に階段が多い
- 外出しても困ることはない
- 外出したいとは思わない
- その他()

補2. (外出したことのある人のみ)

外出の目的は何でしたか。(該当するものすべてに○印をします。)

- 通勤
- 通学
- 治療のための通院
- 買物
- 訪問
- 散歩
- 娯楽・レクリエーション
- サークル・仲間集まり
- 文化活動への参加
- 旅行
- その他()

問7 自動車をお持ちですか。

(同居する世帯員が所有している自動車も含めます。)

1. 所有している
2. 所有していない

補1. あなた自身運転免許証をお持ちですか。

1. もっている
2. もっていない

補2. 運転免許証を今後取得したいと思いますか。

1. 思う 2. 思わない

問8 これまでに障害を軽くするための治療・機能回復訓練または職業訓練を受けたことがありますか。

1. ある → 補 それはどうい機関でうけたのですか。
2. ない (該当するものすべてに○印をします。)

1. 医療機関 2. 社会福祉施設 3. 職業訓練校 4. その他

問9 過去1年間にかぜや腹痛などの病気のため医療機関で治療(入院・往診も含む)を受けたことがありますか。

1. 全くかからなかった 2. 1~10日 3. 11~30日 4. 31日以上

問10 あなたの住宅は次のうちいずれですか。

1. 持ち家 2. 公営住宅 3. 公社・公団住宅 4. 給与住宅 5. 民営借家 6. その他

補 あなたの住んでいる住宅で、住みやすいように改造したい場所はどこですか。
(該当するもの三つまでに○印をします。)

1. 玄関 2. 風呂 3. トイレ 4. 台所
5. 廊下 6. 階段 7. 居室 8. その他
9. 改造の必要はない

問11 あなた自身とあなたを含む世帯の課税状況は次のいずれに該当しますか。

あなた自身の課税状況	① 所得税	1. 課税	2. 非課税
	② 市(区)町村民税	1. 所得割を課税	2. 均等割のみ課税 3. 非課税
あなたを含む世帯の課税状況	③ 所得税	1. 課税	2. 非課税
	④ 市(区)町村民税	1. 所得割を課税	2. 均等割のみ課税 3. 非課税

問12 あなたは公的年金・手当をうけていますか。うけている場合はその年額及び年金名・手当名を記入してください。

(該当するものすべてに○印をします。年金名、手当名は該当する番号を記入します。)

年金について

1. 障害に起因する年金 年額 [] [] [] [] ,000円 年金名 [] [] [] []
2. 障害以外の理由による年金 年額 [] [] [] [] ,000円 年金名 [] [] [] []
3. 年金は受給していない

手当について

4. 国の制度による手当 年額 [] [] [] [] ,000円 手当名 [] [] [] []
5. 地方公共団体の制度による手当 年額 [] [] [] [] ,000円 手当名 [] [] [] []
6. 手当は受給していない

(年金名)

1 国民年金 2 厚生年金
3 各種共済年金 4 船員保険
5 恩給法による年金 6 労災補償
7 その他の公的年金

(手当名)

1 福祉手当 2 特別児童扶養手当
3 児童扶養手当 4 児童手当
5 原爆被爆者介護手当
6 その他の公的な手当

問13 あなたは心身障害者扶養共済制度をご存知ですか。

1. 知っている → 補 あなた、またはあなたの家族は、この制度に加入していますか。
2. 知らない

1. 加入したことがある
2. 加入している
3. 加入していない

問14 あなたは昭和55年1月中どのような仕事についていましたか。

1. 農業・林業・漁業従事 2. 採鉱・採石従事 3. 運輸・通信従事
4. 事務従事 5. 管理的事務従事 6. 販売・サービス従事
7. あんま・マッサージ・はり・きゅう従事 8. 専門的・技術的職業従事 (7を除く)
9. 製造従事 10. その他(1~9以外)の従事 11. 仕事をしなかった

補1. (1~10に○印をした人のみ)

昭和55年1月中の働いた実日数と収入はどれくらいですか。

実日数 [] [] [] [] 日
収入 [] [] [] [] [] [] [] [] ,000円

補2. (11に○印をした人のみ)

仕事をしなかった理由は次のいずれですか。(該当する主なもの一つに○印をします。)

1. 重度の障害のため 2. 病気のため 3. 高齢のため 4. 働く場がないため
5. 適職がないため 6. 通勤が困難なため 7. 家事・修学に専念するため 8. その他

補3. (障害をうける前に仕事をしていた人のみ)

仕事は障害をうける前と比べて、次のうちどれに該当しますか。

1. 勤務先も仕事の内容も同じ 2. 勤務先は同じだが仕事の内容が変わった
3. 仕事の内容は同じだが勤務先が変わった 4. 勤務先も仕事の内容も変わった
5. 障害をうけてから仕事がない

問15 あなたは補装具をお持ちですか。その状況は次のいずれに該当しますか。

(①~⑩のそれぞれについて該当するものに○印をします。)

	所有の有無		身体障害者福祉法で交付された	効果		今後の交付希望	
	あり	なし		効果あり	あまり効果なし	希望する	希望しない
① 眼鏡	1	2	→ 3	→ 4	→ 5	→ 6	→ 7
② 点字器	1	2	→ 3	→ 4	→ 5	→ 6	→ 7
③ 盲人安全つえ	1	2	→ 3	→ 4	→ 5	→ 6	→ 7
④ 補聴器	1	2	→ 3	→ 4	→ 5	→ 6	→ 7
⑤ 義肢	1	2	→ 3	→ 4	→ 5	→ 6	→ 7
⑥ 装具	1	2	→ 3	→ 4	→ 5	→ 6	→ 7
⑦ 車いす	1	2	→ 3	→ 4	→ 5	→ 6	→ 7
⑧ 電動車いす	1	2	→ 3	→ 4	→ 5	→ 6	→ 7
⑨ 歩行補助つえ	1	2	→ 3	→ 4	→ 5	→ 6	→ 7
⑩ その他の補装具	1	2	→ 3	→ 4	→ 5	→ 6	→ 7

問16 あなたは日常生活用具をお持ちですか。その状況は次のいずれに該当しますか。
(①~⑭のそれぞれについて該当するものに○印をします。)

	所有の有無		国の制度で 交付された	効果		今後の交付希望	
	あり	なし		効果あり	あまり 効果なし	希望する	希望しない
① 盲人用テープレコーダー	1	2	3	4	5	6	7
② / 時計	1	2	3	4	5	6	7
③ / カナタイプライター	1	2	3	4	5	6	7
④ 聴覚障害者用サウンドマスター	1	2	3	4	5	6	7
⑤ / 目覚時計	1	2	3	4	5	6	7
⑥ / 屋内信号灯	1	2	3	4	5	6	7
⑦ 肢体不自由者用浴槽	1	2	3	4	5	6	7
⑧ / 湯沸器	1	2	3	4	5	6	7
⑨ / 便器	1	2	3	4	5	6	7
⑩ / 特殊便器	1	2	3	4	5	6	7
⑪ / 特殊寝台	1	2	3	4	5	6	7
⑭ 電動タイプライター	1	2	3	4	5	6	7

問17 この質問のみは太平洋戦争によって火傷等をうけた人におたずねします。

あなたの火傷等は、何によるものですか。

1. 戦傷・戦病(戦闘行為に起因する)によるもの
2. 戦 災(空襲・艦砲射撃)によるもの

問18 現在のあなたにとって、特に必要な福祉サービスはどのようなことですか。

(五つまで選んで○印をします。)

1. 専門的な機能回復訓練の実施
2. 病気にかかりやすいので医療費の軽減
3. 日常生活のなかで、かなりの介助が必要なので、介助体制の充実
4. 能力に応じた職業訓練の実施
5. 就労がむずかしいので、働く場の確保
6. 障害に適した設備をもった住宅の確保
7. 年金などの所得保障の充実
8. スポーツ・レクリエーション・文化活動に対する援助
9. 結婚についての相談活動
10. その他 (具体的に)

問19 社会に対して望むことはどのようなことですか。自由にお書きください。

1. 政府 に対して →

2. 地方自治体 に対して →

3. 地域社会(住民) に対して →

ご協力ありがとうございました。この調査票は添付された封筒で最寄りの郵便ポストに投函してください。

第2章 調査結果の概要

第2章 調査結果の概要

本章は、この調査の結果を概観したものであるが、本書を利用されるにあたって、つぎの点を留意されたい。すなわち、この調査は前章で説明したように「18歳以上の身体障害者」を調査の対象としていること、また、「社会福祉施設に入所している身体障害者」は調査の対象から除かれていることである。したがって、本書における数値はすべて「18歳以上の在宅の身体障害者」についての結果である。

1 身体障害者の障害の現状

(1) 障害の種類

□ 全国の身体障害者（18歳以上）は2,030,000人、そのうち在宅の身体障害者は1,977,000人

昭和55年2月現在、全国の18歳以上の在宅の身体障害者は表2にみるように1,977,000人と推計され、そのうち男1,134,000人、女843,000人である。このほか社会福祉施設に入所している身体障害者は表3に示すとおり約53,000人であり、わが国の18歳以上の身体障害者は両者あわせて2,030,000人である。

□ 肢体不自由者が全身体障害者の57%と過半数

身体障害者を障害の種類別にみると、視覚障害者は336,000人、聴覚障害者は317,000人、肢体不自由者は1,127,000人、内部障害者は197,000人であり、肢体不自由者は全身体障害者の57%と過半数を占めている。また、二つ以上の障害を有する重複障害者は150,000人であるが、障害の種類を組合せてみると表4のとおり、「聴覚障害と肢体不自由」が59,000人で、重複障害者の39.6%ともっとも多く、ついで「視覚障害と肢体不自由」が35,000人（23.1%）、「視覚障害と聴覚障害」23,000人（15.1%）となっており、三種類以上の障害を有する者は11,000人である。

表2 性別にみた障害の種類別身体障害者数

障害の種類	推計数			構成割合		
	総数	男	女	総数	男	女
	千人	千人	千人	%	%	%
総数	1,977	1,134	843	100.0	100.0	100.0
視覚障害	336	153	183	17.0	13.5	21.7
聴覚障害	317	184	134	16.0	16.2	15.8
聴覚障害	283	161	123	14.3	14.2	14.6
平衡機能障害	7	5	2	0.4	0.5	0.2
音声・言語機能障害	27	18	9	1.3	1.6	1.1
肢体不自由	1,127	699	428	57.0	61.7	50.8
上肢切断	73	61	12	3.7	5.4	1.5
上肢機能障害	334	213	121	16.9	18.8	14.4
下肢切断	48	40	8	2.4	3.5	1.0
下肢機能障害	480	274	207	24.3	24.1	24.5
体幹機能障害	191	111	79	9.6	9.8	9.4
内部障害	197	98	98	10.0	8.7	11.7
心臓機能障害	115	51	64	5.8	4.5	7.6
呼吸器機能障害	47	31	16	2.4	2.7	1.9
腎臓機能障害	35	16	18	1.8	1.4	2.2
(再掲) 重複障害	150	80	70	7.5	7.1	8.3

表3 性・障害の種類別にみた社会福祉施設に入所している身体障害者数

(昭和54年10月1日現在)

障害の種類	実数			構成割合		
	総数 ¹⁾	男	女	総数	男	女
総数	53,206	27,049	26,157	100.0	100.0	100.0
視覚障害	8,982	3,797	5,185	16.9	14.0	19.8
聴覚障害	5,774	2,562	3,212	10.9	9.5	12.3
肢体不自由	27,197	14,696	12,501	51.1	54.3	47.9
上肢	3,281	1,916	1,365	6.2	7.1	5.2
下肢・体幹	23,916	12,780	11,136	44.9	47.2	42.6
内部障害	1,486	845	641	2.8	3.1	2.5
重複障害	9,767	5,149	4,618	18.4	19.0	17.7

資料：厚生省、昭和54年社会福祉施設調査

注1)：総数には18歳未満の者が311人含まれている。

表4 障害の組合せ別にみた重複障害者数

障害の種類	推計数 千人	構成割合 %
総数	150	100.0
視覚障害と聴覚障害	23	15.1
視覚障害と肢体不自由	35	23.1
視覚障害と内部障害	4	2.4
聴覚障害と肢体不自由	59	39.6
聴覚障害と内部障害	6	4.1
肢体不自由と内部障害	12	8.0
3種以上の障害	11	7.7

□ 身体障害者は10年間に50%増加、なかでも肢体不自由者の増加が著しい。

身体障害者の実態調査は昭和26年よりほぼ5年ごとに実施されており、身体障害者数の年次推移をうかがうことができる。これを障害の種類別にみると、表5及び図1のとおりである。前回(昭和45年)の調査時の1,314,000人に比べ663,000人、50.5%の増加となっており、障害の種類別にみると視覚障害者34.4%増、聴覚障害者34.9%増、肢体不自由者47.7%増で、内部障害者は昭和45年調査時には新規に設けられ発足後間もない時期であり、またその後障害の範囲が拡充された結果298.5%増とこの10年間にほぼ3倍増となった。

□ 国民1,000人のうち身体障害者は23.8人。したがって、国民42人に1人が身体障害者。

身体障害者の出現率も逐年高率化の傾向。

わが国の人口1,000人に対する身体障害者数の年次推移をみると表6のように、前回調査時(昭和45年)の17.9人から33.0%増加して、23.8人となり、これは国民42人に1人の割合で身体障害者がいることを示している。このような出現率の高率化の傾向は40年調査以降、5年間にほぼ1.1%台の増加となっていることがうかがわれ、身体障害者数の増加傾向と併せて、出現率の高率化傾向も注目される。

表5 障害の種類別にみた身体障害者数の年次推移

年次	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	(再掲) 重複障害
推計数(単位:千人)						
昭和26年	512	121	100	291	.	—
30	785	179	130	476	.	—
35	829	202	141	486	.	44
40	1,048	234	204	610	.	215
45	1,314	250	235	763	66	121
55	1,977	336	317	1,127	197	150
構成割合(単位:%)						
昭和26年	100.0	23.6	19.5	56.9	.	—
30	100.0	22.8	16.6	60.6	.	—
35	100.0	24.4	17.0	58.6	.	5.3
40	100.0	22.3	19.5	58.2	.	20.5
45	100.0	19.0	17.9	58.1	5.0	9.2
55	100.0	17.0	16.0	57.0	10.0	7.6
対前回増加割合(単位:%)						
昭和30年	153.3	147.9	130.0	163.6	.	—
35	105.6	112.9	108.5	102.1	.	—
40	126.4	115.8	144.7	125.5	.	488.6
45	125.4	106.8	115.2	125.1	.	56.3
55	150.5	134.4	134.9	147.7	298.5	124.0

表6 人口千人対身体障害者数の年次推移

年次	身体障害者数		人口千対身体障害者数 ²⁾	
	推計数 千人	対前回 増加割合 %	推計数 人	対前回 増加割合 %
昭和26年 ¹⁾	512	.	6.1	.
30	785	153.3	14.5	237.7
35	829	105.6	13.9	95.9
40	1,048	126.4	16.0	115.1
45	1,314	125.4	17.9	111.0
55	1,977	150.5	23.8	133.0

注1) : 昭和26年の数値は18歳未満の者を含む。

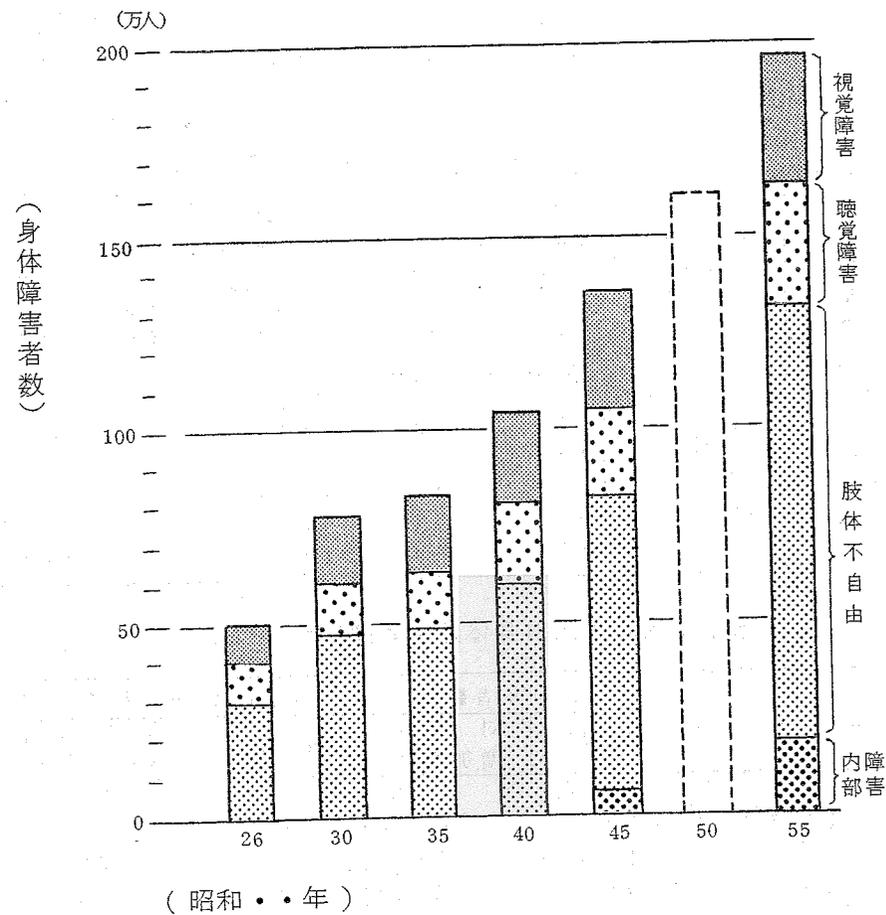
注2) : 人口千対身体障害者数算出の基礎人口は、総理府統計局の「推計人口」及び「国勢調査」におけるつぎの調査時の18歳以上の日本人人口を用いた。

昭和26年 — 昭和26年10月1日現在の推計人口

昭和30年、35年、40年、45年 — 各国勢調査の人口

昭和55年 — 昭和54年10月1日現在の推計人口

図1 障害の種類別にみた身体障害者数の年次推移



注：50年は、伸び率 = $\sqrt{\frac{55年}{45年}}$ による推計である。

(2) 障害の程度

□ 障害の程度が1級は293,000人、2級は355,000人、10年前に比べ重度化の傾向。

身体障害者の障害の程度について、身体障害者福祉法施行規則別表(5)に準拠した等級別にみると、表7のとおりである。障害の程度でもっとも多いのは4級で381,000人であるが、1・2級の重い障害を有する障害者はあわせて648,000人、全身体障害者の32.8%で、前回調査時の349,000人に対して2倍と大幅な増加を示しており、障害の程度の重度化の傾向が認められる。

なお、社会福祉施設に入所している身体障害者の障害の程度別状況は表8のとおりである。

表7 障害の程度別身体障害者数と構成割合

障害の程度	推 計 数			構 成 割 合	
	昭和55年	昭和45年	対前回 増加割合	昭和55年	昭和45年
	千人	千人	%	%	%
総 数	1,977	1,314	150.5	100.0	100.0
1 級	293	142	206.3	14.8	10.8
2 級	355	207	171.5	17.9	15.7
3 級	337	165	204.2	17.0	12.5
4 級	381	233	163.5	19.3	17.8
5 級	265	200	132.5	13.4	15.3
6 級	244	165	147.9	12.4	12.5
不 明	101	202	50.0	5.1	15.4

表8 障害の程度別にみた社会福祉施設に入所している身体障害者数

障害の程度	人 員	構 成 割 合
	人	%
総 数	53,206	100.0
1 級	16,585	31.2
2 級	19,205	36.1
3 級	7,647	14.4
4 級	4,311	8.1
5 級	2,751	5.1
6 級	2,707	5.1

資料：厚生省「社会福祉施設調査（昭和54年）」

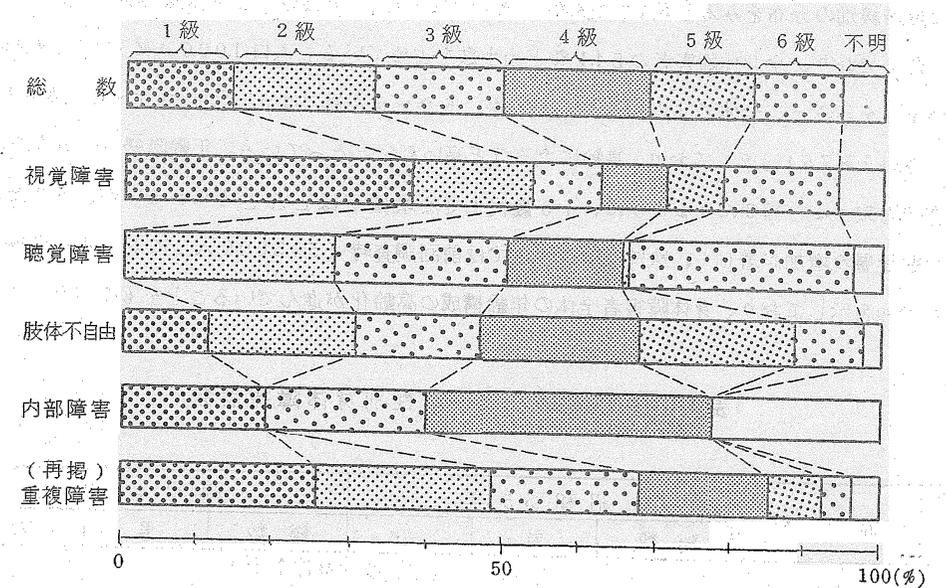
□ 視覚障害者、重複障害者のほぼ半数は1・2級の重度障害者。

障害の種類別に障害の程度をみると、表9及び図2のとおりである。1・2級者をみると視覚障害者では180,000人(53.8%)、聴覚障害者88,000人(27.9%)、肢体不自由者341,000人(30.3%)、内部障害者38,000人(19.3%)、重複障害者では73,000人(48.8%)となっており、視覚障害者及び重複障害者に重度の障害をもつものが多い。

表9 障害の種類別にみた障害の程度別身体障害者数

障害の程度	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	(再掲) 重複障害
推計数(単位:千人)						
総数	1,977	336	317	1,127	197	150
1級	293	128	0	127	38	39
2級	355	52	88	214	0	34
3級	337	29	71	196	40	29
4級	381	29	47	230	75	26
5級	265	28	4	233	—	11
6級	244	51	94	99	—	5
不明	101	18	12	28	43	6
構成割合(単位:%)						
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1級	14.8	38.2	0.1	11.3	19.1	26.0
2級	17.9	15.6	27.8	19.0	0.2	22.8
3級	17.0	8.6	22.5	17.4	20.5	19.2
4級	19.3	8.7	14.8	20.4	38.1	17.2
5級	13.4	8.3	1.4	20.7	—	7.4
6級	12.4	15.3	29.5	8.8	—	3.3
不明	5.1	5.3	3.8	2.5	22.1	4.1

図2 障害の種類別にみた障害の程度別構成割合



(3) 年 齢

□ 60歳以上の身体障害者は1,067,000人、54.1%で、身体障害者全体の年齢構成の高齢化が進む。

年齢階級別の分布をみると表10及び表11に示すように、60歳以上の身体障害者は1,067,000人に及んでおり、全身体障害者の54.1%と過半数を占めている。人口1,000人に対する身体障害者の割合をみると、全体では23.79人であるが、60～64歳では55.83、65～69歳68.74、70歳以上87.54となっており、高齢になるほど高い割合となっている。年齢階級別の分布を前回調査時と比較すると図3にみるように、40歳代までは増減がほとんどみられないが、50歳以上の年齢階層の増加が著しく、殊に60歳以上では前回調査時(595,000人)に対し80%増と急激な増加を示しており、身体障害者全体の年齢構成の高齢化が進んでいることをものがたっている。

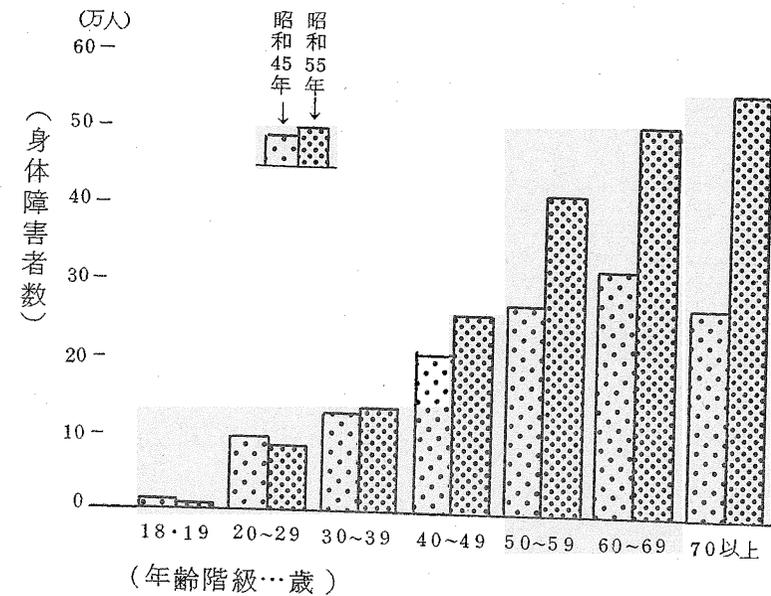
表10 年齢階級別にみた性別身体障害者数

年齢階級	昭和55年			昭和45年		
	総数	男	女	総数	男	女
推計数(単位:千人)						
総数	1,977	1,134	843	1,314	785	529
18・19歳	11	7	4	13	7	7
20～29	86	55	30	97	57	40
30～39	135	80	55	127	80	47
40～49	260	159	102	209	133	77
50～59	417	251	167	274	176	98
60～64	240	146	94	152	95	56
65～69	268	163	106	167	97	70
70～	558	273	285	275	141	134
構成割合(単位:%)						
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
18・19歳	0.6	0.6	0.5	1.0	0.8	1.3
20～29	4.3	4.9	3.6	7.3	7.2	7.6
30～39	6.8	7.0	6.6	9.6	10.2	8.8
40～49	13.2	14.0	12.0	15.9	16.9	14.5
50～59	21.1	22.1	19.8	20.9	22.4	18.5
60～64	12.2	12.9	11.2	11.5	12.1	10.6
65～69	13.6	14.4	12.5	12.7	12.3	13.3
70～	28.2	24.1	33.8	20.9	17.9	25.4

表11 年齢階級別にみた人口千人当り身体障害者数

年齢階級	(人)	
	昭和55年 ¹⁾	昭和45年 ²⁾
総数	23.79	19.70
18・19歳	3.51	3.29
20～29	4.94	4.93
30～39	6.96	7.74
40～49	16.03	15.84
50～59	33.69	29.74
60～64	55.83	40.87
65～69	68.74	56.20
70～	87.54	63.63

図3 年齢階級別にみた身体障害者数の分布



(4) 障害の原因と障害の発生時期

□ 障害の原因は「事故」によるもの24.6%、「疾病」によるもの63.8%。

身体障害者の障害の原因をみると表12のとおり、「事故」によるものが24.6%、「疾病」によるものが63.8%、原因が「不詳」のものは11.6%となっている。「事故」のうちでもっとも多いものは「労働災害」によるものであり、「疾病」のうちでは「感染症」、「中毒性疾患」以外の「その他の疾患」となっている。これを前回調査時と比べると「事故」、「疾病」の割合にほとんど差は認められないが、対前回増加割合でみると「事故」では「交通事故」、「労働災害」によるものの増加割合が高く、また「疾病」では「感染症」が減少する一方、「出生時の損傷・その他」が高い増加割合を示している。

障害の種類別に障害の原因をみると表13のとおりである。各障害の種類を通じて「その他の疾患」がもっとも多いが、肢体不自由者では「労働災害」をはじめとする「事故」によるものが、他の障害者より多いことが目立つ。

つぎに障害が何歳に発生したかを、障害の原因別にみよう。表14に示すように、3歳までの乳幼児期は「感染症」及び「出生時の損傷」が、13～39歳では「交通事故」及び「労働災害」が、40歳以上では「その他の疾患」がそれぞれ他の原因に比較して多い。また、障害の種類別に障害の発生時期をみると表15のとおり、視覚障害者及び聴覚障害者は12歳以下の乳幼児期及び少年期に、肢体不自由者は18歳～64歳の青・壮年期に、内部障害者は40歳以降の壮年期に発生した割合が高い。

表12 身体障害の原因別にみた身体障害者数

傷害の原因	推 計 数			構 成 割 合	
	昭和55年 千人	昭和45年 千人	対前回 増加割合 %	昭和55年 %	昭和45年 %
総 数	1,977	1,314	150.5	100.0	100.0
事 故	486	350	138.9	24.6	26.6
交通事故	92	58	158.6	4.7	4.4
労働災害	177	117	151.3	9.0	8.9
その他の事故	119	100	119.0	6.0	7.6
戦傷病・戦災	97	75	129.3	4.9	5.7
疾 病	1,261	853	147.8	63.8	64.9
感染症	91	150	60.7	4.6	11.4
中毒性疾患	8	7	114.3	0.4	0.5
その他の疾患	841	583	144.3	42.5	44.4
出生時の損傷	70	113	285.0	3.5	8.6
その他1)	252			12.8	
不 詳	230	111	207.2	11.6	8.5

注1) 昭和55年の調査の「その他」には先天性障害を含む。

表13 障害の種類別にみた傷害の原因別構成割合

傷害の原因	(%)					
	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	(別掲)重複障害
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
事故	24.6	14.5	11.3	36.1	4.8	10.7
交通事故	4.7	1.3	1.0	7.4	-	3.8
労働災害	9.0	4.1	2.9	13.8	2.7	3.0
その他の事故	6.0	5.5	2.9	8.5	0.5	2.1
戦傷病・戦災	4.9	3.5	4.3	6.5	1.7	1.8
疾病	63.8	68.6	65.0	59.0	74.2	73.4
感染症	4.6	3.0	3.0	5.1	7.0	4.4
中毒性疾患	0.4	0.5	1.0	0.2	-	0.9
その他の疾患	42.5	45.7	33.3	42.2	49.0	47.9
出生時の損傷	3.5	3.5	5.4	3.4	1.9	3.3
その他	12.8	16.0	22.3	8.2	16.2	16.9
不詳	11.6	16.9	23.8	4.8	21.0	16.0

表14 障害の原因別にみた障害の発生時の年齢階級別分布

障害の原因	(%)							
	総数	0~3歳	4~12	13~17	18~39	40~64	65以上	不詳
総数	100.0	12.4	7.2	3.2	23.2	33.9	14.7	5.5
事故	100.0	3.9	5.0	4.6	49.1	31.0	5.2	1.2
交通事故	100.0	1.0	4.8	5.8	35.1	44.2	8.7	0.5
労働災害	100.0	-	-	5.8	51.6	38.3	2.5	1.8
その他の事故	100.0	14.9	15.6	5.6	22.7	29.0	10.4	1.9
戦傷病・戦災	100.0	-	0.5	1.4	90.4	7.3	0.5	-
疾病	100.0	15.2	8.0	2.8	14.7	34.8	17.7	6.8
感染症	100.0	33.5	16.5	3.9	22.8	17.5	1.9	3.9
中毒性疾患	100.0	-	23.5	-	35.3	35.3	5.9	-
その他の疾患	100.0	7.9	7.5	2.9	16.0	40.2	20.6	4.7
出生時の損傷	100.0	80.3	7.6	0.6	0.6	1.9	-	8.9
その他	100.0	17.8	6.7	2.1	12.5	32.0	19.5	9.5
不詳	100.0	12.4	6.9	3.5	12.7	34.9	17.2	12.4

表15 障害の種類別にみた障害の発生時の年齢階級別分布

障害の種類	(%)							
	総数	0~3歳	4~12	13~17	18~39	40~64	65以上	不詳
総数	100.0	12.4	7.2	3.2	23.2	33.9	14.7	5.5
視覚障害	100.0	12.4	11.1	4.1	19.4	30.4	15.5	7.3
聴覚障害	100.0	17.5	9.5	1.8	14.1	28.3	19.4	9.4
肢体不自由	100.0	12.7	6.3	3.5	27.0	33.7	13.4	3.5
内部障害	100.0	2.7	2.7	2.7	22.3	49.8	12.6	7.2

(5) 障害の原因となった疾病

□ 障害の原因となった疾病は、視覚障害者では「網脈絡膜・視神経系疾患」が、内部障害者では、「心臓疾患」が高い割合。

身体障害の原因を疾病別にみると表16に示すとおり、全体では「脳血管障害」、「骨関節疾患」及び「網脈絡膜・視神経系疾患」が多くみられるが、これを障害の種類別にみると視覚障害者では「網脈絡膜・視神経系疾患」が33.9%、聴覚障害者は「中耳性・内耳性疾患」が47.2%、肢体不自由者は「脳血管疾患」が19.0%、内部障害者では「心臓疾患」が53.8%と高い割合を示している。

疾病別に前回調査時と比較すると表17のとおり、肢体不自由者の障害の原因である「骨関節疾患」が3.1倍、「脊髄損傷」が2.2倍、「網脈絡膜・視神経系疾患」が1.8倍と、他の疾患に比べ高い増加割合を示している。

表 16 障害の種類別にみた身体障害者の疾病別構成割合 (%)

疾 病 名	総 数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	(再掲)
						重複障害
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
脳 性 マ ヒ	3.0	0.1	1.7	4.7	—	6.2
脊 髄 性 小 児 マ ヒ	2.7	0.1	0.6	4.5	—	1.1
脊 髄 損 傷	3.3	—	0.1	5.8	—	1.4
進 行 性 筋 萎 縮 症	0.3	—	—	0.4	—	—
脳 血 管 障 害	11.5	0.7	3.0	19.0	0.5	17.8
骨 関 節 疾 患	9.3	—	—	16.3	—	2.7
リウマチ性疾患	4.7	0.1	0.1	8.1	0.2	3.8
中 耳 性 疾 患	3.7	0.5	22.0	0.1	—	2.1
内 耳 性 疾 患	4.1	0.1	25.2	0.1	—	5.9
角 膜 疾 患	3.7	21.5	0.3	0.0	—	6.8
水 晶 体 疾 患	3.3	18.9	0.3	0.0	—	7.4
網脈絡膜・視神経系疾患	5.9	33.9	0.6	0.2	—	5.9
じ ん 臓 疾 患	1.6	—	—	—	16.4	0.9
心 臓 疾 患	5.4	0.2	—	0.1	53.8	4.4
呼 吸 器 疾 患	3.4	0.1	1.0	1.7	22.7	4.1
そ の 他 の 疾 患	27.0	15.6	26.6	34.9	2.3	18.9
不 明	7.0	7.9	18.6	4.0	4.0	10.3

表 17 疾病別身体障害者数の推移

疾 病 名	推 計 数			構 成 割 合	
	昭和55年	昭和45年	対前回 増加割合	昭和55年	昭和45年
	千人	千人	%	%	%
総 数	1,977	1,314	150.5	100.0	100.0
脳 性 マ ヒ	59	49	120.4	3.0	3.7
脊 髄 性 小 児 マ ヒ	53	39	135.9	2.7	3.0
脊 髄 損 傷	66	30	220.0	3.3	2.3
進 行 性 筋 萎 縮 症	5	5	100.0	0.3	0.4
脳 血 管 障 害	227	172	132.0	11.5	13.1
骨 関 節 疾 患	184	59	311.9	9.3	4.5
リウマチ性疾患	92	69	133.3	4.7	5.3
中 耳 性 疾 患	72	67	107.5	3.7	5.1
内 耳 性 疾 患	82	70	117.1	4.1	5.3
角 膜 疾 患	74	48	154.2	3.7	3.6
水 晶 体 疾 患	65	63	103.2	3.3	4.8
網脈絡膜・視神経系疾患	118	67	176.1	5.9	5.1
そ の 他 の 疾 患	880	576	152.8	44.5	43.8

(6) 身体障害者手帳の所持の状況

□ 手帳の所持者は1,433,000人、全身体障害者の72.5%、視覚障害者、肢体不自由者の手帳を所持している割合が高い。

身体障害者福祉法にもとづく身体障害者手帳の交付を受けて所持している者は、表18のように1,433,000人、全身体障害者の72.5%で、所持していないものは544,000人、27.5%である。障害の種類別に手帳の所持しているものの割合をみると、視覚障害者77.0%、聴覚障害者70.5%、肢体不自由者78.0%、内部障害者36.3%、重複障害者55.6%で、視覚障害者及び肢体不自由者の手帳の所持している割合が高い。

身体障害者手帳を所持している割合を障害の種類別に45年調査時と比較してみると、図4のとおりである。全体では45年の57.9%から72.5%と大幅に増加しており、各障害の種類を通じて所持している割合が高くなっていることが認められる。

つぎに障害の程度及び、障害の原因となった疾病別にみると、表19及び表20のとおりである。障害の程度では1・2級の重度障害者は80%以上の所持割合となっており、疾病別には「脳性マヒ」、「脊髄性小児マヒ」及び「進行性筋萎縮症」は90%以上が手帳を所持し高い割合となっている。

表 18 障害の種類別にみた身体障害者手帳の所持の状況

障害の種類	推 計 数			構 成 割 合		
	総 数	手帳を持 っている	手帳を持 っていない	総 数	手帳を持 っている	手帳を持 っていない
	千人	千人	千人	%	%	%
総 数	1,977	1,433	544	100.0	72.5	27.5
視 覚 障 害	336	259	77	100.0	77.0	23.0
聴 覚 障 害	317	224	94	100.0	70.5	29.5
肢 体 不 自 由	1,127	880	247	100.0	78.0	22.0
上 肢 切 断	73	69	4	100.0	93.9	6.1
上 肢 機 能 障 害	334	259	75	100.0	77.5	22.5
下 肢 切 断	48	45	3	100.0	93.6	6.4
下 肢 機 能 障 害	480	371	109	100.0	77.4	22.6
体 幹 機 能 障 害	191	135	56	100.0	70.7	29.3
内 部 障 害	197	71	126	100.0	36.3	63.7
心 臓 機 能 障 害	115	34	82	100.0	29.2	70.8
呼 吸 器 機 能 障 害	47	20	27	100.0	41.5	58.5
じ ん 臓 機 能 障 害	35	18	16	100.0	52.6	47.4
(再掲)重複障害	150	83	67	100.0	55.6	44.4

図4 障害の種類別にみた身体障害者手帳の所持の割合の前回調査との比較

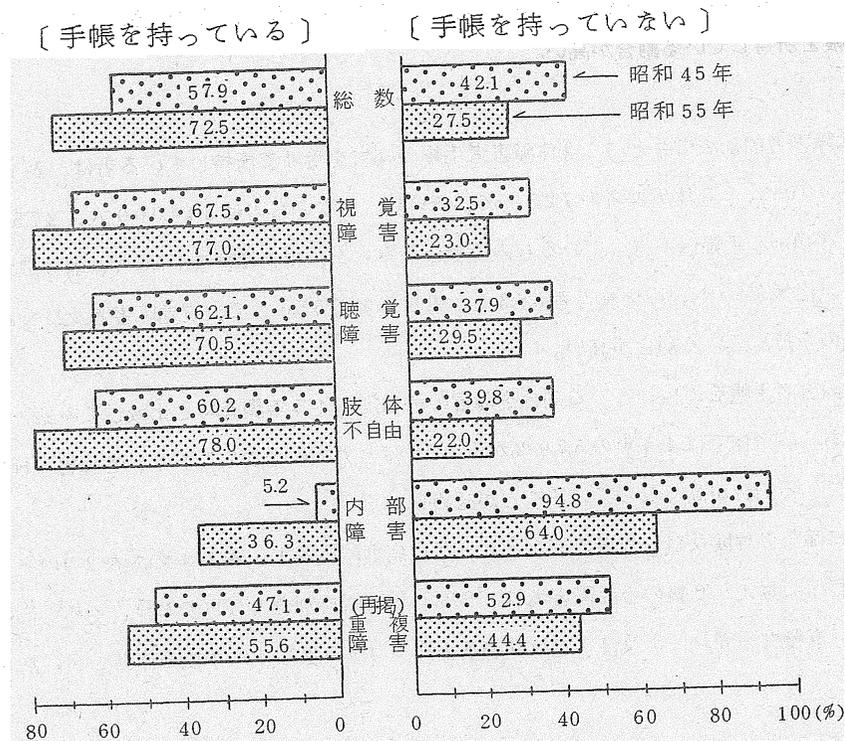


表19 障害の程度別にみた身体障害者手帳の所持の状況

障害の程度	総数 (%)	手帳を持っている (%)	手帳を持っていない (%)
総数	100.0	72.5	27.5
1級	100.0	82.0	18.0
2級	100.0	86.8	13.2
3級	100.0	75.1	24.9
4級	100.0	70.5	29.5
5級	100.0	75.6	24.4
6級	100.0	65.7	34.3
不明	100.0	2.2	97.8

表20 疾病の程度別にみた身体障害者手帳の所持の状況

疾病名	総数 (%)	手帳を持っている (%)	手帳を持っていない (%)
総数	100.0	72.5	27.5
脳性マヒ	100.0	95.5	4.5
脊髄性小児マヒ	100.0	94.2	6.8
脊髄損傷	100.0	88.5	11.5
進行性筋萎縮症	100.0	91.7	8.3
脳血管障害	100.0	65.6	34.4
骨関節疾患	100.0	79.8	20.2
リウマチ性疾患	100.0	59.1	40.9
中耳性疾患	100.0	79.8	20.2
内耳性疾患	100.0	71.7	28.3
角膜疾患	100.0	80.7	19.3
水晶体疾患	100.0	59.6	40.4
網脈絡膜、視神経系疾患	100.0	85.2	14.8
じん臓疾患	100.0	54.8	45.2
心臓疾患	100.0	30.3	69.7
呼吸器疾患	100.0	60.8	39.2
その他の疾患	100.0	78.3	21.7
不明	100.0	64.2	35.8

(7) 治療・機能回復訓練または職業訓練の受療・受講の状況

□ 身体障害者の55.3%が何らかの治療・訓練を受け、殊に内部障害者、肢体不自由者に受療・受講者が多い。

今までに障害の治療や機能回復訓練あるいは職業訓練などを医療機関や社会福祉施設、職業訓練校で受けたことがあるかどうかを、障害の種類及び障害の程度別にみると図5のとおりである。身体障害者の55.3%は何らかの治療・訓練を受けており、障害の種類別にみると内部障害者、肢体不自由者の割合が高く、聴覚障害者は44.3%と低い。障害の程度別にみると、重度障害者ほど治療・訓練を受けた者が多く、1級では64.0%となっている。

つぎに、どのような機関で治療や訓練を受けたかをみると、表21及び表22のとおりで、全体では49.8%と身体障害者の半数が「医療機関」で、「社会福祉施設」は2.8%、「職業訓練校」は1.6%に過ぎない。これを障害の種類別にみると、肢体不自由者は「社会福祉施設」を、視覚障害者では「職業訓練校（失明者更生施設、盲学校などを含む）」を利用している割合が他の障害者に比べて高いことがみとめられ、障害の程度別では2級の障害者の「社会福祉施設」の利用度が高くなる。

図5 障害の種類及び障害の程度別にみた治療・機能回復訓練
又は職業訓練を受けたことのある者の割合

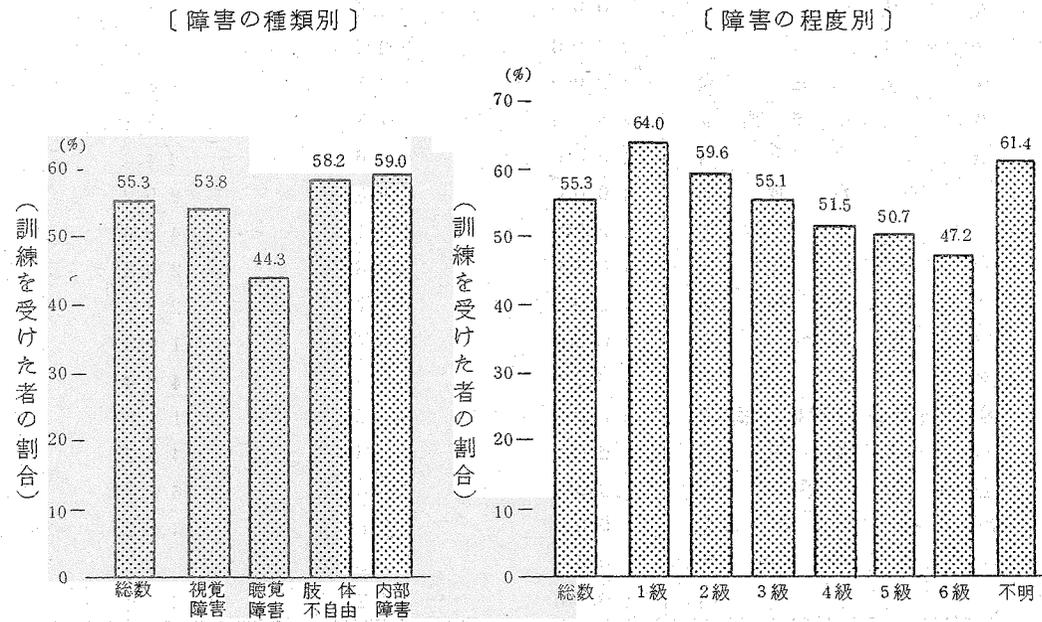


表21 障害の種類別にみた治療・機能回復訓練又は
職業訓練を受けた機関の割合 (重複回答)

障害の種類	治療・機能回復訓練などを受けた機関 (%)			
	医療機関	社会福祉施設	職業訓練校	その他
総数	49.8	2.8	1.6	3.7
視覚障害	46.8	2.2	3.3	3.7
聴覚障害	39.6	2.0	0.7	3.2
肢体不自由	52.0	3.5	1.6	4.3
内部障害	58.3	0.5	0.2	0.3

表22 障害の程度別にみた治療・機能回復訓練又は
職業訓練を受けた機関の割合 (重複回答)

障害の程度	治療・機能回復訓練などを受けた機関 (%)			
	医療機関	社会福祉施設	職業訓練校	その他
総数	49.8	2.8	1.6	3.7
1級	53.7	3.9	3.9	5.4
2級	50.6	5.8	2.8	5.1
3級	49.9	2.9	1.4	3.4
4級	48.0	2.0	0.7	2.1
5級	47.1	1.7	0.5	4.2
6級	45.2	0.4	0.4	2.0
不明	59.6	-	0.4	2.6

2. 身体障害者の日常生活

(1) 身体障害者の世帯

身体障害者の日常生活を観察するにあたって、まず、日常生活を営む生活の基本的な単位である家族との関係を、身体障害者がどのような世帯に属しているかで見よう。

1) 世帯人員

□ 身体障害者の世帯の平均世帯人員は3.87人で一般世帯の3.30人に比べ世帯規模が大きく、とくに聴覚障害者の世帯は4.07人と最も多い。

身体障害者の世帯規模を世帯人員別構成で見ると表23のとおり、全体では2人の世帯がもっとも多く21.9%であるが、3～6人の世帯も全国の世帯人員別構成に比べてかなり高い割合で分布して、その平均世帯人員は3.87人であり、全国の一般世帯の3.30人に比べ身体障害者の世帯規模が大きいことを示している。

障害の種類別にみると、平均世帯人員の最も多いのは聴覚障害者の4.07人で、最も低いのは内部障害者の3.61人であるが、世帯人員別構成割合で見ると、視覚障害者の「1人世帯」の10.7%、内部障害者の「2人世帯」の28.6%が他の障害者に比べ多くみられるのが注目される。

表23 障害の種類別にみた世帯人員別構成割合と
1世帯あたり平均世帯人員

障害の種類	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人～	1世帯平均世帯人員
総数	100.0%	7.4%	21.9%	17.7%	17.3%	13.8%	12.7%	9.2%	3.87人
視覚障害	100.0	10.7	19.2	19.7	15.2	14.5	11.8	9.0	3.78
聴覚障害	100.0	7.3	22.1	10.9	18.6	15.4	13.7	12.0	4.07
肢体不自由	100.0	6.2	21.6	18.9	18.2	13.5	12.8	8.9	3.88
内部障害	100.0	8.3	28.6	18.0	13.3	11.9	12.6	7.2	3.61
全国 ¹⁾	100.0	18.3	16.2	17.6	26.2	12.3	6.4	2.9	3.30

注1): 厚生省「厚生行政基礎調査(昭和54年)」

2) 世帯員構成による各種類型別世帯

□ 単独世帯は7.4%、核家族世帯は46.4%、三世帯世帯は32.6%で、全国の一般世帯に比べて三世帯世帯の割合が身体障害者の世帯は2倍。

世帯構造別分布を障害の種類及び障害の程度別にみると表24、表25のとおりである。夫婦のみか夫婦とその子からなる核家族世帯は46.4%、三世帯世帯は32.6%、その他の世帯は13.6%であり、全国の一般世帯に比べ親・子・孫が同居する三世帯世帯の割合が高い。これを障害の種類別にみると、聴覚障害者の三世帯世帯の39.0%、内部障害者の夫婦のみの世帯の24.3%が目立つ。なお、障害の程度別にみると、各級ともほぼ同様な分布を示している。

表24 障害の種類別にみた身体障害者のいる世帯の世帯構造別世帯数の構成割合

世帯構造	世帯数の構成割合					(%)
	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	全国 ¹⁾
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単独世帯	7.4	10.7	7.3	6.2	8.3	18.3
核家族世帯	46.4	38.7	38.5	49.7	53.6	60.1
夫婦のみの世帯	17.8	15.2	16.9	17.7	24.3	12.4
夫婦と未婚の子のみの世帯	24.9	20.5	18.2	28.0	25.5	43.3
片親と未婚の子のみの世帯	3.7	3.0	3.4	4.1	3.8	4.4
三世帯世帯	32.6	33.3	39.0	31.2	28.8	16.1
その他の世帯	13.6	17.3	15.2	12.9	9.2	5.5

注1): 厚生省「厚生行政基礎調査(昭和54年)」

表 25 障害の程度別にみた身体障害者のいる世帯の世帯構造別世帯数の構成割合 (%)

世帯構造	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単独世帯	7.4	7.0	7.0	6.9	8.1	6.4	8.3	8.8
核家族世帯	46.4	41.9	44.9	48.4	48.5	51.5	43.6	44.3
夫婦のみの世帯	17.8	17.2	16.4	19.2	16.3	19.6	18.3	19.3
夫婦と未婚の子のみの世帯	24.9	21.9	24.7	24.5	28.6	28.1	21.1	21.9
片親と未婚の子のみの世帯	3.7	2.7	3.7	4.6	3.6	3.8	4.2	3.1
三世帯世帯	32.6	32.8	33.2	31.8	31.9	29.4	35.8	35.5
その他の世帯	13.6	18.3	14.9	13.0	11.5	12.7	12.3	11.4

□ 高齢者世帯は12.6%。常雇者世帯は36.6%と全国の一般世帯より少なく、自営業者世帯(17.7%)、農耕世帯(24.5%)は全国一般世帯より多い。

世帯類型別に身体障害者の世帯をみると表26のとおり、男65歳以上と女60歳以上者のみで構成するか、またはこれに18歳未満の子が加わった世帯、いわゆる高齢者世帯は身体障害者のいる世帯全体の12.6%であり、障害の種類別にみると肢体不自由者(10.4%)以外の障害者は15%前後が高齢者世帯である。

つぎに、世帯業態別にみると表27のように、身体障害者の世帯のうち常雇者の世帯36.6%で、一般世帯の割合より少く、自営者世帯(17.7%)、農耕世帯(24.5%)は一般世帯より大きな割合を示している。

表 26 障害の種類別にみた身体障害者のいる世帯の世帯類型別世帯数の構成割合 (%)

世帯類型	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	全国 ¹⁾
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高齢者世帯	12.6	14.9	15.9	10.4	15.8	6.5
母子世帯	0.2	0.3	-	0.2	0.7	1.3
父子世帯	0.2	0.1	-	0.2	0.2	0.2
その他の世帯	87.1	84.7	84.1	89.3	83.3	92.0

注1): 厚生省「厚生行政基礎調査(昭和54年)」

表 27 障害の種類別にみた身体障害者のいる世帯の世帯業態別世帯数の構成割合 (%)

世帯業態	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	全国 ¹⁾
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇 用 者 世 帯	39.5	37.3	34.1	41.8	39.0	63.5
常 雇 者 世 帯	36.6	34.6	31.6	38.5	37.2	61.0
会社・団体等の役員の世帯	1.8	1.5	1.5	2.0	1.6	2.3
一般常雇者世帯	34.8	33.2	30.1	36.6	35.6	58.7
雇用者規模 30人未満	11.7	12.4	10.3	11.8	11.5	15.1
” 30~999人	13.6	13.2	12.7	14.3	11.9	21.3
” 1000人~官公庁	9.6	7.5	7.0	10.4	12.2	22.3
臨時雇用者世帯	1.2	0.9	1.1	1.3	0.9	1.3
日雇雇用者世帯	1.7	1.7	1.4	1.9	0.9	1.2
自 営 業 者 世 帯	17.7	21.3	16.2	17.2	16.4	15.9
農 耕 世 帯	24.5	20.9	30.6	24.8	19.1	10.1
専 業 世 帯	7.8	7.3	10.2	7.6	5.9	3.0
兼 業 世 帯	16.7	13.6	20.4	17.2	13.3	7.1
その他の世帯	18.3	20.6	19.0	16.2	25.5	10.5

注1): 厚生省「厚生行政基礎調査(昭和54年)」

3) 世帯主からみた続柄

□ 世帯主は51.6%、父母18.7%、配偶者17.4%の順に多く、長子は4.2%、その他の子は3.0%。

世帯内での身体障害者の地位を世帯主との続柄別にみると、表28のとおりである。世帯主であるものは51.6%と全身体障害者の半数であり、世帯主の父母は18.7%、配偶者は17.4%、長子など子はあわせて7.7%である。これを障害の種類別にみると、視覚障害者及び聴覚障害者の25%と1/4は父母であり、また、肢体不自由者及び内部障害者の53%～55%が世帯主であることがわかる。

世帯主からみた続柄	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
世帯主	51.6	46.5	46.3	54.5	52.5
配偶者	17.4	18.4	14.4	16.6	24.5
長子	4.2	2.0	4.1	5.1	2.5
長子以外の子	3.0	1.7	4.2	3.0	3.2
子の配偶者	0.5	0.4	0.3	0.6	0.9
孫	0.2	0.1	—	0.2	0.2
父母	18.7	25.5	25.3	15.6	14.4
祖父母	0.3	0.8	0.1	0.3	—
兄弟・姉妹	2.8	3.0	3.1	2.9	1.1
その他の親族	1.2	1.5	2.1	0.9	0.5
その他	0.2	0.1	0.1	0.3	0.2

4) 配偶の状況

□ 配偶者のいる身体障害者は65.8%、未婚は11.6%、死別・離別などは22.6%。40歳未満の身体障害者の「有配偶」の割合が低い。

身体障害者の配偶の状況をみると表29及び図6のとおり、「有配偶」は65.8%、「未婚」は11.6%、死別・離別などの「その他」は22.6%である。これを昭和50年の国勢調査による国民全体の配偶の状況と比べてみると、身体障害者の「その他」が高い割合となっており、年齢階級

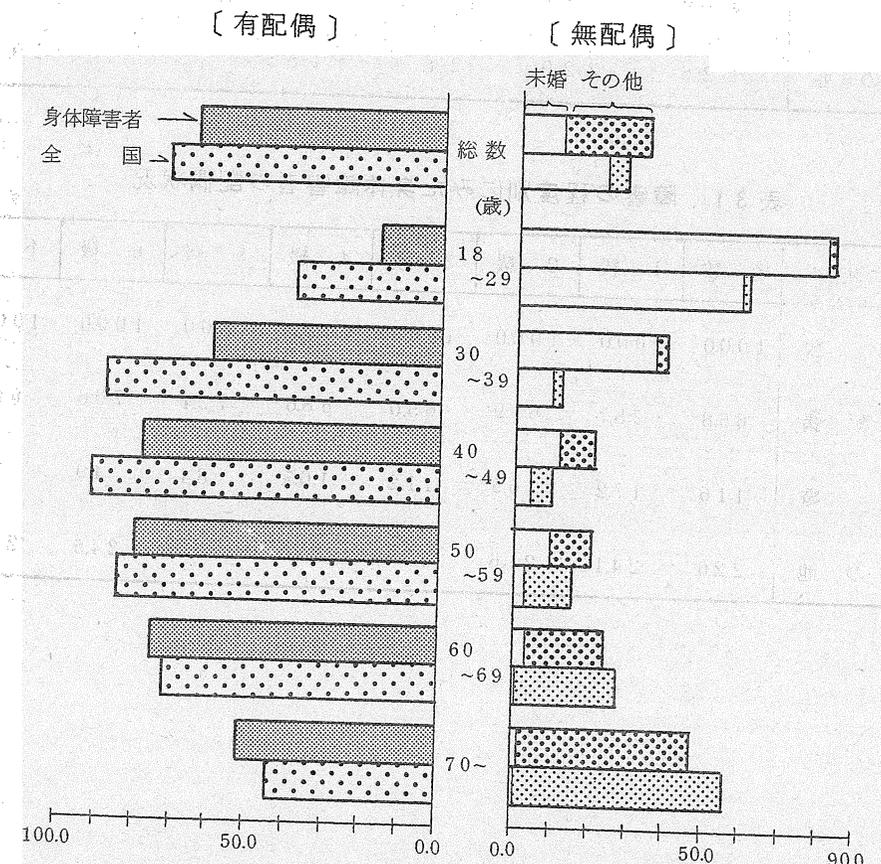
別にみると40歳未満での「有配偶」の割合が低い。

表29 年齢階級別にみた身体障害者の配偶状況 (%)

配偶の状況	総数	18~29歳	30~39	40~49	50~59	60~69	70歳以上
総数	100.0 (100.0)						
有配偶	65.8 (71.5)	17.4 (38.7)	60.0 (89.2)	78.4 (90.8)	78.6 (84.5)	75.3 (71.1)	51.5 (44.2)
未婚	11.6 (23.1)	80.7 (60.7)	37.4 (8.5)	12.9 (4.0)	9.0 (2.5)	3.7 (1.5)	1.7 (1.3)
その他	22.6 (5.4)	1.8 (0.6)	2.6 (2.3)	8.7 (5.2)	12.3 (13.0)	21.0 (27.4)	46.7 (54.5)

注：()内は総理府統計局昭和50年国勢調査の全国の配偶の状況。

図6 年齢階級別にみた配偶の状況別構成割合 (%)



注：全国は総理府統計局「昭和50年国勢調査」

□ 視覚障害者の「有配偶」、1級の重度障害者の「有配偶」の割合が低い。

障害の種類及び障害の程度別に配偶の状況をみると、表30、表31のとおりである。視覚障害者は「有配偶」の割合が58.3%と最も低く、死別・離婚などの「その他」が32.9%と1/3に及んでおり注目される。また、障害の程度別にみると、1級の「有配偶」の割合は58.7%で、軽度になるほどこの割合は高くなっている。

表30 障害の種類別にみた身体障害者の配偶状況 (%)

配偶の状況	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	(別掲)重複障害
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
有配偶	65.8	58.3	63.1	69.1	68.8	58.6
未婚	11.6	8.8	12.2	12.4	9.4	12.4
その他	22.6	32.9	24.7	18.5	21.7	29.0

表31 障害の程度別にみた身体障害者の配偶状況 (%)

配偶の状況	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
有配偶	65.8	58.7	61.9	65.0	68.6	72.4	70.6	64.0
未婚	11.6	17.2	16.5	11.2	10.5	8.4	4.9	7.5
その他	22.6	24.1	21.6	23.8	20.9	19.2	24.5	28.5

5) 身体障害者とその世帯の所得税及び市町村民税の課税状況

□ 身体障害者のいる世帯の23.9%が市町村民税、所得税とも非課税。身体障害者本人の課税状況では、市町村民税は67.1%、所得税は77.5%が非課税。

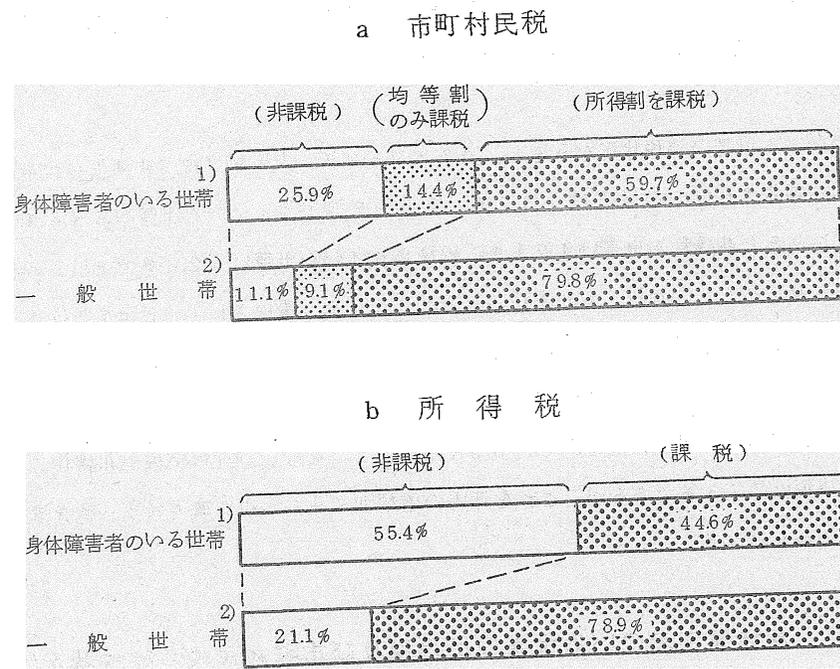
身体障害者のいる世帯の課税状況をみると、表32のとおり、市町村民税が非課税の世帯は24.6%、均等割のみ課税されている世帯は13.7%、所得割を課税されている世帯が56.6%であり、一方、所得税をみると非課税の世帯は42.1%、課税されている世帯は52.3%である。両税の課税状況の組み合わせでみると、両税とも非課税の世帯は23.9%、課税されている世帯は51.4%である。これを全国の一般世帯と比較すると図7のように、身体障害者世帯の非課税世帯は一般世帯に比べて市町村民税、所得税ともその割合は約2.5倍となっている。

つぎに身体障害者本人の課税状況をみると表33のとおりである。市町村民税が非課税のものは67.1%、所得税は77.5%であるが、これを障害の種類別にみると視覚障害者及び聴覚障害者は両税とも非課税のものが多。

表32 身体障害者のいる世帯の所得税及び市町村民税の課税状況 (%)

市町村民税	所 得 税			
	総数	非課税	課税	無回答
総数	100.0	42.1	52.3	5.7
非課税	24.6	23.9	0.2	0.5
課税	均等割のみ	13.7	1.4	0.6
	所得割	56.6	6.5	0.4
無回答	5.2	0.3	0.7	4.1

図7 市町村民税・所得税の課税状況の身体障害者のいる世帯と一般世帯との比較



注1): 身体障害者のいる世帯は「無回答」を除いた割合である。したがって表32とは一致しない。

2): 一般世帯は厚生省「昭和55年国民生活実態調査」

表33 障害の種類別にみた身体障害者本人の所得税・市町村民税の課税状況 (%)

課税状況	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害
市町村民税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
非課税	67.1	75.6	72.9	63.0	66.9
均等割のみ	9.2	9.2	9.7	9.1	9.5
所得割	20.0	11.4	14.5	24.2	19.4
無回答	3.7	3.8	2.9	3.8	4.3
所得税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
非課税	77.5	85.5	81.4	74.2	76.6
課税	18.6	9.9	14.3	22.1	19.4
無回答	3.9	4.6	4.3	3.7	4.1

6) 生活保護の受給状況

□ 生活保護を受けている身体障害者は98,000人、身体障害者20人に1人が受給し、全国保護率の4倍強。

生活保護法による扶助を受けている身体障害者は98,000人であり、1,000人に対する受給率(保護率)は49.4人で、全国の保護率12.3%と比べて約4倍の保護率となっている。保護率を障害の種類別にみると表34のように、視覚障害者が83.7%と最も高く内部障害者が60.4%とつづいて高い保護率を示している。障害の程度別にみると表35のように1・2級の重度障害者ではそれぞれ60%であり、また、年齢階級別にみると表36に示すように40歳代での保護率が64.7%と最も高く、これらの身体障害者の生活の維持が困難であることを示している。

表34 障害の種類別にみた被保護者数と保護率

	身体障害者						全国 ¹⁾
	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	(別掲)重複障害	
推計数(千人)	98	24	11	40	11	11	1,433
保護率(%)	49.4	83.7	38.0	37.6	60.4	74.0	12.3

注1): 厚生省「厚生省報告例(社会福祉関係)55年2月」

表35 障害の程度別にみた被保護者数と保護率

	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明
推計数(千人)	98	18	22	15	14	10	11	8
保護率(%)	49.4	60.5	61.3	43.5	37.2	40.1	43.6	78.9

表36 年齢階級別にみた被保護者数と保護率

	総数	18~29歳	30~39	40~49	50~59	60~64	65~69	70~
推計数(千人)	98	1	4	17	24	13	12	26
保護率(%)	49.4	13.8	32.8	64.7	57.4	53.5	44.6	46.9

(2) 住宅の所有状況と改造の希望

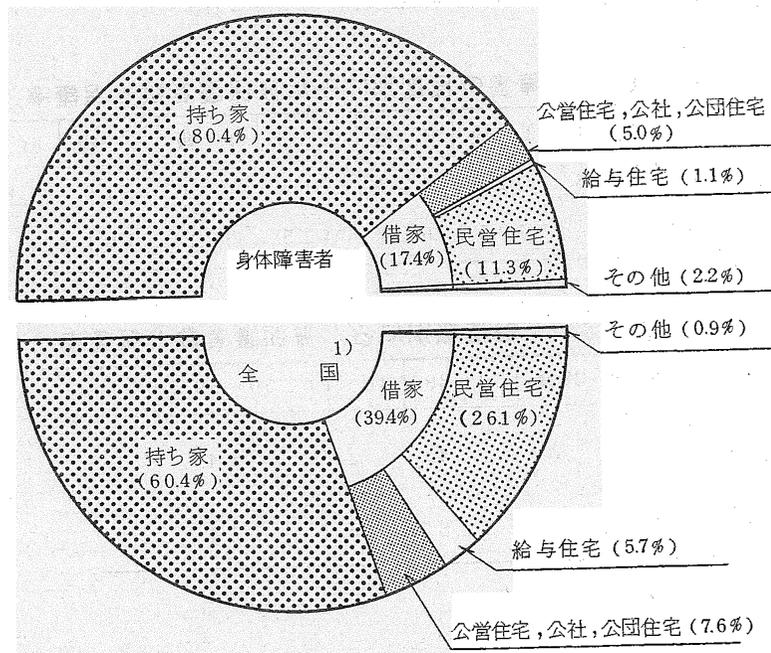
1) 住宅の種類別所有状況

□ 「持ち家」に居住している身体障害者は80.4%、「借家」は17.4%、借家のうち「公営住宅」は4.5%で、全国の一般世帯に比べ「持ち家」の割合が高い。

身体障害者が現在居住している住宅について、住宅の種類別にみると図8及び表37のとおりである。全体では「持ち家」が80.4%、「借家」が17.4%で、借家のうち「公営住宅」が4.5%、「民営住宅」が11.3%などとなっており、これを昭和53年住宅統計調査の結果と比較してみると身体障害者では「持ち家」の割合が一般世帯より高く、したがって「借家」の各住宅の割合がいずれも低くなっている。

障害の種類別にみると、聴覚障害者及び肢体不自由者の「持ち家」の割合が高く、80%を超えており、内部障害者の「公営住宅」が7.7%と高い割合を示しているが注目される。

図8 住宅の種類別構成割合の全国との比較



注1) 全国は総理府「昭和53年住宅統計調査」。

表37 障害の種類別にみた住宅の種類別住宅の状況

(%)

障害の種類	総数	持ち家	借家				その他	無回答	
			総数	公営住宅	公社・公団住宅	給与住宅			民営住宅
総数	100.0	80.4	17.4	4.5	0.5	1.1	11.3	1.6	0.6
視覚障害	100.0	77.9	19.2	3.8	0.3	0.5	14.5	2.1	0.8
聴覚障害	100.0	85.7	11.7	3.8	0.1	0.7	7.1	1.7	0.8
肢体不自由	100.0	80.7	17.3	4.3	0.6	1.3	11.1	1.4	0.6
内部障害	100.0	73.6	23.9	7.7	1.1	1.6	13.5	2.3	0.2

2) 住宅の改造の希望

□ 改造を希望している全身体障害者は43.1%、肢体不自由者が47.6%ともっとも多く、1・2級の重度障害者の半数が改造を希望。

身体障害者が日常生活を営むうえで困難をきたさないように住みやすく家屋内を改造することを希望している者は43.1%である。これを障害の種類別にみると図9のように、肢体不自由者が47.6%ともっとも多く、とくに下肢切断・下肢機能障害者と体幹機能障害者がそれぞれ49.7%、50.9%と高い割合を示している。

また、障害の程度別にみると図10のとおり、1・2級の重度障害者のほぼ半数が改造を希望している。

図9 障害の種類別にみた住宅の改造を希望する
身体障害者の割合

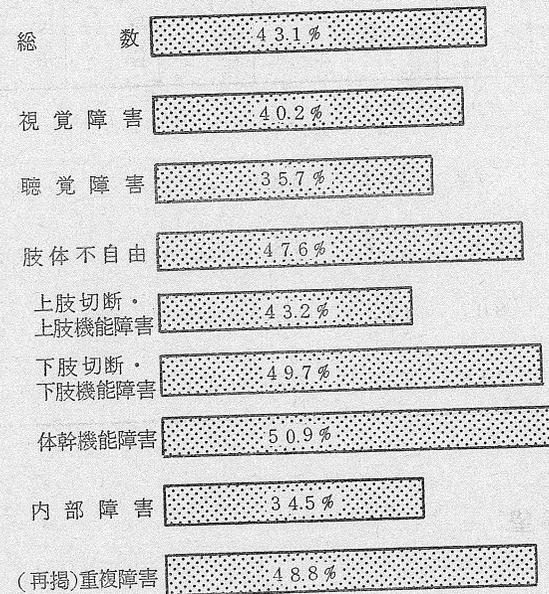
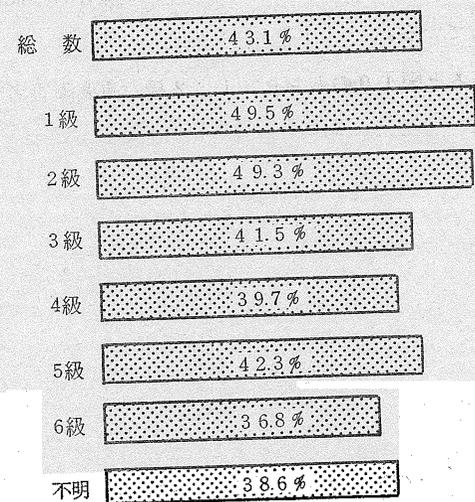


図10 障害の程度別にみた住宅の改造を希望する
身体障害者の割合



□ 改造を希望する場所でもっとも多いのは「トイレ」で52.8%、ついで「風呂」47.4%、「居室」26.4%など。

改造を希望する身体障害者のみについて、改造を希望する場所をみると、表38のとおりである。全体では、「トイレ」が52.8%のものが希望しておりもっとも多く、ついで「風呂」が47.4%、「居室」26.4%、「台所」23.1%の順となっている。障害の種類別にみると、肢体不自由者のなかでも、下肢切断・下肢機能障害者と重複障害者の「トイレ」の改造がそれぞれ61.4%、63.6%と希望が強いこと、また、聴覚障害者の「居室」の改造の希望が他の障害者に比べ高い割合を示していることが注目されよう。

つぎに障害の程度別にみると表39のように主として居室内で生活を余儀なくされている1・2級の重度障害者は「居室」の改造を希望する割合が高くそれぞれ33.9%、28.4%みられ、3・4・5級の中度障害者では、「トイレ」、「風呂」、「台所」、「階段」など日常生活に必要な屋内の場所の改造を希望する割合が高くなっている。

表38 障害の種類別にみた改造場所別の改造希望者の割合
(改造希望者総数を100.0とした割合)

障害の種類	改造を希望する場所							
	玄関	風呂	トイレ	台所	廊下	階段	居室	その他
総数	14.0	47.4	52.8	23.1	4.7	11.8	26.4	9.6
視覚障害	15.8	41.4	51.6	26.6	4.3	12.2	27.6	13.2
聴覚障害	18.0	39.6	38.6	29.0	3.9	4.7	33.3	14.5
肢体不自由	13.2	50.6	56.3	19.9	4.9	13.3	24.4	8.2
上肢切断・上肢機能障害	11.8	50.4	51.4	21.7	6.8	11.6	27.2	7.8
下肢切断・下肢機能障害	13.2	50.1	61.4	20.9	4.2	15.2	21.9	8.3
体幹機能障害	15.5	52.5	51.6	14.2	3.2	11.4	26.0	8.7
内部障害	10.5	46.4	51.6	32.0	5.2	10.5	28.8	5.9
(再掲)重複障害	12.1	52.7	63.6	19.4	3.0	9.1	23.6	11.5

表 3 9 障害の種度別にみた改造場所別の改造希望者の割合
(改造希望者総数を100.0とした割合)

障害の程度	改造を希望する場所							
	玄関	風呂	トイレ	台所	廊下	階段	居室	その他
総数	14.0	47.4	52.8	23.1	4.7	11.8	26.4	9.6
1級	15.6	49.5	48.3	17.7	5.8	9.2	33.9	10.7
2級	14.2	50.5	55.3	18.0	4.3	11.7	28.4	
3級	13.3	48.9	55.2	21.0	3.8	13.7	23.2	10.8
4級	13.8	48.1	57.5	25.2	3.2	12.9	24.0	11.7
5級	10.7	44.7	56.1	23.7	6.3	13.4	22.1	6.7
6級	19.2	36.9	42.9	34.5	3.9	8.9	26.1	8.4
不明	8.0	48.9	45.5	36.4	8.0	12.5	23.9	4.5

(%)

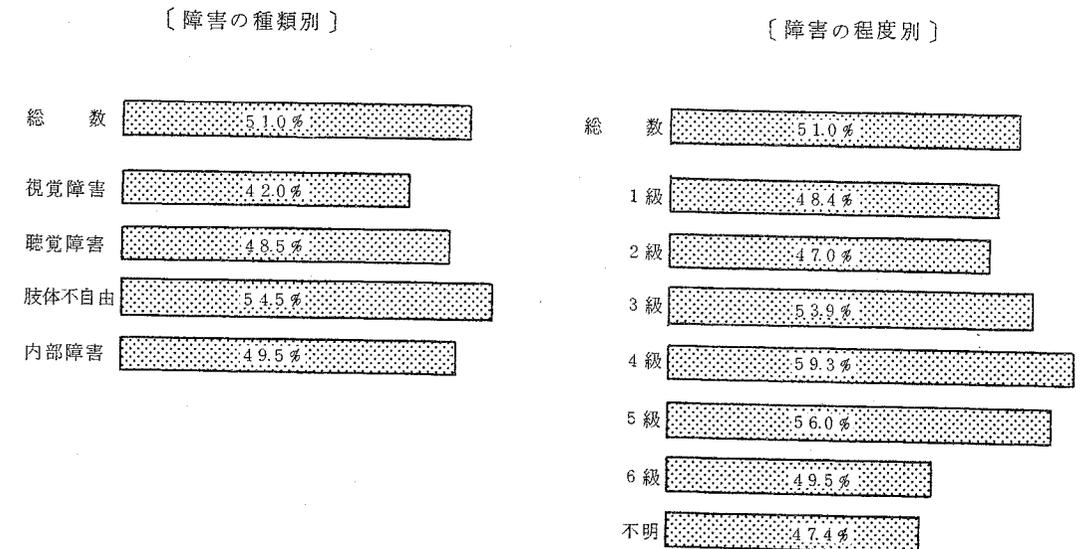
(3) 自動車及び自動車運転免許証の所有状況と免許証取得の希望

1) 自動車の所有状況

□ 身体障害者のいる世帯の51.0%が自動車を所有、肢体不自由者の世帯では54.5%ともっとも所有割合が高く、障害の程度では3・4・5級の中度障害者の所有割合が高い。

身体障害者自身または身体障害者の同居家族が自動車を所有している割合は、図11のとおりである。身体障害者の世帯の51.0%と半数が自動車を所有しており、障害の種類別にみると肢体不自由者がもっとも多く54.5%、視覚障害者が42.0%でもっとも低い。障害の程度別にみると、4級が59.3%ともっとも多く、ついで5級・3級の順となっており、中度障害者の世帯で所有割合が高くなっている。

図 1 1 障害の種類別及び障害の程度別にみた自動車の所有者の割合



2) 自動車運転免許証の所持状況と運転免許証の取得の希望

□ 運転免許証の所有者は全身体障害者の16.3%。免許証を持っていない身体障害者のうち、7.3%が免許証の取得を希望。

身体障害者の運転免許証を所持している割合をみると、表40、表41のとおりである。身体障害者の16.3%が運転免許証を所持しており、障害の種類別にみると肢体不自由者が21.3%、内部障害者が19.1%と多く、障害の程度別にみると5級が28.6%と他の級に比べて高い所持の割合を示している。

つぎに、免許証を持っていない身体障害者について、免許証取得の希望があるかどうかをみると、持っていない者のうち7.3%が取得を希望しており、これを障害の種類別にみると肢体不自由者で希望する割合がもっとも高く、障害の程度別にみると4級、5級の身体障害者の免許の取得を希望するものが多い。

表40 障害の種類別にみた自動車運転免許証の所持状況と免許証取得の希望 (%)

障害の種類	総数	免許証を持っている	免許証を持っていない				無回答
			総数	取得を希望	取得を希望しない	無回答	
総数	100.0	16.3	80.9 (100.0)	5.9 (7.3)	74.6 (92.2)	0.4 (0.4)	2.8
視覚障害	100.0	2.8	92.9 (100.0)	2.9 (3.1)	89.6 (96.4)	0.4 (0.4)	4.4
聴覚障害	100.0	11.2	86.6 (100.0)	5.6 (6.5)	80.7 (93.2)	0.3 (0.3)	2.2
肢体不自由	100.0	21.3	76.0 (100.0)	7.1 (9.4)	68.4 (90.1)	0.4 (0.6)	2.7
内部障害	100.0	19.1	79.7 (100.0)	5.0 (6.2)	74.8 (93.8)	- (-)	1.1

表41 障害の程度別にみた自動車運転免許証の所持状況と免許証取得の希望 (%)

障害の程度	総数	免許証を持っている	免許証を持っていない				無回答
			総数	取得を希望	取得を希望しない	無回答	
総数	100.0	16.3	80.9 (100.0)	5.9 (7.3)	74.6 (92.2)	0.4 (0.4)	2.8
1級	100.0	6.5	90.2 (100.0)	3.6 (4.0)	86.1 (95.5)	0.5 (0.5)	3.3
2級	100.0	7.5	88.6 (100.0)	6.1 (6.9)	71.1 (92.5)	0.4 (0.6)	3.9
3級	100.0	17.1	80.8 (100.0)	5.9 (7.3)	74.6 (92.3)	0.3 (0.3)	2.1
4級	100.0	22.2	75.7 (100.0)	7.0 (9.2)	68.6 (90.6)	0.1 (0.2)	2.1
5級	100.0	28.6	68.7 (100.0)	7.7 (11.2)	60.9 (88.6)	0.2 (0.2)	2.7
6級	100.0	18.0	79.9 (100.0)	5.1 (6.4)	74.2 (93.0)	0.5 (0.7)	2.2
不明	100.0	14.5	82.0 (100.0)	5.7 (7.0)	75.4 (92.0)	0.9 (1.1)	3.5

(4) 就業状況とその収入

1) 就業率

□ 就業している身体障害者は638,000人、就業率は32.3%。前回調査時(44.1%)より就業率が低下。

身体障害者の就業状況をみると表42のとおり、就業している者は638,000人であり、就業率は32.3%である。前回調査時と比べると不就業者の増加率が79.6%増と就業者の増加率10.2%増を大きく上回っており、したがって就業率も低下している。また、就業率も4回の調査の中でもっとも低い。

就業率を性別及び年齢階級別に、就業構造基本調査による全国一般の就業率と比較してみると、表43及び図12のとおりである。総数では、身体障害者の就業率32.3%に対し全国一般のそれは62.0%であり、性別にみると男44.4%に対して79.4%、女15.9%に対し45.6%となっており、全国値との比較でみると女の実業率が低い。つぎに年齢階級別にみると、40歳以上の身体障害者の就業率が全国の実業率と比べて差が大きくなり、就業の困難さを示している。

表42 就業状況別身体障害者数及び就業率の年次推移

調査年月	総数	就業者	不就業者	無回答	就業率
昭和35年7月	829千人	387千人	442千人	—千人	46.7
40年8月	1048	412	636	—	39.3
45年10月	1314	579	735	—	44.1
55年2月	1977	638	1320	19	32.3
対前回は(55年/45年)	150.5%	110.2%	179.6%	—	•

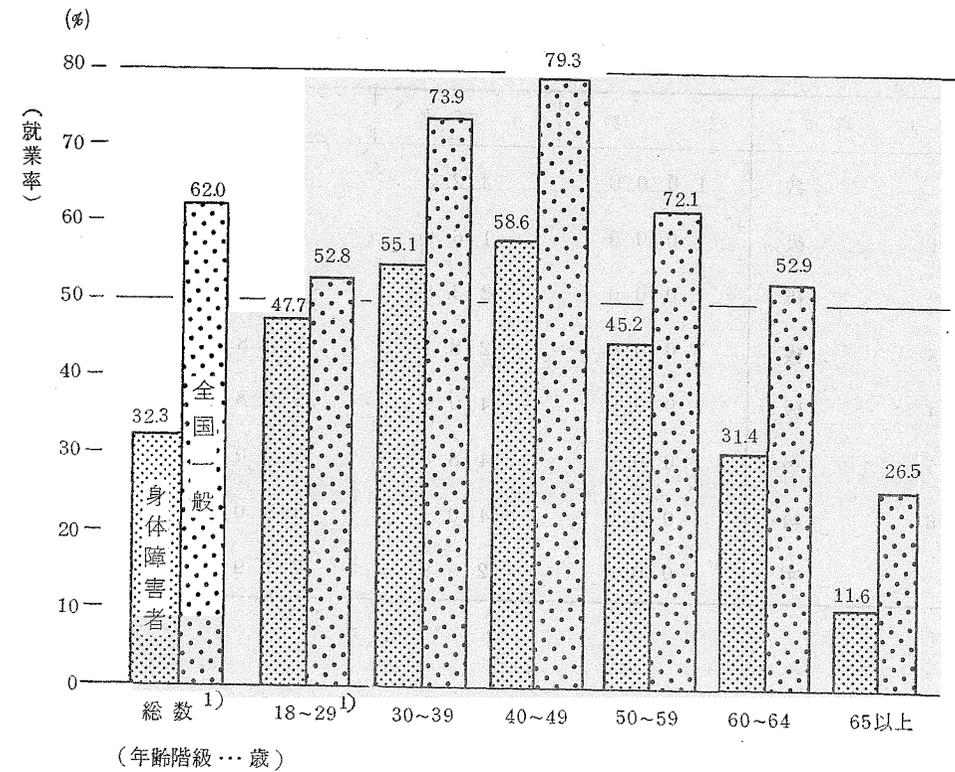
表43 性別にみた就業状況別身体障害者数及び就業率

性	総数	就業者	不就業者	無回答	就業率	全国一般 ¹⁾ の就業率
総数	1977千人	638千人	1320千人	19千人	32.3%	62.0%
男	1134	504	620	10	44.4	79.4
女	843	134	699	9	15.9	45.6

注1): 全国一般の就業率は15歳以上の就業率である。

資料: 全国一般の数値は総理府統計局「昭和54年就業構造基本調査」。

図12 年齢階級別にみた身体障害者の就業率と全国一般の就業率との比較



注1): 全国一般の「総数」及び「18~19」は15~17歳が含まれている
資料: 全国一般の数値は、総理府統計局「昭和54年就業構造基本調査」

□ 内部障害者及び視覚障害者の就業率がそれぞれ23.4%、26.6%と低い。

つぎに就業率を障害の種類及び障害の程度別にみると、表44及び表45のとおり、障害の種類別では内部障害者が23.4%ともっとも低く、ついで視覚障害者が26.6%となっている。障害の程度別にみると1、2級の重度障害者ではそれぞれ16.9%、23.8%と低い就業率となっている。

表44 障害の種類別にみた就業状況別分布 (%)

障害の種類	総数	就業者	不就業者	無回答
総数	100.0	32.3	66.7	1.0
視覚障害	100.0	26.6	72.0	1.5
聴覚障害	100.0	31.6	68.1	0.3
肢体不自由	100.0	35.7	63.2	1.1
内部障害	100.0	23.4	75.9	0.7

表45 障害の程度別にみた就業状況 (%)

障害の程度	総数	就業者	不就業者	無回答
総数	100.0	32.3	66.7	1.0
1級	100.0	16.9	82.0	1.1
2級	100.0	23.8	75.3	0.9
3級	100.0	28.1	70.8	1.1
4級	100.0	40.9	58.8	0.3
5級	100.0	48.8	50.0	1.2
6級	100.0	40.1	59.0	0.9
不明	100.0	25.9	71.9	2.2

2) 就業者の職業、就業日数と収入

就業している身体障害者638,000人の職業や就労状況、収入について調査日前の昭和55年1月中の状況でみよう。

□ 身体障害者全体では、「農・林・漁業従事者」と「製造工程従事者」がともに18.7%ともっとも多いが、視覚障害者では41.3%が「あんま・マッサージ・はり、きゅう従事者」。

まず、職業についてみると表46のように、身体障害者全体では「農・林・漁業従事者」及び「製造工程従事者」が18.7%ともっとも多く、ついで「あんま・マッサージ・はり・きゅう従事者」を含めた「専門的・技術的職業従事者」が17.4%、「販売・サービス従事者」14.9%と高い割合を占めている。これを障害の種類別にみると、視覚障害者では「あんま・マッサージ・はり・きゅう従事者」が41.3%と高い割合を示しており、聴覚障害者では「専門的・技術的職業従事者」が14.2%、肢体不自由者では「販売・サービス従事者」「事務従事者」がそれぞれ16.1%、13.5%、内部障害者では「販売・サービス従事者」が20.2%と他の障害者に比べて高い割合となっている。

表46 障害の種類別にみた職業別従事者数の割合 (%)

職業	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農業・林業・漁業従事者	18.7	12.9	26.1	18.7	13.5
採鉱・採石従事者	0.6	0.5	0.9	0.6	1.0
運輸・通信従事者	2.0	0.5	1.8	2.3	2.9
事務従事者	9.8	2.0	1.3	13.5	10.6
管理的事務従事者	5.4	3.5	1.3	6.1	12.5
販売・サービス従事者	14.9	10.4	11.5	16.1	20.2
あんま・マッサージ・はり・きゅう従事者	6.1	41.3	1.8	0.1	-
専門的・技術的職業従事者	11.3	5.0	14.2	11.7	13.5
製造工程従事者	18.7	10.4	24.3	19.5	15.4
その他の職業従事者	12.5	13.4	16.8	11.5	10.6

□ 1か月間(1月中)の1人あたり平均就労日数は19.0日、視覚障害者18.5日、聴覚障害者18.6日、肢体不自由者19.4日、内部障害者17.2日で、内部障害者の就労日数が少ない。

昭和55年1月中の就労日数をみると表47のように、10日以下の就労日数のものが18.3%、11~15日が9.5%、16~20日が26.4%、21日以上が43.2%となっており、その平均就労日数は19.0日である。これを障害の種類別にみると、内部障害者の25.0%は10日以下の就労日数であり、21日以上は29.8%にすぎず、その平均就労日数は17.2日と視覚障害者の18.5日、聴覚障害者の18.6日及び肢体不自由者の19.4日に比べて低い。

表47 障害の種類別にみた就労日数

障害の種類	総数	10日以下	11~15	16~20	21日以上	不詳	平均就労日数
総数	100.0	18.3	9.5	26.4	43.2	2.6	19.0日
視覚障害	100.0	21.9	8.5	23.9	42.8	3.0	18.5
聴覚障害	100.0	18.1	12.4	28.8	35.4	5.3	18.6
肢体不自由	100.0	16.7	8.5	26.1	46.8	1.9	19.4
内部障害	100.0	25.0	14.4	28.8	29.8	1.9	17.2

□ 1月中の就労による平均月収は106,700円、1日平均収入は5,616円。視覚障害者及び聴覚障害者の収入が他の障害者より低い。

1月中の就労収入をみると表48のとおりである。月収3万~7万円未満が23.2%、7万~11万円未満が22.4%ともっとも多く分布して、11万円未満の就労者が62%に及んでおり平均月収は106,700円である。障害の種類別に平均月収をみると、視覚障害者が81,300円、聴覚障害者が84,900円と両障害が低く、肢体不自由者は115,300円、内部障害者は125,800円となっている。

つぎに1日あたりの収入を障害の種類と職業別にみると表49及び表50のとおりである。障害の種類別にみると視覚障害者及び聴覚障害者が、職業別では「あんま・マッサージ・はり・きゅう従事者」、「採鉱・採石従事者」、「販売・サービス従事者」及び「農・林・漁業従事者」が低く、これらの身体障害者の労働による収入の低位性が認められる。

なお、昭和55年1月における全国の就業状況及び収入は、労働省の「毎月勤労統計調査報告(昭和55年1月分)」によれば、「出勤日数」は19.9日、「現金給与総額」は197,945円であり、1日平均収入は9,947円となる。

表48 障害の種類別にみた収入階級別身体障害者数の度数分布及び平均収入

収入階級	相対度数					累積相対度数				
	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
~29,999円	16.5	24.2	21.8	13.9	13.1	16.5	24.2	21.8	13.9	13.1
30,000~69,999	23.2	27.4	28.2	20.3	29.3	39.6	51.6	50.0	34.2	42.4
70,000~109,999	22.4	24.7	20.9	23.0	15.2	62.0	76.3	70.9	57.2	57.6
110,000~149,999	11.3	9.1	12.1	11.9	8.1	73.2	85.5	83.0	69.1	65.7
150,000~189,999	11.1	5.9	10.2	12.8	8.1	84.4	91.5	93.2	81.9	73.7
190,000~229,999	6.9	3.8	2.4	8.1	12.1	91.3	95.3	95.6	90.0	85.9
230,000~249,999	1.5	-	0.5	2.0	2.0	92.8	95.3	96.1	92.0	87.9
250,000~	7.2	4.8	3.9	8.0	12.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平均収入金額(単位=円)	106,700	81,300	84,900	115,300	125,800

表49 障害の種類別にみた1日当たり平均収入

障害の種類	平均就労日数	平均月収	1日当たり平均収入
総数	19.0日	106,700円	5,616円
視覚障害	18.5	81,300	4,395
聴覚障害	18.6	84,900	4,565
肢体不自由	19.4	115,300	5,943
内部障害	17.2	125,800	7,314

3) 不就業者の不就業の理由

□ 不就業の理由でもっとも多いのは「重度の障害のため」32.4%、「高齢のため」が26.2%で2位。「適職がないため」は3.2%、「働く場がないため」は2.6%。

就業していない身体障害者について、不就業の理由をみると表51のとおり、「重度の障害のため」が32.4%でもっとも多く、ついで「高齢のため」26.2%、「病気のため」21.8%とこの三者で80%を占めているが、「働く場がない」、「適職がない」及び「通勤が困難」を理由とするものが三者あわせて6.1%みられ、これらの身体障害者は就業の意思を持ちながらその機会に恵まれていないものと考えられる。

障害の種類別にみると、各障害によって不就業の理由が多少異なり、視覚障害者及び肢体不自由者では「重度の障害のため」が、聴覚障害者では「高齢のため」が、また内部障害者では「病気のため」がもっとも多い理由となっている。

つぎに、障害の程度別にみると表52のとおり、1・2級の重度障害者では当然のことながら「重度の障害のため」がそれぞれ69.6%、53.5%と過半数以上みられ、3・4級の中度障害者では「働く場がないため」、「適職がないため」及び「通勤が困難なため」をあわせて、それぞれ10.8%、8.1%みられ、これら中度障害者の就労意欲に対応した就業の機会が少ないことを示している。

なお、性別に不就業の理由をみると図13のとおりである。

表51 障害の種類別にみた不就業の理由

(%)

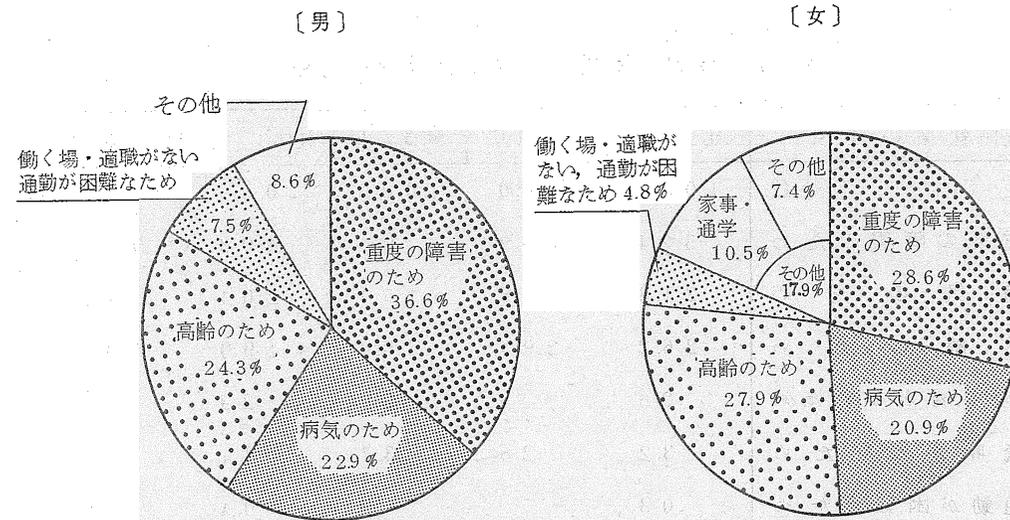
不就業の理由	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
重度の障害のため	32.4	38.9	9.9	40.3	16.3
病気のため	21.8	15.8	15.4	20.4	47.5
高齢のため	26.2	29.4	50.9	19.0	19.9
働く場がないため	2.6	2.0	2.9	2.9	1.5
適職がないため	3.2	2.8	3.7	3.4	2.1
通勤が困難なため	0.3	-	-	0.4	0.6
家事・修学に専念するため	6.0	5.7	7.4	5.4	7.1
その他のため	5.7	3.9	8.0	6.0	3.6
不詳	1.9	1.7	1.8	2.1	1.5

表 5 2 障害の程度別にみた不就業の理由

(%)

不就業の理由	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
重度の障害のため	32.4	69.6	53.5	26.3	12.5	11.0	5.8	4.9
病気のため	21.8	13.3	15.0	23.8	26.9	27.4	23.4	39.6
高齢のため	26.2	9.2	16.1	25.5	35.6	32.1	49.5	36.0
働く場がないため	2.6	0.7	2.0	4.1	3.4	3.3	2.8	1.2
適職がないため	3.2	0.9	1.7	6.0	4.3	4.3	1.8	4.3
通勤が困難なため	0.3	0.2	0.2	0.7	0.4	-	0.3	-
家事・修学に専念するため	6.0	2.0	4.3	5.4	9.5	9.4	6.5	9.1
その他のため	5.7	1.8	5.3	6.1	6.7	9.4	8.6	2.4
不詳	1.9	2.2	1.0	2.0	0.8	3.0	1.2	2.4

図 1 3 性別にみた不就業者の不就業の理由



(5) 補装具の所有状況と交付の希望

1) 補装具の所有状況

□ 補装具を持っている割合は、視覚障害者では「眼鏡」が38.7%、「盲人安全つえ」→34.2%、「点字器」11.0%、聴覚障害者の「補聴器」が59.0%、肢体不自由者の「歩行補助つえ」が24.0%、「装具」8.8%。

補装具を所持している身体障害者数と割合を補装具の種類別にみると表 5 3 のように、身体障害者全体では「歩行補助つえ」が320,000人(16.2%)、「眼鏡」314,000人(15.9%)、「補聴器」224,000人(11.4%)などとなっている。補装具は障害の種類によって必要度も当然異なるので、障害の種類別に各補装具の所持の状況を見ると表 5 4 のとおりである。視覚障害者では「眼鏡」が38.7%、「盲人安全つえ」が34.2%、「点字器」11.0%となっており、聴覚障害者の「補聴器」が59.0%、肢体不自由者では「歩行補助つえ」が24.0%、「装具」が8.8%、「義肢」6.8%、「車いす」が5.5%となっている。

これらの補装具を所持している身体障害者のうち、身体障害者福祉法により支給された補装具の所持者の割合を見ると表 5 5 のとおりである。補装具を所持している身体障害者全体でみると、「盲人安全つえ」が72.7%、「車いす」が71.4%、「義肢」が70.6%、「補聴器」52.0%、「点字器」・「装具」がともに48.8%と高い割合を示し、これらの身体障害者に補装具が支給されていることがわかる。また、障害の種類別にみると、視覚障害者の「盲人安全つえ」の73.4%、「点字器」の49.4%が、聴覚障害者の「補聴器」の57.1%が、また肢体不自由者の「車いす」の75.2%、「義肢」の71.3%、「装具」の50.4%が身体障害者福祉法によって支給されている。

表 5 3 補装具の種類別にみた所有状況別身体障害者数と所有割合

補装具の種類	推 計 数			所持している割合
	所持している	所持していない	無回答	
眼鏡	314 千人	1,599 千人	64 千人	15.9 %
点字器	37	1,865	75	1.9
盲人安全つえ	120	1,785	72	6.1
補聴器	224	1,682	70	11.4
義肢	80	1,823	74	4.0
装具	107	1,798	71	5.4
車いす	68	1,836	72	3.5
電動車いす	4	1,897	76	0.2
歩行補助つえ	320	1,592	65	16.2
その他の装具	52	1,850	75	2.6

表54 障害の種類別にみた補装具の種類別・所有状況別
身体障害者数と所有割合

補装具の種類	推 計 数			所持して いる割合	推 計 数			所持して いる割合
	所持して いる	所持して いない	無 回 答		所持して いる	所持して いない	無 回 答	
	〔 視 覚 障 害 〕				〔 聴 覚 障 害 〕			
眼鏡	130千人	198千人	8千人	38.7%	47千人	263千人	6千人	15.0%
点字器	37	289	10	11.0	—	309	8	—
盲人安全つえ	115	213	8	34.2	2	307	8	0.7
補聴器	15	308	12	4.6	187	127	3	59.0
義肢	1	321	13	0.4	1	308	8	0.4
装具	3	320	13	0.9	4	305	8	1.4
車いす	2	321	13	0.7	2	307	7	0.6
電動車いす	0	322	13	0.1	—	309	8	—
歩行補助つえ	16	308	11	4.8	25	284	7	7.8
その他の装具	8	315	12	2.5	6	303	8	1.8
	〔 肢 体 不 自 由 〕				〔 内 部 障 害 〕			
眼鏡	104	978	45	9.2	32	159	6	16.2
点字器	0	1,076	50	0.0	—	191	6	—
盲人安全つえ	3	1,075	50	0.2	0	190	6	0.2
補聴器	16	1,063	48	1.4	6	185	6	2.9
義肢	77	1,003	47	6.8	—	191	6	—
装具	99	983	44	8.8	0	190	6	0.2
車いす	64	1,017	45	5.5	—	191	6	—
電動車いす	4	1,074	49	0.3	—	191	6	—
歩行補助つえ	271	818	39	24.0	8	182	6	4.3
その他の装具	35	1,042	50	3.1	2	189	6	1.1

表55 障害の種類別にみた補装具所有者のうち身体障害者福祉法で交付された補装具所有者の割合 (%)

補装具の種類	総 数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害
眼鏡	6.8	14.7	2.8	0.9	0.0
点字器	48.8	49.4	—	0.0	—
盲人安全つえ	72.7	73.4	60.0	66.0	0.0
補聴器	52.0	34.3	57.1	27.8	0.0
義肢	70.6	33.3	66.7	71.3	—
装具	48.8	14.3	40.0	50.4	0.0
車いす	71.4	0.0	25.0	75.2	—
電動車いす	22.2	0.0	—	25.0	—
歩行補助つえ	27.9	13.9	14.3	30.8	0.0
その他の装具	35.0	31.6	23.1	40.0	0.0

2) 補装具の効果

□ 補装具の所持者の60%以上は補装具が日常生活上効果があるとし、「電動車いす」、「歩行補助つえ」、「盲人安全つえ」、「車いす」、「点字器」は効果があるとするものの割合が高い。

現在、補装具を所持している身体障害者について補装具が日常生活上、効果があるかどうかをみよう。補装具の種類ごとに効果があるとした者の割合をみると表56のように、「電動車いす」、「歩行補助つえ」、「盲人安全つえ」は80%以上の者が効果ありとしてもっとも多くおり、「車いす」、「点字器」、「装具」も70%以上が効果があるとしている。障害の種類別にみると、補装具の所持者のほぼ60%以上が効果があると答えている。

表56 障害の種類別にみた補装具所有者のうち「補装具の効果がある」と答えた補装具所有者の割合 (%)

補装具の種類	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害
眼鏡	66.3	59.3	70.1	74.0	63.9
点字器	77.4	77.1	-	100.0	-
盲人安全つえ	81.9	82.2	80.0	66.7	100.0
補聴器	65.6	37.1	68.2	72.2	38.5
義肢	69.4	33.4	66.7	70.1	-
器具	70.7	71.4	90.0	69.6	100.0
車いす	77.9	40.0	75.0	79.3	-
電動車いす	88.9	0.0	-	100.0	-
歩行補助つえ	83.1	75.0	83.9	83.6	78.9
その他の装具	64.1	73.7	46.2	63.8	80.0

3) 補装具の交付の希望

□ 視覚障害者で「盲人安全つえ」、「眼鏡」の交付希望者はそれぞれ109,000人、85,000人、聴覚障害者では「補聴器」を155,000人、肢体不自由者では「歩行補助つえ」、「車いす」がそれぞれ228,000人、109,000人と、これらの補装具の交付の希望が強い。

補装具の交付の希望者数を障害の種類別にみると表57のとおりであり、その交付を希望している身体障害者の割合をみると表58のとおりである。交付の希望が強い補装具を挙げると、視覚障害者では「盲人安全つえ」が32.5%、「眼鏡」が25.2%、聴覚障害者では「補聴器」が48.8%、肢体不自由者では「歩行補助つえ」が20.3%、「車いす」が9.6%となっているが、これを日常生活上必要なため所持し使用している者のみについてみると総じて50%から90%の身体障害者が交付を希望していることがみとめられる。

表57 障害の種類・補装具の所有状況別にみた今後の補装具の交付希望者数

(単位：1,000人)

障害の種類・補装具の所有状況	眼鏡	点字器	盲人安全つえ	補聴器	義肢	器具	車いす	電動車いす	歩行補助つえ	その他の装具
総数	158	31	117	207	62	80	116	28	267	43
補装具を所有している	125	23	82	154	54	64	39	3	175	25
補装具を所有していない	33	8	34	52	7	16	77	25	92	18
視覚障害	85	29	109	13	0	2	3	2	10	6
補装具を所有している	67	23	79	5	-	1	-	-	5	4
補装具を所有していない	18	6	31	8	0	0	3	2	4	2
聴覚障害	14	0	3	155	1	2	2	0	20	3
補装具を所有している	12	-	2	136	1	2	1	-	13	2
補装具を所有していない	2	0	1	19	0	-	1	0	6	1
肢体不自由	47	1	4	33	60	76	109	26	228	31
補装具を所有している	35	-	2	11	55	60	38	3	152	18
補装具を所有していない	12	1	2	22	6	16	71	23	76	14
内部障害	13	-	0	6	-	0	2	0	9	3
補装具を所有している	12	-	0	3	-	0	-	-	4	1
補装具を所有していない	1	-	-	4	-	-	2	0	5	1

表58 障害の種類・補装具の所有状況別にみた今後の補装具の交付希望者の割合

障害の種類・補装具の所有状況	(%)										
	眼鏡	点字器	盲人安全つえ	補聴器	義肢	装具	車いす	電動車いす	歩補つ	行助え	その他の装具
総数	8.0	1.5	5.9	10.5	3.1	4.1	5.9	1.4	13.5	2.2	
補装具を所有している	39.9	61.9	68.6	68.8	69.4	59.5	57.1	77.8	54.6	48.7	
補装具を所有していない	2.1	0.4	1.9	3.1	0.4	0.9	4.2	1.3	5.8	1.0	
視覚障害	25.2	8.6	32.5	3.8	0.1	0.5	0.9	0.5	2.9	1.7	
補装具を所有している	51.5	62.7	68.3	34.3	-	42.9	-	-	33.3	47.6	
補装具を所有していない	8.9	2.0	14.4	2.4	0.1	0.1	1.0	0.6	1.4	0.6	
聴覚障害	4.3	0.1	1.0	48.8	0.4	0.6	0.6	0.1	6.2	1.0	
補装具を所有している	25.2	-	80.0	72.5	66.7	40.0	50.0	-	53.6	38.5	
補装具を所有していない	0.8	0.1	0.4	15.0	0.1	-	0.3	0.1	2.2	0.3	
肢体不自由	4.1	0.1	0.4	2.9	5.4	6.8	9.6	2.3	20.3	2.8	
補装具を所有している	33.2	-	66.7	66.7	70.7	60.7	59.3	87.5	56.2	50.0	
補装具を所有していない	1.2	0.1	0.2	2.1	0.6	1.6	6.9	2.1	9.3	1.3	
内部障害	6.5	-	0.1	3.2	-	0.1	1.1	0.1	4.7	1.4	
補装具を所有している	36.1	-	100.0	46.2	-	100.0	-	-	47.4	60.0	
補装具を所有していない	0.8	-	-	1.9	-	-	1.2	0.2	2.9	0.7	

(6) 身体障害者用日常生活用具の所有状況と交付の希望

1) 障害者用日常生活用具の所有状況と使用効果

□ 「盲人用テープレコーダー」、「盲人用時計」は視覚障害者のそれぞれ9.8%、10.8%が、「聴覚障害者用屋内信号灯」は聴覚障害者の3.9%が、また「肢体不自由者用便器」は肢体不自由者の7.0%が持っている。

各障害者用の日常生活用具の所有状況をみると、表59、表60及び表61のとおりである。視覚障害者では、「盲人用時計」が10.8%、「盲人用テープレコーダー」が9.8%と両生活用具は視覚障害者の1割が所持している。聴覚障害者では「屋内信号灯」が3.9%、「目覚時計」が1.4%で聴覚障害者用日常生活用具の所持の割合は低く、肢体不自由者では「便器」が7.0%、「浴槽」が2.5%、「湯沸器」、「特殊寝台」は1.8%となっている。

これらの日常生活用具を所有している者のうち、国の制度で交付された用具を持っている者の割合をみると、表62のとおり視覚障害者用の各生活用具と「電動タイプライター」の交付された割合が高い。

つぎに、日常生活用具を所有している者について使用効果をみると、表63のとおりで、ほとんどの用具は「効果がある」と答えている者が70~80%と高い割合を示している。

表59 視覚障害者用日常生活用具の所有状況別身体障害者数と所有割合

日常生活用具の種類	総数				視覚障害			
	推計数			所有している割合	推計数			所有している割合
	所有している	所有していない	無回答		所有している	所有していない	無回答	
	千人	千人	千人	%	千人	千人	千人	%
盲人用テープレコーダー	35	1,866	77	1.7	33	259	8	9.8
盲人用時計	44	1,857	76	2.2	36	290	9	10.8
盲人用カナタイプライター	5	1,893	78	0.3	5	321	10	1.6

表 60 聴覚障害者用日常生活用具の所有状況別身体障害者数と所有割合

日常生活用具の種類	総 数				聴 覚 障 害			
	推 計 数			所有して いる割合	推 計 数			所有して いる割合
	所有して いる	所有して いない	無 回 答		所有して いる	所有して いない	無 回 答	
千人	千人	千人	%	千人	千人	千人	%	
聴覚障害者用サウンドマスター	1	1,893	82	0.1	1	309	7	0.4
“ 目覚時計	9	1,887	81	0.4	4	305	8	1.4
“ 屋内信号灯	12	1,882	82	0.6	12	298	7	3.9

表 61 肢体不自由者用日常生活用具の所有状況別身体障害者数と所有割合

日常生活用具の種類	総 数				肢 体 不 自 由			
	推 計 数			所有して いる割合	推 計 数			所有して いる割合
	所有して いる	所有して いない	無 回 答		所有して いる	所有して いない	無 回 答	
千人	千人	千人	%	千人	千人	千人	%	
肢体不自由者用浴槽	31	1,868	78	1.5	28	1,054	45	2.5
“ 湯沸器	26	1,873	79	1.3	21	1,061	46	1.8
“ 便器	95	1,804	78	4.8	79	1,003	45	7.0
“ 特殊便器	15	1,883	78	0.8	14	1,068	45	1.2
“ 特殊寝台	23	1,874	80	1.1	21	1,059	47	1.8
電動タイプライター	4	1,887	86	0.2	3	1,070	54	0.3

表 62 日常生活用具を所有している者のうち国の制度で交付された者の割合

日常生活用具の種類	国の制度で交付されたものの割合		日常生活用具の種類	国の制度で交付されたものの割合	
	割合	割合		割合	割合
盲人用テーブルレコーダー	52.6		肢体不自由者用浴槽	29.0	
“ 時計	47.5		“ 湯沸器	24.1	
“ カナタイプライター	75.0		“ 便器	9.8	
聴覚障害者用サウンドマスター	100.0		“ 特殊便器	11.1	
“ 目覚時計	35.0		“ 特殊寝台	33.3	
“ 屋内信号灯	28.6		電動タイプライター	50.0	

表 63 日常生活用具を所有している者のうち、「効果がある」と答えた者の割合

日常生活用具の種類	「効果がある」と答えた割合		日常生活用具の種類	「効果がある」と答えた割合	
	割合	割合		割合	割合
盲人用テーブルレコーダー	80.3		肢体不自由者用浴槽	73.9	
“ 時計	76.8		“ 湯沸器	74.1	
“ カナタイプライター	75.0		“ 便器	80.0	
聴覚障害者用サウンドマスター	100.0		“ 特殊便器	80.6	
“ 目覚時計	65.0		“ 特殊寝台	90.2	
“ 屋内信号灯	75.0		電動タイプライター	12.5	

2) 障害者用日常生活用具の交付の希望

□ 「盲人用テーブルレコーダー」と「盲人用時計」は視覚障害者の20%が、「目覚時計」と「屋内信号灯」は聴覚障害者の10%が、「浴槽」と「便器」は肢体不自由者の10%が交付を希望。

日常生活用具の交付を希望する割合を用具の種類別にみると表64のとおり「盲人用時計」がもっとも高く19.7%で、ついで「盲人用テーブルレコーダー」が18.0%、「肢体不自由者用浴槽」10.9%、「聴覚障害者用目覚時計」が10.5%と多くみられるが、これを現在これらの用具を所有している者と所有していない者に分けてみると、所有し実際に使用している者の交付希望が強いことがわかる。

表 64 障害の種類別にみた日常生活用具の所有状況別交付希望者の割合

日常生活用具の種類	総 数	所有している者の交付希望	
		割合	割合
盲人用テーブルレコーダー	18.0	56.8	14.2
“ 時計	19.7	59.8	15.3
“ カナタイプライター	5.8	41.7	5.4
聴覚障害者用サウンドマスター	5.0	33.3	5.0
“ 目覚時計	10.5	60.0	10.9
“ 屋内信号灯	8.4	57.1	8.9
肢体不自由者用浴槽	10.9	39.7	10.6
“ 湯沸器	7.0	34.0	6.8
“ 便器	9.4	34.3	7.9
“ 特殊便器	5.0	41.9	4.8
“ 特殊寝台	5.5	23.4	5.4
電動タイプライター	0.6	71.4	0.5

(7) 介助の状況

1) 日常生活動作別の介助の必要度

□ 一部または全部の介助が必要な身体障害者は、「食事」は8.3%、「排便」は11.7%、「入浴」19.7%、「衣服の着脱」16.7%、「屋内移動」10.9%。

日常生活を営むうえで他人の介助を必要とする身体障害者がいる。ここでは、日常の生活動作のうち基本的な動作として、「食事をする」、「トイレを使う」、「入浴する」、「衣服の着脱をする」及び「家の中を移動する」の5つの動作について、介助の状況をとりあげてみよう。身体障害者全体では表65にみるように「食事」は「一部介助が必要」が4.1%、「全部介助が必要」が4.2%、「排便」は「一部介助」が4.7%、「全部介助」が7.0%、「入浴」は「一部介助」が8.5%、「全部介助」が11.2%、「衣服の着脱」は「一部介助」7.5%、「全部介助」9.2%、「屋内移動」は「一部介助」が4.1%、「全部介助」が6.8%となっており、生活動作のなかでも「入浴」の介助の必要度が高いことがみとめられる。

表65 日常生活動作別介助の状況

日常生活動作	総数	一人でできる	時間をかければできる	一部介助が必要	全部介助が必要	無回答
食事をする	100.0	81.4	9.3	4.1	4.2	0.9
トイレを使う	100.0	77.5	9.8	4.7	7.0	1.0
入浴する	100.0	71.6	7.7	8.5	11.2	1.1
衣服の着脱をする	100.0	71.0	11.4	7.5	9.2	1.0
家の中を移動する	100.0	76.2	11.8	4.1	6.8	1.2

□ 視覚障害者のほぼ10%が、また、肢体不自由者の10~27%が生活動作に介助が必要
障害の種類別に、「一部介助が必要」と「全部介助が必要」とする身体障害者の割合をみると、図14のとおり、肢体不自由者では「入浴」の27.2%をはじめ各生活動作とも高い割合を示し、殊に「全部介助を必要とするもの」が10%以上みられ注目される。ついで、視覚障害者の介助を要する者の割合が高く、各生活動作ともほぼ10%程度の割合を示している。

つぎに障害の程度別にみると表66のとおり、1・2級の重度障害者では介助を要するものが各生活動作とも20%以上みられ、特に「入浴」は41.2%、「衣服の着脱」は35.2%と高い割合を示している。

表66 障害の程度別にみた日常生活動作の介助が必要な身体障害者の割合

日常生活動作に必要な介助の種類	総数	1・2級	3・4級	5・6級	不明
食事をする	8.3	21.1	2.7	1.0	3.6
一部介助	4.1	9.9	1.8	0.6	1.8
全部介助	4.2	11.2	0.9	0.4	1.8
トイレを使う	11.7	28.3	4.8	1.2	7.0
一部介助	4.7	9.7	3.2	0.7	4.4
全部介助	7.0	18.6	1.7	0.5	2.6
入浴する	19.7	41.2	12.2	4.5	11.0
一部介助	8.5	13.7	7.9	3.1	5.7
全部介助	11.2	27.5	4.3	1.4	5.3
衣服の着脱をする	16.7	35.2	9.7	4.4	8.8
一部介助	7.5	12.0	6.6	3.5	4.4
全部介助	9.2	23.2	3.1	0.9	4.4
家の中を移動する	10.9	27.5	4.1	1.3	5.7
一部介助	4.1	8.6	2.8	0.7	3.1
全部介助	6.8	18.9	1.3	0.6	2.6

□ 「全部介助が必要」な身体障害者数は241,000人、全身体障害者の12.2%であり、日常生活動作のすべてを「全部介助が必要」な身体障害者は67,000人。

以上で観察してきた介助の状況は、個々の生活動作についての介助の状況であったが、ここでは、5種類の生活動作のうち何種類の生活動作について介助を必要としているかを「全部介助が必要」とするものについてみよう。表67にみるように、「全部介助が必要」な身体障害者は241,000人で、これは全身体障害者の12.2%にあたる。1種類の生活動作だけの介助が必要なものは53,000人、2種類が44,000人、3種類が28,000人、4種類が49,000人、5種類全部の生活動作は67,000人となっており、「全部介助が必要」者の27.8%が、生活動作すべてに介助を要していることがわかる。

図 1 4 障害の種類別にみた日常生活動作の介助が必要な身体障害者の割合 (%)

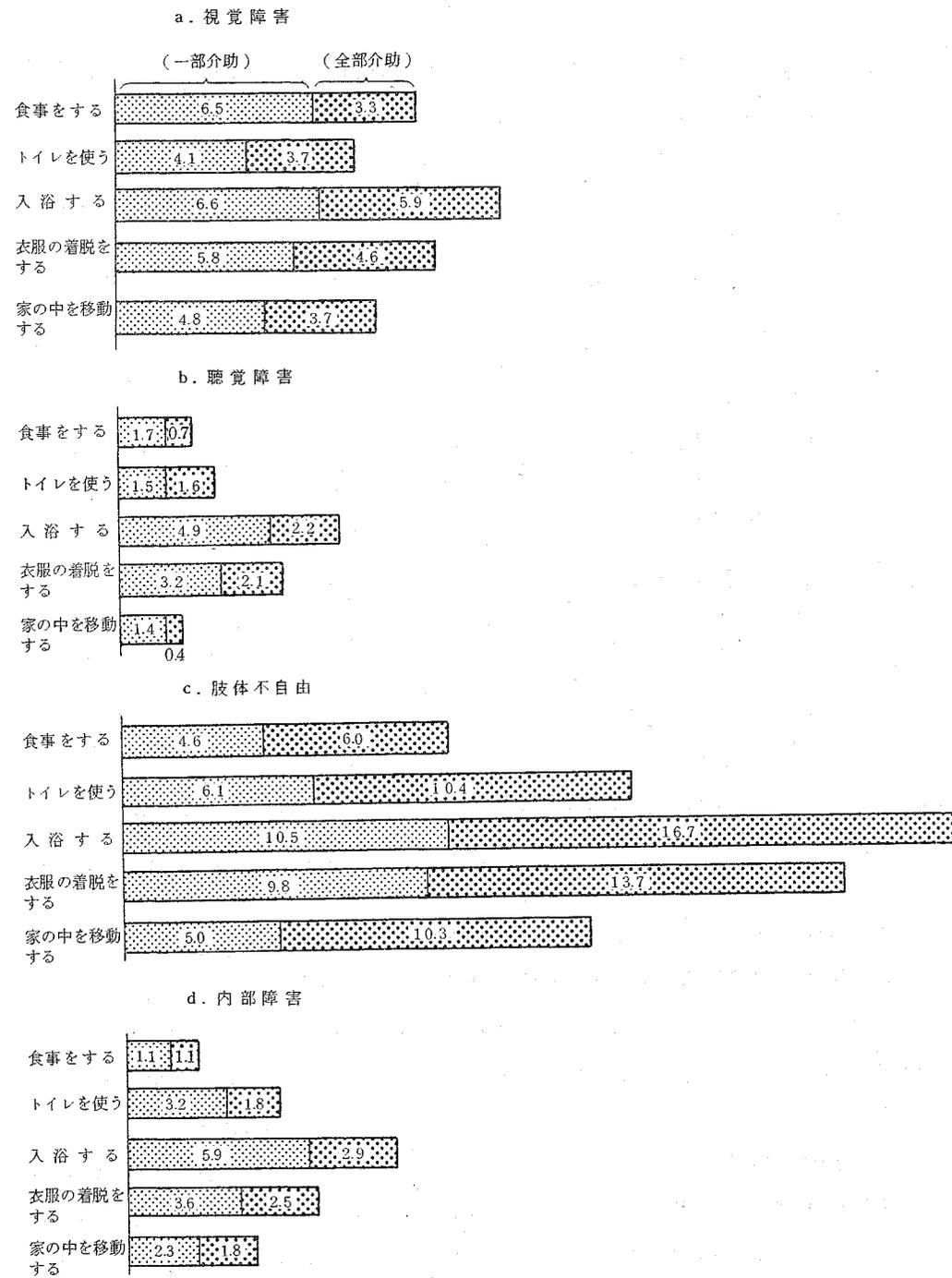


表 6 7 日常生活動作の種類数別の全部介助が必要な身体障害者数

日常生活動作の種類	推計数	構成割合	日常生活動作の種類	推計数	構成割合
	千人	%		千人	%
総数	241	100.0	3種類	28	11.6
1種類	53	22.1	4"	49	20.4
2"	44	18.2	5"	67	27.8

2) 主な介助者

□ 主な介助者でもっとも多いのは「配偶者」で、各生活動作とも40%台、ついで「子供」が20%で、介助者の90%ちかくはこれらの家族。

介助を必要とする身体障害者の主な介助者を見ると表68のとおりである。各日常生活動作ともほとんど同じ割合で介助者が分布しており、「配偶者」が40%台、「子供」が20%台で、「親」と「その他の家族」を加えた家族が介助しているものが、90%近くに及んでいる。

表 6 8 日常生活動作別にみた主な介助者

主な介助者	食事をする	トイレを使う	入浴する	衣服の着脱をする	家の中を移動する
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
配偶者	43.1	45.8	44.8	50.7	44.1
親	9.4	9.2	8.5	7.4	7.2
子供	20.8	19.3	22.5	18.9	22.2
その他の家族	14.6	13.4	13.4	13.0	13.5
親戚	0.8	1.0	1.0	0.8	1.0
家庭奉仕員	0.3	—	0.6	0.1	—
隣人・知人	1.3	0.2	0.6	0.4	0.2
雇人	3.0	2.7	1.6	1.9	2.5
その他	3.8	4.4	3.2	2.7	4.3
不詳	3.0	4.0	3.9	4.0	5.0

(8) 過去1年間の受療状況

□ 身体障害者の73.8%が病気のため医療機関に入・通院しており、年間の入・通院日数でもっとも多いのは1~10日で30.9%、ついで31日以上が26.3%。内部障害者の受療日数が多い。

身体障害者は、一般の健常者に比べて罹病する割合が高いと考えられる。ここでは、過去一年間に病気に罹り、医療機関に入院や通院をして治療を受けた日数をみよう。表69にみるように、「1~10日」が30.9%ともっとも多く、ついで「31日以上」と長期間受療しているものが26.3%と $\frac{1}{4}$ 以上となっている。これを障害の種類別にみると、内部障害者の受療日数が多く「31日以上」が36.9%に及んでいる。

つぎに年齢階級別にみると、表70及び図15のとおり、年齢が高くなるほど受療日数が多くなり、60歳以上では「31日以上」の受療日数が30%を超えている。

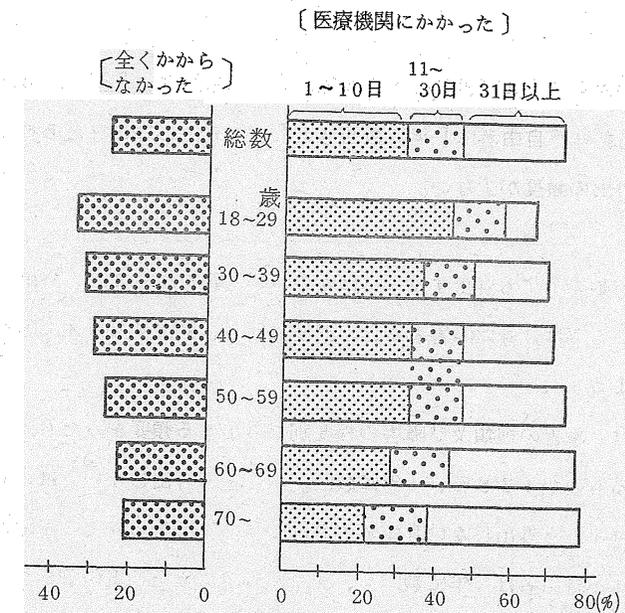
表69 障害の種類別にみた過去1年間の受療状況

障害の種類	総数	%				無回答
		全くかからなかった	1~10日	11~30日	31日以上	
総数	100.0	26.2	30.9	15.5	26.3	1.1
視覚障害	100.0	25.4	29.9	15.5	27.9	1.5
聴覚障害	100.0	25.7	30.6	15.2	27.0	1.7
肢体不自由	100.0	28.0	32.0	15.2	23.8	1.0
内部障害	100.0	18.2	26.4	18.0	36.9	0.5

表70 年齢階級別にみた過去1年間の受療状況

年齢階級	総数	%				無回答
		全くかからなかった	1~10日	11~30日	31日以上	
総数	100.0	26.2	30.9	15.5	26.3	1.1
18~29歳	100.0	33.5	43.1	14.2	7.3	1.8
30~39	100.0	33.4	37.4	11.8	15.4	2.0
40~49	100.0	30.5	33.0	14.7	21.3	0.5
50~59	100.0	27.9	32.7	14.8	23.3	1.3
60~69	100.0	24.4	28.0	16.0	30.3	1.3
70以上	100.0	21.5	27.3	17.0	33.2	0.9

図15 年齢階級別にみた過去1年間の受療状況



(9) 身体障害者の外出

1) 外出の頻度

□ 「ほぼ毎日外出する」身体障害者は43.8%、「年に数回」、「全く外出しない」はともに11.4%。なかでも肢体不自由者は「年に数回」と「全く外出しない」をあわせ26.3%みられ、他の障害者に比べ外出の頻度が少ない。

身体障害者の生活行動の中でも外出することはかなりの困難をとめない、外出が制約されているものと考えられる。ここでは、身体障害者がどの程度外出し、外出するうえで困難をきたしている理由などについてみよう。

表71及び表72は、障害の種類及び障害の程度別に外出する頻度をみたものである。全体では、「ほぼ毎日」外出するものが43.8%、「年に数回」、「全く外出しない」はともに11.4%で、両者あわせて1年中ほとんど外出しない身体障害者は22.8%である。これを障害の種類別にみると、視覚障害者と肢体不自由者は「年に数回」、「全く外出しない」者の割合が高く、両障害者のほぼ4人に1人はほとんど外出せず、これらの障害者の外出が困難であることを示している。障害の程度別にみると、軽度になるほど外出の頻度は高くなっている。

表71 障害の種類別にみた身体障害者の外出の頻度別割合

障害の種類	総数	ほぼ毎日	週に2・3回	月に2・3回	年に数回	全くなかった	無回答
総数	100.0	43.8	17.6	14.7	11.4	11.4	1.0
視覚障害	100.0	34.2	20.1	20.5	13.2	10.4	1.6
聴覚障害	100.0	52.2	20.3	11.6	9.8	5.2	0.7
肢体不自由	100.0	44.7	14.8	13.3	11.6	14.7	1.0
内部障害	100.0	41.9	25.5	18.2	10.1	4.3	—

表72 障害の程度別にみた身体障害者の外出の頻度別割合

障害の程度	総数	ほぼ毎日	週に2・3回	月に2・3回	年に数回	全くなかった	無回答
総数	100.0	43.8	17.6	14.7	11.4	11.4	1.0
1級	100.0	14.5	17.1	16.0	18.3	33.4	0.6
2級	100.0	33.4	15.6	16.8	16.1	17.0	1.1
3級	100.0	48.2	16.9	14.8	10.1	9.1	0.9
4級	100.0	51.2	22.1	14.0	8.8	3.4	0.6
5級	100.0	60.0	15.7	12.5	7.0	3.0	1.7
6級	100.0	58.4	16.5	13.8	7.8	2.9	0.5
不明	100.0	45.2	19.7	14.5	9.2	9.2	2.2

2) 外出するうえで困ること・外出しない理由

□ 外出するうえで困ることは、視覚障害者では「車などに危険を感じる」が47.0%、聴覚障害者は「人と話をすることが困難」が43.5%、肢体不自由者は「道路や駅に階段が多い」が24.7%と最も多い。

外出するうえで困ること、あるいは外出しない理由をみると表73及び表74のとおりである。全体では「車などに危険を感じる」が26.6%と最も多く、ついで「道路や駅に階段が多い」21.5%、「人と話をすることが困難」10.8%、「介助者がいない」10.7%となっており、これらが困ることあるいは外出しない理由として高い割合を示している。障害の種類別にみると、視覚障害者の47.0%と半数近くが「車などに危険を感じる」からとしており、また「介助者がいない」が18.5%と他の障害者に比べ高い割合を占めている。また、聴覚障害者では「人と話をすることが困難」が43.5%と最も多く、肢体不自由者では「道路や駅に階段が多い」ことを外出が困難なことなかでも大きな問題として24.7%が挙げている。

つぎに障害の程度別にみると、重度、中度、軽度の各程度を通じて、困難あるいは外出しない理由として挙げている身体障害者の割合はほとんど同様である。

表73 障害の種類別にみた「外出するうえで困ること及び外出しない理由」の割合

外出するうえで困ること及び外出しない理由	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害
介助者がいない	10.7	18.5	6.3	10.7	4.5
経費がかかる	8.1	8.7	5.7	9.3	8.3
人の目が気にかかる	6.3	4.6	3.9	8.3	1.4
人と話をすることが困難	10.8	5.4	43.5	4.6	2.5
利用できる交通機関がない	8.3	8.9	5.9	9.2	5.9
車などに危険を感じる	26.6	47.0	32.7	21.1	13.1
道路や駅に階段が多い	21.5	26.8	7.7	24.7	16.0
外出しても困ることはない	27.3	19.4	25.0	28.7	36.3
外出したいとは思わない	12.8	16.0	8.4	13.3	11.3
その他	11.8	10.4	5.6	13.4	14.9
無回答	15.5	13.3	15.2	13.3	20.7

表74 障害の程度別にみた「外出するうえで困ること及び外出しない理由」の割合

外出するうえで困ること及び外出しない理由	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明
介助者がいない	10.7	23.8	15.6	11.2	5.5	4.2	3.8	5.2
経費がかかる	8.1	10.9	11.3	8.6	8.5	7.7	4.4	3.8
人の目が気にかかる	6.3	5.1	8.1	8.6	6.5	5.9	3.8	1.4
人と話をすることが困難	10.8	7.3	19.8	12.3	7.6	3.2	16.3	2.8
利用できる交通機関がない	8.3	12.9	12.5	7.2	6.3	5.9	5.6	3.1
車などに危険を感じる	26.6	32.2	37.1	27.8	22.7	18.4	23.8	9.7
道路や駅に階段が多い	21.5	25.1	24.3	22.3	21.7	21.1	15.6	10.1
外出しても困ることはない	27.3	10.1	14.8	27.5	35.6	36.8	40.7	26.7
外出したいとは思わない	12.8	24.1	14.8	12.6	9.4	7.9	7.4	9.4
その他	11.8	21.8	13.4	11.3	9.8	8.0	6.2	8.0
無回答	15.5	10.3	12.4	14.8	16.5	21.1	15.4	20.1

(10) 公的年金・手当の受給状態

1) 公的年金の受給状況

□ 年金受給者は1,365,000人、身体障害者の69.0%が受給。そのうち、障害年金の受給者は689,000人で34.9%

身体障害者に各種の年金が支給されており、身体障害者の69.0%、1,365,000人が年金を受給している。そのうち、障害に起因する年金、いわゆる障害年金のみを受給している者は628,000人(31.8%)、老齢年金などの障害以外の理由で受給している者は675,000人(34.2%)、障害年金とそれ以外の年金の2種以上を受給している者は61,000人(3.1%)であり、年金を受給していない者は612,000人(31.0%)である。障害の種類別に見ると、表75のとおり、視覚障害者及び聴覚障害者の受給率が80%弱と高く、肢体不自由者及び内部障害者がそれぞれ64.2%、63.1%と低い。

障害の程度別にみると表76のとおり、1級、2級では受給率がそれぞれ88.8%、86.6%と高く、障害年金もそれぞれ65.1%、59.7%と高い割合を示している。また、年齢階級別にみると表77のように、60歳未満では受給率は40%台で推移し、その年金の種類もほとんどが障害年金であるが、60歳を超えると障害年金以外の年金の受給割合が高くなっている。

表75 障害の種類別にみた年金の種類別受給者数

障害の種類	総数	年金を受給している				(1),(2)の両年金	年金を受給していない
		総数	(1) 障害に起因する年金のみ	(2) 障害以外の理由による年金のみ	(1),(2)の両年金		
(推計数)							
総数	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
視覚障害	1,977	1,365	628	675	61	612	
聴覚障害	336	267	151	112	4	69	
肢体不自由	317	250	94	147	8	67	
内部障害	1,127	724	337	344	43	403	
内部障害	197	124	46	72	6	73	
(構成割合)							
総数	%	%	%	%	%	%	%
視覚障害	100.0	69.0	31.8	34.2	3.1	31.0	
聴覚障害	100.0	79.5	44.9	33.4	1.1	20.5	
肢体不自由	100.0	78.7	29.8	46.3	2.7	21.3	
肢体不自由	100.0	64.2	29.9	30.5	3.8	35.8	
内部障害	100.0	63.1	23.4	36.7	2.9	36.9	

表 76 障害の程度別にみた年金の種類別受給状況

障害の程度	総数	年金を受給している				年金を受給していない
		総数	(1) 障害に起因する年金のみ	(2) 障害以外の理由による年金のみ	(1)・(2)の両年金	
総数	100.0	69.0	31.8	34.2	3.1	31.0
1 級	100.0	88.8	65.1	21.9	1.8	11.2
2 級	100.0	86.6	59.7	24.0	2.9	13.4
3 級	100.0	70.0	30.6	35.6	3.8	30.0
4 級	100.0	57.7	17.0	36.9	3.8	42.3
5 級	100.0	50.5	11.2	35.6	3.7	49.5
6 級	100.0	61.9	9.3	49.6	3.1	38.1
不明	100.0	55.7	5.7	49.6	0.4	44.3

表 77 年齢階級別にみた年金の種類別受給状況

年齢階級	総数	年金を受給している				年金を受給していない
		総数	(1) 障害に起因する年金のみ	(2) 障害以外の理由による年金のみ	(1)・(2)の両年金	
総数	100.0	69.0	31.8	34.2	3.1	31.0
18~29歳	100.0	45.4	44.0	1.3	—	54.6
30~39	100.0	49.2	47.5	0.3	1.3	50.8
40~49	100.0	40.9	38.5	1.9	0.5	59.1
50~59	100.0	47.5	39.4	5.5	2.6	52.5
60~64	100.0	78.6	38.2	32.7	7.8	21.4
65~69	100.0	88.9	28.1	54.4	6.5	11.1
70~	100.0	93.5	16.0	75.5	2.0	6.5

□ 国民年金の受給者は945,000人(身体障害者の47.8%)、厚生年金は234,000(11.8%)、恩給法による年金は149,000人(7.5%)。

年金の制度別の受給者は表78にみるように、「国民年金」は945,000人(受給率47.8%)、「厚生年金」234,000人(11.8%)、「共済年金」56,000人(2.8%)、「恩給法による年金」149,000人(7.5%)である。受給している年金が障害に起因する年金か否かを制度別にみると、「国民年金」は障害年金とそれ以外の年金とほぼ同じ割合となっているが、「厚生年金」、「共済年金」、「恩給法による年金」は障害年金以外の年金を受給している割合が高い。

つぎに、年金をどのような制度から受給しているかを、障害の種類、障害の程度及び年齢階級別にみると、表79、表80及び表81のとおりである。障害の種類別では、視覚障害者及び聴覚障害者の60%以上が「国民年金」の受給で他の障害者に比べ高い割合を示しており、障害の程度別にみると1級、2級の障害者のそれぞれ70.8%、67.6%が「国民年金」を受給しているが、5級、6級の軽度障害者ではそれぞれ11%が「恩給法による年金」を受給しているのが注目される。また、年齢階級別にみると60歳代になると各制度とも受給率が高くなっている。

表 78 年金の制度別にみた年金の種類別受給者数

年金の種類	(延数)						
	国民年金	厚生年金	各種共済年金	船員保険	恩給法による年金	労災補償	その他の公的年金
	(推計数)						
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
総数	945	234	56	4	149	36	57
障害に起因する年金	478	96	12	2	60	32	16
障害以外の理由による年金	467	138	44	2	89	4	41
	(受給割合)						
	%	%	%	%	%	%	%
総数	47.8	11.8	2.8	0.2	7.5	1.8	2.9
障害に起因する年金	24.2	4.9	0.6	0.1	3.0	1.6	0.8
障害以外の理由による年金	23.6	7.0	2.2	0.1	4.5	0.2	2.1

表 7 9 障害の種類別にみた公的年金制度別年金受給者の割合

障害の種類	国民年金	厚生年金	各種 共済年金	船員保険	恩給法に よる年金	労災保償	その他の 公的年金
総 数	4 7.8	1 1.8	2.8	0.2	7.5	1.8	2.9
視 覚 障 害	6 3.4	8.2	0.9	—	5.9	0.4	3.0
聴 覚 障 害	6 0.6	1 1.2	2.4	0.1	7.3	0.3	2.8
肢 体 不 自 由	4 1.7	1 2.2	3.5	0.2	8.1	2.6	2.7
内 部 障 害	3 5.8	1 7.3	3.2	0.5	7.2	2.5	2.9

表 8 0 障害の程度別にみた公的年金制度別年金受給者の割合

障害の程度	国民年金	厚生年金	各種 共済年金	船員保険	恩給法に よる年金	労災保償	その他の 公的年金
総 数	4 7.8	1 1.8	2.8	0.2	7.5	1.8	2.9
1 級	7 0.8	1 1.3	1.7	—	3.6	1.2	3.3
2 級	6 7.6	1 1.8	2.9	0.4	4.6	1.5	2.9
3 級	4 5.2	1 5.4	3.2	0.3	8.2	2.0	2.8
4 級	3 5.6	1 2.3	2.3	0.2	8.6	3.0	2.8
5 級	2 8.6	9.0	3.2	0.2	1 0.9	1.8	2.7
6 級	3 9.9	1 0.7	4.4	—	1 0.9	1.1	2.7
不 明	3 6.4	1 0.5	1.8	—	6.1	1.8	2.6

表 8 1 年齢階級別にみた公的年金制度別年金受給者の割合

年齢階級	国民年金	厚生年金	各種 共済年金	船員保険	恩給法に よる年金	労災補償	その他の 公的年金
総 数	4 7.8	1 1.8	2.8	0.2	7.5	1.8	2.9
1 8 ~ 2 9 歳	3 9.9	2.8	—	0.5	—	1.4	1.4
3 0 ~ 3 9	3 9.0	7.2	0.3	—	—	3.6	0.3
4 0 ~ 4 9	2 9.3	8.7	—	0.5	—	3.7	0.7
5 0 ~ 5 9	2 7.8	8.9	2.4	—	7.2	2.9	1.3
6 0 ~ 6 4	4 3.0	1 9.9	7.4	0.2	1 6.8	2.0	3.9
6 5 ~ 6 9	5 9.0	2 1.7	3.3	0.3	1 1.7	1.0	4.0
7 0 ~	7 1.6	1 0.1	3.5	0.1	8.4	0.2	4.9

2) 諸手当の受給状況

□ 身体障害者に対する諸手当の受給者は372,000人、全身体障害者の18.8%で、そのうち「国の制度による手当」のみの受給者は204,000人(10.3%)、「地方公共団体の制度による手当」のみの受給者は122,000人(6.1%)、「国・地方公共団体双方の手当」の受給者は47,000人(2.4%)。

福祉手当や児童扶養手当など国の制度や地方公共団体の制度による身体障害者に対する手当を受給しているものは、全国で372,000人で、身体障害者全体の18.8%を受給しており、手当を受給していないものは1,605,000人で8.1.2%である。手当を受給している372,000人について、受給している手当が国の制度による手当か、あるいは地方公共団体の制度による手当かをみると、国の制度による手当のみを受給しているのは204,000人(10.3%)、地方公共団体の制度による手当のみの受給者は122,000人(6.1%)、国・地方公共団体の双方の手当の受給者は47,000人(2.4%)である。

手当の受給率を障害の種類、障害の程度及び年齢階級別にみると、表82、表83及び表84のとおりである。障害の種類別では視覚障害者の受給率ももっとも高く32.6%であり、障害の程度別にみると1級が54.0%、2級が34.3%と重度障害者に偏在しており、年齢階級別にみると50歳未満の受給率が20~30%台、50歳以上では10%台の受給率となっている。

表 8 2 障害の種類別にみた国一地方公共団体の制度別手当の受給割合

障害の種類	総 数	手 当 を 受 給 し て い る			手 当 を 受 給 し て い な い	
		総 数	(1) 国の制度に よる手当の み	(2) 地方公共団 体の制度に よる手当の み		(1)・(2)の 両 手 当
総 数	1 0 0.0	1 8.8	1 0.3	6.1	2.4	8 1.2
視 覚 障 害	1 0 0.0	3 2.6	2 0.3	7.1	5.2	6 7.4
聴 覚 障 害	1 0 0.0	1 7.6	1 0.3	4.1	3.2	8 2.4
肢 体 不 自 由	1 0 0.0	1 5.7	7.9	6.5	1.3	8 4.3
内 部 障 害	1 0 0.0	1 4.9	6.8	6.1	2.0	8 5.1

表 8 3 障害の程度別にみた国—地方公共団体の制度別手当の受給割合

障害の程度	総 数	手 当 を 受 給 し て い る				手 当 を 受 給 し て い な い
		総 数	(1)	(2)	(1)・(2)の 両 手 当	
			国 の 制 度 に よ る 手 当 の み	地 方 公 共 団 体 の 制 度 に よ る 手 当 の み		
総 数	1 0 0.0	1 8.8	1 0.3	6.1	2.4	8 1.2
1 級	1 0 0.0	5 4.0	3 4.3	9.2	1 0.4	4 6.0
2 級	1 0 0.0	3 4.3	1 9.4	1 0.5	4.4	6 5.8
3 級	1 0 0.0	1 3.3	2.9	1 0.3	0.1	8 6.7
4 級	1 0 0.0	5.8	2.4	3.4	—	9 4.2
5 級	1 0 0.0	4.8	2.2	2.7	—	9 5.2
6 級	1 0 0.0	3.1	2.4	0.7	—	9 6.9
不 明	1 0 0.0	4.8	3.9	0.9	—	9 5.2

表 8 4 年齢階級別にみた国—地方公共団体の制度別手当の受給割合

年 齢 階 級	総 数	手 当 を 受 給 し て い る				手 当 を 受 給 し て い な い
		総 数	(1)	(2)	(1)・(2)の 両 手 当	
			国 の 制 度 に よ る 手 当 の み	地 方 公 共 団 体 の 制 度 に よ る 手 当 の み		
総 数	1 0 0.0	1 8.8	1 0.3	6.1	2.4	8 1.2
1 8 ~ 2 9 歳	1 0 0.0	2 8.9	1 6.1	9.2	3.7	7 1.1
3 0 ~ 3 9	1 0 0.0	3 2.1	1 8.7	7.9	5.6	6 7.9
4 0 ~ 4 9	1 0 0.0	2 3.7	1 3.5	8.2	2.0	7 6.3
5 0 ~ 5 9	1 0 0.0	1 6.2	8.4	5.1	2.7	8 3.8
6 0 ~ 6 4	1 0 0.0	1 5.1	8.1	5.9	1.1	8 4.9
6 5 ~ 7 0	1 0 0.0	1 6.5	7.3	6.8	2.5	8 3.5
7 0 ~	1 0 0.0	1 6.3	9.7	4.8	1.7	8 3.7

国の制度による手当を受給している251,000人について受給している手当の制度をみると、表85のとおりで、「福祉手当」を受給しているものが203,000人と圧倒的に多く、全身体障害者の10.3%である。手当の制度を「福祉手当」と各種の制度の手当をまとめた「その他の手当」の2区分にして、障害の種類、障害の程度及び年齢階級別にみると、表86、表87及び表88のとおりであり、視覚障害者と聴覚障害者、1・2級の重度障害者及び50歳未満の身体障害者の「福祉手当」の受給率が高い。

表 8 5 国の制度による手当別受給者数及び受給割合（延数）

	福祉手当	特別児童 扶養手当	児童扶養 手 当	児童手当	原爆被爆者 介護手当	その他の 公的手当
推 計 数	千人 2 0 3	千人 6	千人 1 3	千人 1 0	千人 8	千人 3 1
受 給 割 合	% 1 0.3	% 0.3	% 0.7	% 0.5	% 0.4	% 1.6

表 8 6 障害の種類別にみた国の制度による手当別受給割合

障 害 の 種 類	福 祉 手 当	そ の 他 の 手 当
総 数	1 0.3	3.5
視 覚 障 害	2 2.5	5.4
聴 覚 障 害	1 2.0	3.2
肢 体 不 自 由	6.9	3.0
内 部 障 害	5.4	3.4

表 8 7 障害の程度別にみた国の制度による手当別受給割合

障 害 の 程 度	福 祉 手 当	そ の 他 の 手 当
総 数	1 0.3	3.5
1 級	4 1.6	6.7
2 級	2 0.3	5.5
3 級	1.2	1.8
4 級	0.8	1.5
5 級	0.2	2.0
6 級	0.5	1.6
不 明	—	3.5

表 8 8 年齢階級別にみた国の制度による手当別受給割合

年 齢 階 級	福 祉 手 当	そ の 他 の 手 当
総 数	1 0.3	3.5
1 8 ~ 2 9 歳	1 7.0	5.0
3 0 ~ 3 9	2 0.0	7.5
4 0 ~ 4 9	1 1.0	7.0
5 0 ~ 5 9	9.4	2.6
6 0 ~ 6 4	7.6	1.7
6 5 ~ 7 0	8.1	2.0
7 0 ~	9.3	2.7

3. 身体障害者の「現在、特に必要な福祉サービス」

□ 「福祉サービス」としてもっとも要望が強いのは「所得保障の充実」で身体障害者の64.1%が要望、ついで「医療費の軽減」が29.9%、「障害に適した住宅の確保」19.2%、「機能回復訓練の実施」16.4%。

身体障害者の福祉サービスにおけるニーズを障害の種類別にみると表89及び図16のとおりである。身体障害者全体では「所得保障の充実」が64.1%ともっとも多くの方が要望しており、ついで「医療費の軽減」、「障害に適した設備をもった住宅の確保」、「機能回復訓練の実施」「介助体制の充実」、「働く場の確保」などの要望が強い。障害の種類別にみると、各障害の種類を通じて「所得保障の充実」が65%程度の強い要望を示しているが、視覚障害者では「住宅の確保」(24.0%)、「介助体制の確立」(18.5%)、聴覚障害者では「文化活動の援助」(15.4%)、肢体不自由者では「住宅の確保」(21.1%)、「介助体制の充実」(18.1%)、内部障害者では「医療費の軽減」(46.6%)と障害の種類によってニーズが異なっている。

つぎに、障害の程度別にみると表90のとおり、「所得保障の充実」は軽度になるにしたがって要望する割合が若干低くなるが、各級を通じてもっと高い。1・2級の重度障害者で要望の高いのは「介助体制の確立」と「住宅の確保」であり、中・軽度障害者では「医療費の軽減」と「働く場の確保」を要望する割合が高くなっている。

表89 障害の種類別にみた「現在、特に必要な福祉サービス」の要望している割合

現在、特に必要な福祉サービスの種類	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害
専門的な機能回復訓練の実施	16.4	6.9	10.2	21.8	11.3
病気にかかりやすいので医療費の軽減	29.9	24.2	23.6	30.5	46.6
日常生活のなかで、かなりの介助が必要なので介助体制の充実	15.8	18.5	9.7	18.1	7.9
能力に応じた職業訓練の実施	9.1	5.7	8.8	10.5	7.2
就労がむずかしいので、働く場の確保	13.8	11.4	13.0	14.9	13.3
障害に適した設備をもった住宅の確保	19.2	24.0	12.3	21.1	11.3
年金などの所得保障の充実	64.1	65.9	64.3	63.3	65.5
スポーツ・レクリエーション・文化活動に対する援助	11.3	9.2	15.4	11.3	7.9
結婚についての相談活動	2.1	1.3	2.5	3.0	1.8
その他	4.5	4.1	5.2	4.6	3.6
無回答	17.5	15.7	19.0	17.4	16.4

図16 障害の種類別にみた「現在、特に必要な福祉サービス」の要望している割合

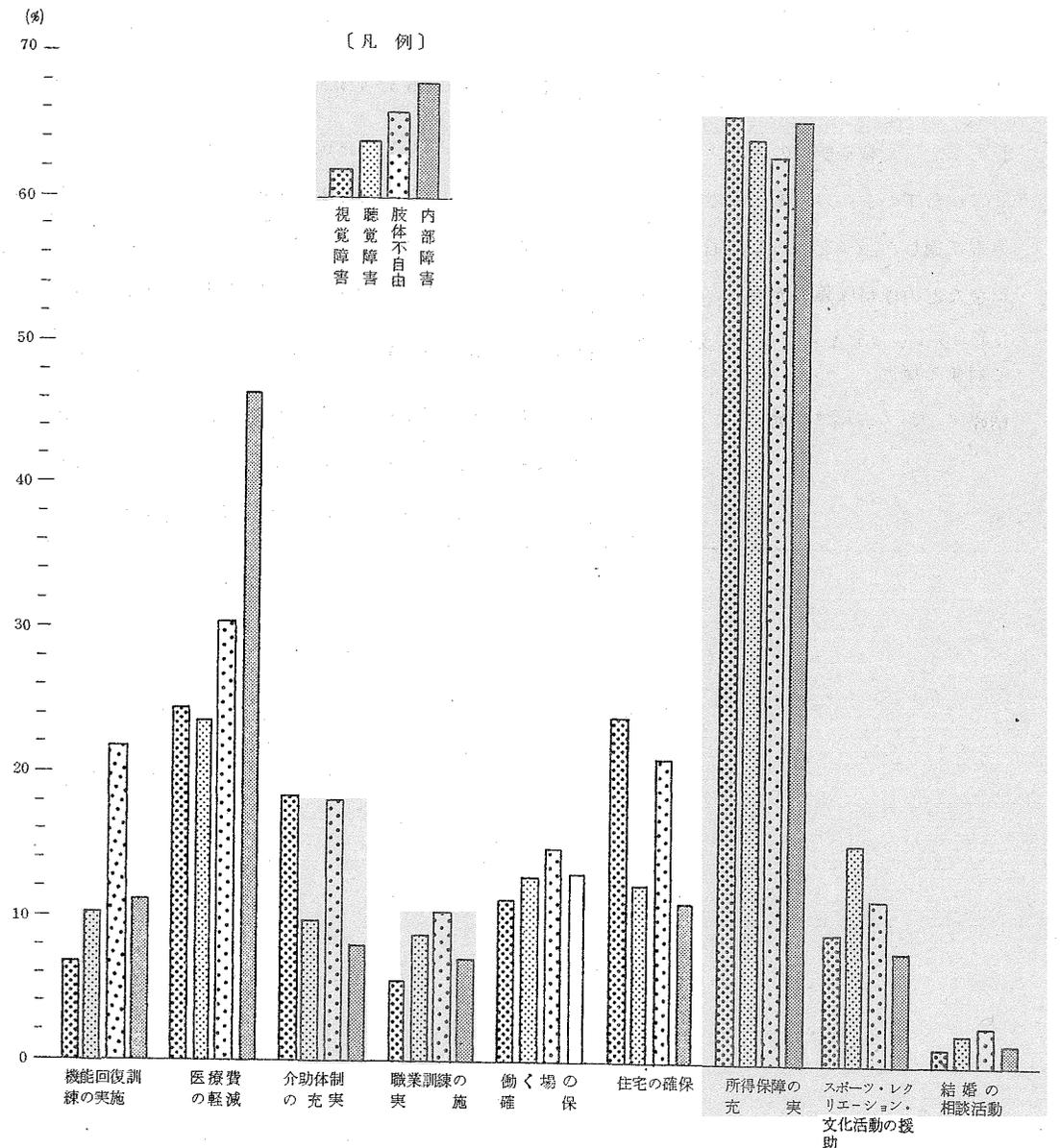


表 90 障害の程度別にみた「現在、特に必要な福祉サービス」を要望している割合

%)

現在、特に必要な福祉サービスの種類	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明
専門的な機能回復訓練の実施	16.4	15.1	22.0	17.4	15.1	16.6	11.4	12.7
病気にかかりやすいので医療費の軽減	29.9	20.0	24.9	30.8	36.1	35.3	27.8	39.9
日常生活のなかで、かなりの介助が必要なので、介助体制の充実	15.8	36.8	25.3	13.2	8.6	6.0	5.1	8.8
能力に応じた職業訓練の実施	9.1	5.9	10.1	9.9	10.1	10.2	8.2	7.5
就労がむずかしいので働く場の確保	13.8	9.2	13.9	14.8	16.6	16.4	11.8	11.4
障害に適した設備をもった住宅の確保	19.2	27.5	26.0	18.2	16.4	15.7	12.5	10.5
年金などの所得保障の充実	64.1	67.2	67.3	64.4	66.4	60.0	58.8	58.3
スポーツ・レクリエーション・文化活動に対する援助	11.3	8.2	11.6	8.8	15.0	12.0	13.2	6.1
結婚についての相談活動	2.1	1.8	4.3	2.2	2.8	2.5	0.9	1.8
その他	4.5	4.5	3.8	6.2	4.4	5.2	3.6	2.6
無回答	17.5	12.7	13.9	18.3	16.0	20.7	22.3	22.4

第3章 用語の解説

用語の解説

この調査における用語はつぎのように定義して用いている。

1 障害の種類

- I 視覚障害； 視覚障害を有しているものをいう。
- II 聴覚障害； 聴力損失による障害、平衡機能の障害及び音声・言語の機能障害を有しているものをいう。
- III 肢体不自由； 上肢切断、上肢機能障害、下肢切断、下肢機能障害及び体幹の機能障害を有しているものをいう。
- IV 内部障害； 心臓機能障害、呼吸器機能障害及びじん臓機能障害を有しているものをいう。
- V 重複障害； 上記の障害を複合して有しているものをいう。

2 障害の程度

障害の程度の判定基準は身体障害者福祉法施行規則別表第5号に準拠して1級から7級、級外及び非身体障害者に判定し、本調査結果では1級から6級までと、1～6級に該当するが級の判定に精密検査を経なければ困難な者を「級不明」とし、これらの者を身体障害者としてまとめた。

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能又は音声機能の障害			肢体不自由			心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害		
		聴覚障害	平衡機能障害	音声機能又は言語機能障害	上肢	下肢	体幹	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害
1級	両眼の視力(万国式視力表によって測ったもの)をいい、屈折異常のある者については、正視力に近づいて測ったものをいう。以下同じ)の和が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したものを 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により、より自立することが困難なもの	心臓の機能の障害により、より自己の身の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により、より自己の身の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により、より自己の身の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの	両耳の聴力損失がそれぞれ90デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 1上肢の機能を全廃したものの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により、より自立することが困難なもの 2 体幹の機能障害により、立ち上がることが困難なもの			
3級	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの	両耳の聴力損失が80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大音量を聞き取れないもの)	平衡機能又は言語機能の著しい障害	音声機能又は言語機能の著しい障害	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3 1上肢の機能の著しい障害 4 1上肢のすべての指を欠くもの 5 1上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1 両下肢をショール関節以上で欠くもの 2 1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 1下肢の機能を全廃したものを	体幹の機能障害により、歩行が困難なもの	心臓の機能の障害により、より家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により、より家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により、より家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの	1 両耳の聴力損失が70デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話語を理解できないもの) 2 両耳による普通話の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能又は言語機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したものの 4 1上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したものの 8 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の4指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものを 3 1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 1下肢の機能の著しい障害 5 1下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものを 6 1下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		心臓の機能の障害により、より社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により、より社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により、より社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

3 障害の原因

障害の種類ごとにつきの原因を記載することとしたが、原因が2以上ある場合には主な原因一つを選んでいる。

- (1) 交通事故 ; 自動車等陸上の交通機関による事故
- (2) 労働災害 ; 業務上の事由によって生じた負傷、疾病
- (3) その他の事故 ; 海難事故、航空事故、風水害、火災、自傷、他傷、過失などによる事故
- (4) 戦傷・戦病 ; 軍人、軍属であった者が戦争業務中にうけた傷病
- (5) 戦災 ; 空襲(原爆を含む)、艦砲射撃等戦争による事故
- (6) 感染症 ; 結核性股関節炎、連鎖球菌性骨膜炎、ポリオ等の疾患
- (7) 中毒性疾患 ; 医薬品およびアルコール、水銀、カドニウム、ヒソ、一酸化炭素等による疾患
- (8) その他の疾患 ; 骨肉腫、糖尿病、クル病、脳出血、気管支喘息、椎間板ヘルニア等
(6)、(7)以外の疾患
- (9) 出生時の損傷 ; 鉗子分娩等による脳神経系の損傷等
- (10) その他 ; (1)~(9)に分類することができないもの
- (11) 不明 ; 何に起因するか不詳であるもの

4 障害の疾病名

障害の原因となった疾病名をいい、疾病が2以上ある場合は主な疾病名1つを選んだ。

- (1) 脳性マヒ、(2) 脊髄性小児マヒ、(3) 脊髄損傷
- (4) 進行性筋萎縮疾患 ; 筋萎縮性側索硬化症、脊髄性進行性筋萎縮症、神経性進行性筋萎縮症、進行性筋ジストロフィー症等
- (5) 脳血管障害 ; 脳出血、脳血栓症、脳軟化症等
- (6) 骨関節疾患 ; 細菌性関節炎、非感染性骨壊死症、骨髄炎等
- (7) リウマチ性疾患 ; リウマチ性関節炎、悪性関節リウマチ、リウマチ性心内膜炎等
- (8) 中耳性疾患 ; 中耳炎、鼓膜穿孔等の伝音系難聴の原因となっている疾病(外耳道閉鎖を含む)
- (9) 内耳性疾患 ; 内耳炎等の感音系難聴及び神経性難聴の原因となっている疾病(突発性難聴、メニエール病等を含む)
- (10) 角膜疾患 ; 結核、梅毒、栄養失調及び角膜軟化症による角膜疾患(パーチェット病、シユエーグレン病等を含む)

5 級	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの 3 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの	平衡のし難 機能著しい害	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の著しい障害 3 1上肢のおや指を欠くもの 4 1上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 1上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障害	1 1下肢の股関節、膝関節又は足関節の機能の著しい障害 2 1下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 1下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害				
	1 1眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下の視野の和が0.2を超えるもの 2 両耳の聴力損失が60デシベル以上(40センチメートルで発声を聞き取れた会話語を聞き取れないもの) 3 1側耳の聴力損失が80デシベル以上、他側耳の聴力損失が40デシベル以上のもの			1 1上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能を全廃したもの	1 1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 1下肢の足関節の機能の著しい障害				
				1 1上肢の機能の軽度の障害 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 3 1上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障害 5 1上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 1上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 1下肢の機能の軽度の障害 3 1下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 4 1下肢のすべての指を欠くもの 5 1下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 1下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの				
	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、地方社会福祉審議会の意見を聞いて定めるものとする。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。								

- (1) 水晶体疾患 ; 先天性白内障、老人性白内障等
- (2) 網脈絡膜・視 ; 未熟児網膜症、結核、梅毒による網脈絡膜炎、網膜色素変性症、糖尿病、高血圧等による眼底疾患及びベレーチェット病、多発性硬化症、サルコイドーシス、スモン、視神経萎縮等の疾患
- (3) じん臓疾患 ; 慢性糸球体腎炎、腎機能不全、ネフローゼ症候群、腎硬化症、慢性腎う腎炎等
- (4) 心臓疾患 ; 冠状動脈硬化症、心筋硬塞症、僧帽弁膜症、大動脈弁膜症、(突発性)心筋症、フェロー四徴候症等
- (5) 呼吸器疾患 ; 肺結核、肺気腫、気管支拡張症、肺高血圧症、肺線維症等
- (6) その他 ; 上記の(1)～(5)のいずれにも該当しない疾患

5 治療・機能回復訓練または職業訓練

- (1) 治療 ; 身体の障害を除去、軽減するための専門的治療(人工透析療法を含む)をいい、単なるかぜなどの一般的な医療を除く。
- (2) 機能回復訓練 ; 理学療法、作業療法、職能訓練、言語訓練及び視能訓練をいう。
- (3) 職業訓練 ; 職業につくための訓練をいう。

6 過去1年間の病気のための受療状況 ; 身体の障害を除去・軽減するための専門的治療(人工透析を含む)以外の一般的な医療の受療をいう。

7 世帯構造

- (1) 単身世帯 ; 世帯員が1人だけの世帯をいう。ただし住込みまたは寄宿舍・寮に居住する単身世帯は除く。
- (2) 夫婦のみの世帯 ; 世帯主とその配偶者のみで構成する世帯をいう。
- (3) 夫婦と未婚の子のみの世帯 ; 夫婦と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
- (4) 片親と未婚の子のみの世帯 ; 父親と未婚の子のみの世帯もしくは母親と未婚の子のみの世帯をいう。
- (5) 三世帯世帯 ; 親・子・孫のいる世帯をいう。親・子・孫のいる世帯には、たとえば、親一長男一三男の子で構成されている世帯、あるいは、祖父母や曾祖父母がいる世帯も含まれる。
- (6) その他の世帯 ; 上記(1)～(5)以外のすべての世帯をいう。

8 世帯類型

- (1) 高齢者世帯 ; 男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成するか、または、これに18歳未満の者が加わった世帯をいう。
- (2) 母子世帯 ; 死別・離婚その他の理由で、配偶者のない20歳以上60歳未満の女と20歳未満のその子(養子を含む。)の世帯をいう。
- (3) 父子世帯 ; 死別・離婚その他の理由で、配偶者のいない20歳以上65歳未満の男と配偶者のない20歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成している世帯をいう。
- (4) その他の世帯 ; 上記(1)～(3)以外のすべての世帯をいう。

9 世帯業態

耕地面積により世帯を0.3ヘクタール(北海道では0.5ヘクタール)以上の世帯と、0.3ヘクタール未満の世帯に分け、さらに次のように分類した。

耕地面積0.3ヘクタール未満の世帯(以下雇用者・自営業者等の世帯という。)

- (1) 雇用者世帯 ; 最多収入者が、他に雇われて賃金・俸給等を得ている世帯をいう。
- (2) 常雇者世帯 ; 最多収入者が、一年以上で雇用期間に別段の定めがなく他に雇われている世帯をいう。
- (3) 会社・団体等の役員 ; 最多収入者が、会社・団体・公社等の役員(重役・理事等)をしている世帯をいう。
- (4) 一般常雇者世帯 ; 最多収入者が、一年以上で雇用期間に別段の定めがなく他に雇われて賃金・俸給等をもっている世帯をいう。なお、この世帯を最多収入者の勤め先(企業)の雇用者規模により次のとおり3区分した。この場合、官公庁に雇われている者の世帯は〔1000人以上〕の区分に含めた。

雇用者規模30人未満 雇用者規模30～999人 雇用者規模1000人～・官公庁

- (5) 臨時雇用者世帯 ; 最多収入者が、1カ月以上1年未満の契約で他に雇われている世帯をいう。
- (6) 日雇労働者世帯 ; 最多収入者が、日々または1カ月未満の契約によって雇われている世帯をいう。
- (7) 自営業者世帯 ; 最多収入者が、農業以外の自営業を行っている世帯をいう。
- (8) その他の世帯 ; 最多収入者が、(1)～(7)に該当しない世帯をいう。したがって、最多収入者がまったく働いていない世帯、家賃・利子・配当・年金・恩給で収入を得ている世帯が含まれる。耕地面積0.3ヘクタール以上の世帯(以下、農耕世帯という。)
- (9) 専業世帯 ; 農業だけをやっている世帯で、世帯員の中に農業以外の自営業者及び雇用者の

まったく働いていない世帯をいう。(耕地面積が0.3ヘクタール以上あるがまったく働いていない世帯、家賃・利子・配当・年金・恩給等で収入を得ている世帯も含まれている。)

(10) 兼業世帯 ; 農耕世帯で、世帯員の中に常雇者、臨時雇用者、日雇労働者および自営業者が1人でもいる世帯をいう。

10 住宅の種類

- (1) 持ち家 ; 居住している世帯が所有している住宅。
- (2) 公営住宅 ; 都道府県、市区町村が所有又は管理する賃貸住宅で、「(4) 給与住宅」でないもの。
- (3) 公社・公団住宅 ; 日本住宅公団や都道府県・市町村の「住宅供給公社」・「住宅協会」・「開発公社」などが所有又は管理する賃貸住宅で「(4) 給与住宅」でないもの。なお、雇用促進事業団の移転就職者用宿舍もここに含める。
- (4) 給与住宅 ; 社宅、公務員住宅などのように、会社、団体、官公庁などが所有又は管理して、その職員を職務の都合上又は給与の一部として居住させている住宅。この場合、家賃の支払いの有無を問わない。
- (5) 民営借家 ; 国・都道府県・市町村・公団・公社以外のものが所有している住宅を借りている場合(賃貸アパートを含む。)で、「(4) 給与住宅」でないものをいう。
- (6) その他 ; 上記(1)~(5)以外の住宅

11 職業 ; つぎの内容例示によって分類した。

なお、二つ以上の職業についている場合は、労働時間の長い方を、時間でわけがたいときは収入の多い方を記入し、労働時間と収入でもはっきりしないときは、本人の判断によりいづれか一つを選ぶこととした。

1	農業従事者 林業従事者 漁業従事者	農耕作業及び家族従事者、農耕、養蚕及び畜産賃金労働者、畜産作業及び家族従事者、植木職及び造園師、猟師、その他の捕獲人、漁業者、潜水漁夫、水産養殖従事者、漁船の船長及び乗組員、伐木夫、運材夫、植林及び手入夫、林産物生産採取人、炭焼製薪夫等
2	採鉱・採石従事	抗外夫、採鉱及び採石労働者、抗内夫、石切出夫、土砂採取夫等
3	運輸従事者 通信従事者	バス、自動車及び電車運転手、電気機関車運転士及びその助手、蒸気機関車運転士及びその助手、水夫及び甲板部員、無線通信士、船舶無線電信士、有線通信士、電話交換手等
4	事務従事	会計事務員、駅員、速記者、筆耕者、給仕、タイピスト、郵便集配人、集金人、車掌、その他の事務従業者等
5	管理的事務従事	会社社長、販売部長、市長、人事課長、小売店経営者(接客・販売に直接従事しない場合)、映画館経営者組合理事、工場長等
6	販売・サービス従事	お手伝い及び家庭使用人、個人家庭の派出婦、守衛、監視人、踏切番、その他の保安サービス従業者、理容師、美容師、浴場従事者、エレベーター係、携帯品預り人、娯楽競技場の従業者、赤帽ポーター、掃除人、ガイド、葬儀屋、料理店・旅館及び寄宿舎の従業者等
8	専門的・技術的職業従事	内科医師、歯科医師、薬剤師、看護婦、あんま師、採炭技術者、合金技師、工作機械組立技師、電気工事技術者、教員、洋教学校講師、弁護士、会計士等
9	製造従事	日雇労働者、自動車鉄道車輛・船舶及び機械の組立工及び修理工、鍛造工、装飾師、熱処理工、鉄工、製缶工、鉛工、配管工、工具金型工、鉄金工、非金屬製錬工、大工、指物職、木製家具職、製材工、合板工、桶樽職、木材・木製品作業、精穀・製粉工、屋根職、左官、煉瓦、コンクリート・タイル工、

		電線架線工、陶磁器工、畳職、洗濯工、洗張り職、井戸掘り職、鍛造工、圧延工、製鉄製鋼工、鳶職、土工、道路工夫等
10	その他	画家、歌手、脚本家、神職、カメラマン、職業野球選手等

12 就労日数 ; 収入を得るために働いた昭和55年1月中の就労日数をいう。この場合、時間の長短にかかわらず就労した事実があれば、1日の実日数とした。

13 収入 ; 仕事に従事することにより昭和55年1月の1か月間に得た本人の俸給、賃金などの勤労収入(税金や社会保険料の差し引かれる前の金額)をいう。農業、物品販売業などのように月によって現金収入の変動の激しい場合は、前年(昭和54年1月~12月)1か年間における月平均収入額とした。なお、財産収入、他からの仕送り、公的年金、預貯金引出しなどによる収入は含まない。

14 課税状況(世帯の)

- (1) 所得税 ; 昭和53年分の課税状況による。
 - 1) 課税されている世帯 ; 所得税を課税されている者が1人でもいる世帯をいう。
 - 2) 課税されていない世帯 ; 所得税を課税されている者が1人もいない世帯をいう。
- (2) 市町村民税 ; 昭和54年度市町村民税の課税の状況による。
 - 1) 所得割を課税されている世帯 ; 所得割を課税されている者が1人でもいる世帯をいい、均等割を課税をされている者の有無を問わない。
 - 2) 均等割のみ課税されている世帯 ; 均等割のみを課税されている者のみの世帯であって、他に所得割を課税されている者が1人もいない世帯をいう。
 - 3) 課税されていない世帯 ; 市町村民税の課税をされている者が1人もいない世帯をいう。

15 日常生活用具の種類

- (1) 盲人用テープレコーダー・時計・カナタイプライター ; 視覚障害者が使用しうるもの
- (2) 聴覚障害者用サウンドマスター ; 音・音声および言語を視覚・触覚で知覚できるもの
- (3) 聴覚障害者用目覚時計 ; 震動により知覚できるもの
- (4) 聴覚障害者用屋内信号灯 ; 来訪者の呼び出し等を光の点滅により知覚できるもの
- (5) 肢体不自由者用浴槽 ; 障害者が容易に使用しうる洋式浴槽またはこれに準ずるもの
- (6) 肢体不自由者用湯沸器 ; 障害者が容易に使用しうるもの
- (7) 肢体不自由者用便器 ; 洋式便器、便座等障害者が容易に使用しうるもの
- (8) 肢体不自由者用特殊便器 ; 足踏ペダルで温水、温風を出しうるもの
- (9) 肢体不自由者用特殊寝台 ; 使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
- (10) 電動タイプライター ; 言語・筆談等による意志の伝達が困難な言語および肢体の複合障害者が容易に使用しうるもの